

JETRO

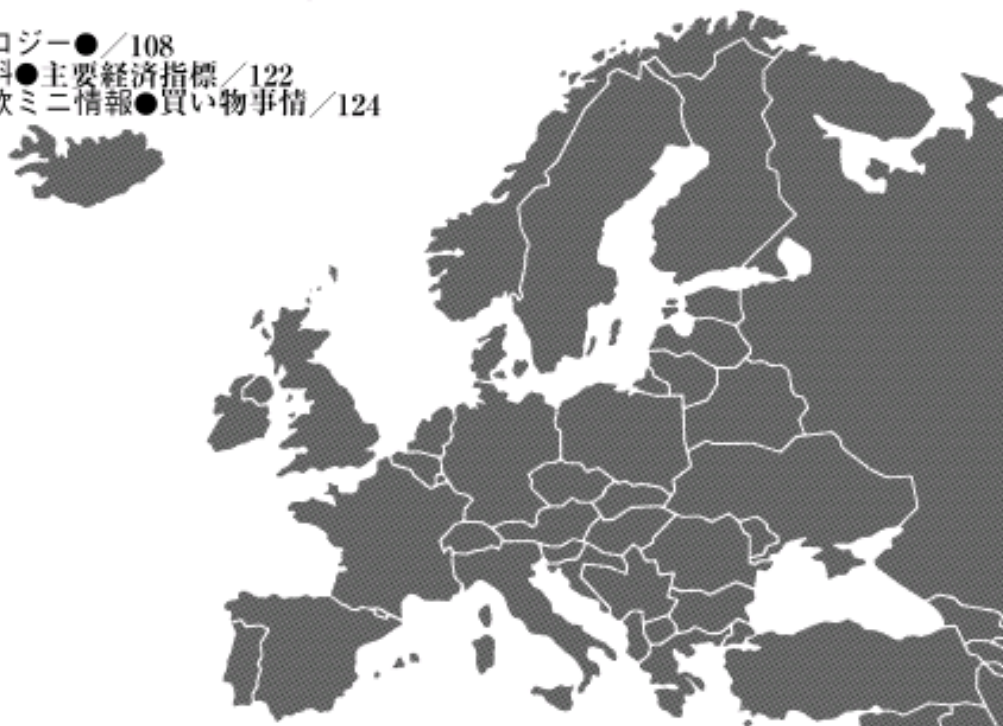
ユーロトレンド

EURO TREND

NO.51 2002・3

- Report 1 ●EC法と課税国税法 (EU) / 2
Report 2 ●欧州拡大研究会報告 / 7
- 国際金融市場におけるユーロの位置付け、展望
- EUの東方拡大と中・東欧
Report 3 ●大幅に拡大した欧州地域への直接投資 / 24
Report 4 ●欧州税制調査 / 28
- EUの税制統合の中長期的見通し (EU)
- 非居住者のキャピタルゲイン非課税措置は継続の見通し (英国)
- 固有の税制は継続の見込み (スペイン)
- 経済発展に寄与した優遇税制をEUに適合 (アイルランド)
- 競争力向上と産業立地条件の改善に期待 (ドイツ)
- 抜本的な法人税制改革が課題 (フランス)
- EU水準への税率引き下げを目指す (イタリア)
Report 5 ●税制・東部地域から見たドイツの企業立地 / 62
Report 6 ●競争力強化に努める小売流通業界 (欧州) / 76
Report 7 ●ウォークマン、コンパクトカメラ、ガソリンの価格が
取れん傾向 (ユーロ圏・英国) / 80

- クロノロジー ● / 108
統計資料 ● 主要経済指標 / 122
中・東欧ミニ情報 ● 買い物事情 / 124



EC法と課税国税法（EU） ～ 加盟国税制に対するEC法の規制 ～

海外調査部欧州課

EU加盟国による税制調和の行方は、2000年12月のニース首脳会議による機構改革の議論を経た後も全会一致制が継続されることになり、将来的に時間を要する分野となった。一方で、EU法と矛盾する加盟国税法が排除されることで、加盟国税制が結果的に調和していく流れもある。本レポートは、ジェットロ海外調査部欧州課主催の研究会で、ブリュッセルで長年弁護士として活躍された早稲田大学法学部の須網隆夫教授に講演を依頼し、その内容を取りまとめたものである。

1 . はじめに

EC法による加盟国の税制調和には、大別して2種類あることがまず認識されねばならない。第一は、EC立法による各国税制の「積極的調和」であり、これは各加盟国が制定されたEU指令を国内法化（二次立法）することによって、加盟国税制が収れんすることを意味する。第二は「消極的調和」であり、これは、EC法優位の原則に基づいて、EC法と矛盾する加盟国税法が排除されることを通じて、結果的に加盟国税制が調和されることを意味する。ユーロトレンド2001年11月号 Report1で指摘された「加盟国課税権に対する裁判所による浸食」がこれに相当する。本報告では、このうち直接税の「消極的調和」について検討し、直接税の制度設計にあたって、どのような制限がEC法によって課されているのかを明らかにしようとする。

2 . 検討の前提

(1) EC条約と直接税

まず、EC法全体の枠組みについて説明する。「直接税の調和」を直接の目的とする条文はEC条約の中には規定されていない。このことは、それが「間接税の調和」と大きく異なる点である。ただし、直接税の根拠となる条文がEC条約中にまったく存在しないというわけではない。これまでの直接税に関するEC立法は、EC条約94条・95条を根拠に制定されてきた。94条は、共同市場の設立のための加盟国法の接近を規定する条文であり、同様に95条は、域内市場完成のための加盟国法の接近に関する条文である。後者は、理事会が必要な立法を特定多数決で決定できることを定めているが、税制については例外として全会一致で決定されることに注意が必要である（95条2項）。

.....

(2) ECの目的～共同市場/域内市場の創設～

EUの主要な目的は、共同市場・域内市場の創設である。これらの市場では、人・モノ・サービス・資本が国境を越えて自由に移動できることが予定されている。そして、これらの市場においては、単に自由移動が保障されるだけでなく、そこにおいて公正な競争が担保されることが必要となる。このことは、域内の事業者間の競争が、加盟国の制度によって歪められてはならないことを意味する。例えば、域内で法人税の低い国と高い国がある場合、それぞれの国に存在する企業は、果たして公正な競争を行うことができるのだろうか。税制によって域内の競争が歪められる可能性が存在するのである。

また、EC条約は国籍に基づく差別禁止の原則を謳っている(12条)。ただし、注意しなければならないことに、これは加盟国間における差別禁止を規定しているにとどまる。従って、12条は日本企業とドイツ企業の差別は禁止していないが、ドイツ企業とフランス企業の差別は禁止していることになる。

(3) EC法の加盟国法に対する優位

さて、このようなEC法による規制の意味を理解するために不可欠であるのが、EC法と加盟国法の関係である。ここにおいて、EC法は加盟国法(二次立法、三次立法、憲法含む)に対して優位性を持っていることが留意されなければならない。このことは、EC法と加盟国法の内容が矛盾した場合は、EC法が加盟国法に優先することを意味する。さらに、全てのEC法ではないが、個人がEC法を根拠に国内裁判所に提訴できることが認められていることが重要である。これは、EC法が抽象的な存在ではなく、EU内で活動する企業・個人にとって、具体的な権利を与えるものであることを意味する。例えば、これらの原則の結果として、税制の分野でも、ある加盟国の税制がEC法に違反する場合、

課税対象となった企業が、EC条約を始めとするEC法を根拠に、加盟国の国内裁判所に提訴することが可能である。

3. 加盟国税法と自由移動

(1) 労働者の自由移動

～EU加盟国民を税制で差別：Biehl事件～

加盟国の税法の内容は、EC条約の保障する4つの自由移動(人・モノ・サービス・資本)との関係で問題となることが少なくない。特に、国籍に基づく差別に関連して、居住者と非居住者の扱いを区別する税法の適法性が争われることが多い。各分野について、これまでの欧州司法裁判所の判決を検討してみよう。

まず、労働者の自由移動(EC条約39条)について問題となった例として、1990年に下されたBiehl事件判決がある。同事件の争点となったルクセンブルク所得税法は、納税者が課税年度の途中で別の加盟国へ移動した場合に、給与からの源泉徴収によって過払いとなった部分について納税者への還付を認めていなかった。他方、居住者は、過払い分の還付を受けることができた。同法は、ルクセンブルク国民と他の加盟国国民の双方に適用されており、その意味では国籍に基づく差別はなかった。しかし判決は、適用に際して国籍による区別をしていなくても、同法がEU域内の他の加盟国民に対して差別的に作用すると判断し、これを違法としたのである。

(2) 自営業者の開業の自由

～開業の自由を税制で制限：欧州委対フランス事件～

自営業者の移動の自由は、普通「開業の自由」(EC条約43条)と呼ばれている。EC条約は、この開業についても、国籍に基づく差別があってはならないと規定している。さらに企業もこの開業の自由を享受することができるが、企業の国籍は登記上の住所所在地と規定されている。

開業の自由に関する有名な判決としては、86年に下された「欧州委対フランス事件 (Commission v. France)」判決がある。同事件では、フランス法人税法の定める外国税額控除制度が争点となった。フランスは二重課税を避けるため、国外からの利益配当の受領者に外国税額控除 (tax credit) を認めていた。ただし、これを利用できるのは、フランスに登記上の住所を有する法人のみであり、他の加盟国に登記上の住所を有する法人のフランス国内にある支店が、国外から配当を受け取る場合、この外国税額控除を利用できなかった。判決は、利益課税の点では同様に扱いながら、外国税額控除について異なる扱いをすることはできないとの理由により、この制度を違法と判断した。事業の遂行にあたって、支店・子会社などからどの法的形態を選ぶかは事業者の自由であり、差別的税制によって制限されてはならないとの趣旨である。

開業の自由に関しては、このほかに、93年のCommerzbank事件判決や最近のRisskattenverhet事件判決がある。前者では、居住者と非居住者で税金の還付に関する扱いを異にしていた英国税法が争点となり、後者では、企業グループ内取引で、子会社の位置する国によって扱いが異なっていたスウェーデン税法が争点となり、どちらもEC法違反が認定されている。

(3) サービス供給の自由

加盟国の税法は、サービスの国境を越える移動の自由を保障する「サービス供給の自由」(EC条約49条)との関係でも問題を引き起こしてきた。サービス供給の自由については、Eurowings事件判決が有名である。これは、ドイツ税法が、ドイツ会社から航空機をリースした場合を、他加盟国の会社からリースした場合よりも、有利に取り扱っていたことが争点となり、欧州司法裁判所の判決は、やはり違法と判断するものであった。サービス供給

者がどこで開業しているかという、開業地に基づく差別であると判断されたためである。

(4) 「税制の首尾一貫性」を優先：Bachmann事件

このように加盟国税法については、さまざまな内容が、EC法に照らして違法であると判断され、加盟国は、それらの制度を改変することを余儀なくされてきたが、一見すると違法と見える税制が、場合によっては正当化されることがあることに注意しなければならない。

考えて見れば、加盟国税法が、居住者と非居住者で異なる扱いをしている場合には、当然、そこになんらかの理由があるのが普通であり、その理由の内容如何によっては、加盟国が例外的に移動の自由を制限できる場合があるのである。これが、ユーロトレンド2001年11月号Report 1で指摘された92年のBachmann事件判決である。同事件では、ベルギー所得税法の規定する、生命保険等の保険料の課税所得からの控除が争点であった。すなわち同法は、ベルギーで開業する保険会社に保険料が支払われた場合にのみ控除を認め、他の加盟国で開業する保険会社への支払を控除することを否定した。

欧州司法裁判所の判決は、同税制は、労働者の自由移動・サービス供給の自由に違反すると認定しながらも、それは「税制の首尾一貫性」の観点から正当化されると判断した。これは、外国の保険会社への支払の控除と支払われる保険金への課税との間には、関連性があるからである。つまり、控除を認めるのならば、保険金が支払われた時点での課税も認められなければならないが、それは未だ解決していない。そこで判決は、加盟国に税制の権限がある以上、「税制の首尾一貫性」が必要であるという理由で、この差別が正当化されることを認めたのである。

このほか、97年のFutura事件判決は、ルクセンブルク法人税法の規定に関する判決である

が、繰り延べられる損失と課税国における収入との間には、経済的な関連がなければならぬという理由で、同税法の規定を支持した上で、目的と手段の均衡を失しているとして違法と判断した。このように、移動の自由には、例外が認められる場合もあるのである。

(5) 最近の判例

～居住者と非居住者の区別の肯定：
Schumacker事件～

これまでみたように、加盟国の税法が、居住者と非居住者を区別することは、基本的には認められず、一定の場合に例外が認められるのみであった。しかし近年、居住者と非居住者の区別を承認する判決が下されていることにも留意する必要がある。それは、両者（居住者と非居住者）の間には客観的な相違がある以上、その結果、異なる扱いをしても差別ではないという考え方にに基づくものである。このような解釈は、これまでの判例と矛盾するようにも思われるが、従来の判決を全面的に変えるものでは必ずしもない。

この問題については、95年のSchumacker事件判決が参考となる。同事件では、ドイツの所得税法が争点であった。同法は、居住者と非居住者で扱いを異にしていた。具体的には、非居住者の場合には、年末調整による還付が受けられなかった。

居住者に対してのみ税制上の利益を与えることは、一般的には国籍に基づく差別であると考えられる。しかし、直接税に関しては、居住者と非居住者の立場はそもそも同等ではないと言わざるを得ない。居住者は、通常、居住国に資産を保持していることが多く、その資産を把握することも容易である。他方、非居住者の資産把握は難しい。したがって、加盟国が、居住者に与えている利益を非居住者に与えないことが、一般的に差別的であるわけではないのである。

もっとも、Schumacker事件判決では、ベ

ルギーに住居がありドイツで労働するケースが問題となったところ、本件の非居住者は、居住地で相当な収入を得ていないため、異なる扱いは正当化されないと判断された。本件判決後、同様の判決がさらに二つ下されている。

4．最後に～加盟国税制、欧州司法裁判例の枠内で設計～

EC法による加盟国税法への制限としては、これまで検討してきた自由移動の観点からに加えて、加盟国法に共通する「法の一般原則」に基づくものがある。

「法の一般原則」の内容としては、まず「一般的な差別禁止の原則」がある。これは、国籍ではなく同じ状況にあるものが異なる扱いをされてはならないとする原則である。また「比例性の原則」がある。これは、目的と手段との間にバランスがとれていなくてはならないというものであり、目的達成のために必要最小限である手段だけが許容される。このほかに、「基本的人権の尊重」、「(共同体に対する)忠誠」などによっても制約される。これらの原則を税法について具体的に適用した例は存在しないと思われるが、加盟国税法に対する制限として機能する可能性は否定できない。

どんな場合であれ、加盟国の税制は、欧州司法裁判所の判例法を含むEC法の枠内でのみ設計可能であることは忘れられてはならない。そして、EC法の発展に伴い、加盟国が税制度を設計できる自由度は低下してきていると言わざるを得ず、例えば、外国からの投資に対する優遇税制を検討する際にも、欧州司法裁判所の判例法の枠組みが前提となる。例えば、EUの優遇税制についてのガイドラインを規定する「行動要綱」では、非居住者のみを対象とする優遇税制を禁止している。したがって、「行動要綱」も居住者・非居住者の区別を禁止する欧州司法裁判所の立場に基づいているといえる。もっとも、ある国が優遇税制を作った場合に、それが「行動要綱」

Report 1

によっては制限されていない場合にも、なお
欧州司法裁判所の判例によって認められない

可能性が残ることにも注意しておかねばなら
ないだろう。

(まとめ：高塚 一)

欧州拡大研究会報告

99年の導入後、ユーロの対外価値が低下傾向にある。低下の理由としては、米国とユーロ圏の景況感の差、中央銀行の信憑性の差など諸説がある。一方、2002年1月にはユーロ現金が流通を開始、市場ではユーロ反転のきっかけになるともされた。

また、現在EUは中・東欧諸国との間で加盟交渉を進めている。EUの拡大は、経済的な影響にとどまらず、政治、軍事、さらには社会にも大きな影響を与えることが予想されるが、2001年9月の米国連続テロ事件が、EU拡大の動きに拍車をかけたとの見方がある。

本レポートは、ユーロ下落の理由と今後の見通しについて慶應義塾大学経済学部の嘉治佐保子教授に、また、EUの東方拡大の現状と今後の展望については法政大学社会学部の羽場久滉子教授に、ジェットロ海外調査部欧州課主催の研究会（2001年12月開催）で解説をお願いし、取りまとめたものである。

国際金融市場におけるユーロの位置付け、展望

海外調査部欧州課

本報告では、経済通貨同盟（EMU）第3段階開始以降のユーロの評価、ユーロの国際金融市場における位置付け、ユーロは「強い」通貨になるかどうかに関する展望、についての見方を示す。

1. 通貨価値が下落する理由

通貨が下落する理由は、通貨に対する需要が供給を下回るためである。通貨には価値の貯蔵、取引の媒介、価値の表示、という3種類の需要がある。このうち、市場の需給に直接関係するのは前者2つで、大まかに言うと「価値の貯蔵」は「資本収支関連」、「取引の媒介」は「経常収支関連」に区別できる。あ

る一定期間の量を比較すると、前者は後者の70倍から100倍ともいわれる。どちらのタイプの需要がそのときの為替レートに最も大きく影響しているかは不明で、どちらかのタイプが「必ず売り」でもないし、「必ず買い」でもない。通貨価値が下落する理由は「そのときの売り需要が買い需要を上回った」といえるが、その理由としては、「売り需要は、（おそらく）このタイプ」とまでしかいえない。

2. 通貨価値が下落することの利点とコスト

通貨価値が下落することの「経常収支関連」の利点は、輸出財の価格が相対的に安くなる

ことである。一方、コストは、輸入財の価格が相対的に高くなりインフレ的效果をもたらすことである。

通貨価値が下落することの「資本収支関連」の利点とコストは、そのときの内外金利差や、対外債務国が対外債権国かにも依存するが、このまま通貨安が続くと考えられるなら外債投資が有利である。ただし、通貨安になったのであるから、現在は昨日よりも外債が買にくい状態だ、といえる。対外債務国の通貨価値が下落する場合、支払い不履行になり危機につながる。また、対外債権国の通貨価値が下落する場合、返済してもらおう債権の対外価値が低下する。

3. 単一通貨導入（為替レートの恒久的固定）の利点とコスト

為替レートを固定する利点は不確実性の低下である。他方、コストは、金融政策を介入のために使うので国内景気安定化に使えないことである。

単一通貨を導入する場合には、単なる固定レートよりも競争促進効果がある。なぜなら、国境を越えたコスト・価格の比較が容易になるからだ。これは実際ユーロエリアでも起きている。さらに、欧州中央銀行（ECB）がドイツ連銀の反インフレ政策を受け継いだことから、インフレ率と金利が低下している。また、ユーロ建て起債市場のliquidity（流動性）が増し、大型M&Aや投資が可能となった。ユーロエリアの国の起債がユーロ建てとなり市場に厚みが増した結果、投資家にとって参加しやすい市場となった。単一通貨の導入は、ユーロの価値低下とは裏腹に、ユーロエリア経済の活性化・合理化につながっている。

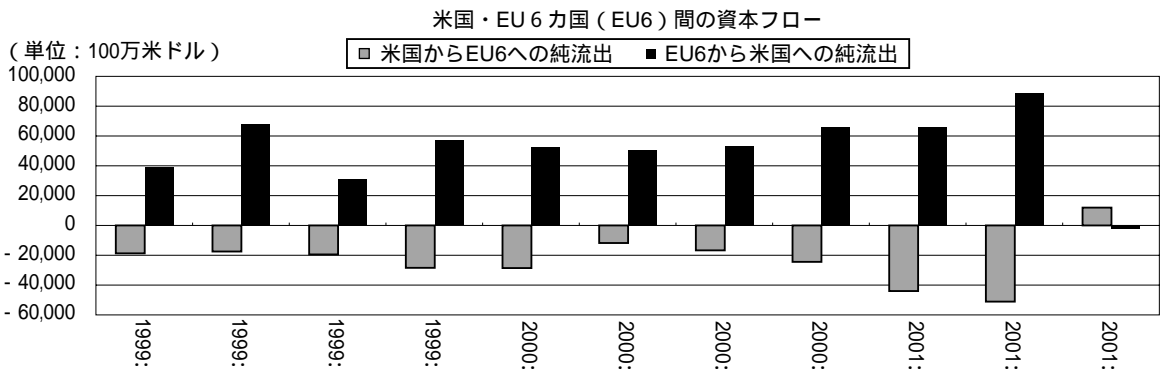
4. ユーロの評価

EMU第3段階開始以来のユーロの対外価値低下の理由については諸説ある。まずは、米国経済がユーロエリアに比べ相対的に強

いというものである。しかし2001年3月から米国は景気後退、2002年と2003年にはユーロエリアの成長率の方が高いという予測もある。次に、米国の労働生産性である。米国の労働生産性がユーロエリアに比べて高いので、米国の方が投資収益が高いというものである。連邦準備制度理事会（FRB）のグリーンズパン議長もユーロ安の原因として、これを理由に挙げていた。ただし、労働生産性の定義が一人あたり平均GDPだと、ユーロエリアでは労働時間が減少しているので労働生産性を低く計算することになる。一時間あたり平均GDPにすれば労働生産性の伸びは2000年までの10年間に米国が年平均6%、ユーロエリアは同1.9%である。

EU統計局によると、証券投資を含む直接投資が99年にユーロエリアから米国へ453億550万ユーロ純流出し、2000年にはユーロエリアから米国へ768億150万ユーロ純流出した。また、ユーロエリアのデータではないので大雑把な指標にしかならないが、EU6（ベルギー、仏、独、伊、ルクセンブルク、蘭）から米国への純資本流出が、米国からEU6への純資本流出を大きく上回っていることがわかる（図参照）。

次に、FRBとECBのcredibility（信憑性）の差が挙げられる。FRBのグリーンズパン議長がECBのドイセンベルグ総裁（オランダ語ではダウセンベルヒ総裁）に比べて圧倒的に信頼を得ている。ECBはFRBと違い、市場との対話を複数の言語でこなす難しさがある。この点はECBのノワイエ副総裁も、ECB総裁候補とされるトリシェ仏中央銀行総裁も指摘していた。次に、ユーロエリアでは金融当局が統一されている一方、財政当局が統一されていない問題がある。さらに、「『最後の貸し手』は誰か」という点で、これは財務省の黒田財務官も指摘しておられた。金融危機が起きた場合、預金を保証するのが「最後の貸し手」である。ユーロエリアでは、



出所：米商務省・経済分析局（BEA）

注1：EU6カ国とは、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダを指す。

注2：速報値。

（注2）

「最後の貸し手」がECBなのか各国の中央銀行なのか必ずしもはっきりしていない。また、有事（含む景気後退）に強いドルという点が挙げられる。これは20年前から言われていることだが、米ドルは何か起きた際に頼りになる通貨とされている。最後に、ユーロエリア経済の構造問題がある。具体的には、米国に比べて硬直的な労働市場や規制などである。ユーロ安の理由としては、以上が挙げられるだろう。

5. 国際通貨としての役割

ECBによると、EMU第3段階開始以降、国際資金調達市場でのユーロの役割は16%上昇した。2001年3月末現在で、国際資金市場の24%、起債市場の31%がユーロ建てである。また、2001年6月末現在で、主要資産運用機関の債券ポートフォリオの25%がユーロ建てである。2001年第1四半期、国際的な債券の純発行額は、米ドル建てが1,480億ドルであったのに対しユーロ建てが1,410億ドル相当と拮抗してきた。

為替レート体制について見ると、ユーロは圏外の55カ国の通貨体制に何らかの役割を占めている。例えば、ユーロが通貨バスケットに含まれている場合やユーロにペッグしている場合などである。対ユーロで固定相場制を採用しているのは地中海・中東・アフリカにおけるユーロ時間帯（Euro time zone）の

国々である。債券や通貨体制の面ではユーロは普及してきており、ユーロエリアでの活発な起債活動にもつながっている。

ただし、通貨同士・通貨と財の取引の仲介としては、依然として米ドルが主要通貨である。2001年4月現在、国際金融市場取引の対ユーロ取引は19%しかない。また、外貨準備残高ではEMU第3段階開始後も変わらず2000年末現在で世界の外貨準備残高の約12.7%である。

6. 現金・紙幣流通開始がユーロの対外価値に及ぼす影響

まず、ユーロ紙幣・硬貨導入の手順について説明する。「frontloading」は公開市場操作の対象となる各国金融機関に紙幣・コインを配布する作業だが、2001年9月以降であればいつ開始してもよいことになっている。「sub-frontloading」とは各国金融機関が小売業者や自動販売機会社に紙幣・コインを（一定の条件つきで）配布する作業である。10月現在で紙幣の40%、コインの50%が既に配布されているという。

一般市民には、コインが12月中旬に「スターターキット」のかたちで sub-frontload されるが、紙幣は1月1日からとなる。ただし、紙幣・コインともに使用開始は1月1日からである。ユーロエリアの外では、既発ドイツマルク紙幣の30%から40%が流通しているの

で、これがユーロに変換されることになる。ECBはユーロエリアの外でも原則として12月1日からfrontloadingのみ許可している。2002年1月1日、150億枚の紙幣と500億個のコインが流通し始める。紙幣を全部重ねると、地球と月の間の距離の五倍になるという。

ユーロの現金・紙幣流通開始がユーロ高につながるかどうかは、一概にいけない。99年1月同様、心理的な「ご祝儀相場」的要素はありえる。しかし本質的なレート変化は、需給バランスが構造的に変化してからであろう。ここまで市場に「ECBの政策は予測不可能でcredibilityがない」という考えが定着すると、地すべりのような変化がないと方向の転換が難しいと考えられるからである。

7. ユーロは「強い」通貨になるか

まず、「強い」の定義を明らかにしてから議論すべきである。「強い」とした場合、他の通貨に対する価値が強い通貨を指すのか、国際市場の取引や財産保有で使用されるような存在価値がある通貨を指すのか、などいろいろ想定されるからだ。

他の通貨に対する価値が強くなるかについては、上述の通り、ユーロ現金導入で急激に増価することもないが、急激に減価することも考えにくい。

ユーロが国際金融市場で存在価値がある通貨となるかについて、より長期的に経済の強さという面から見ると、91年には、現在のユーロエリアのインフレ率は4%、平均財政赤字比率は5.5%であったのが、98年・99年にはインフレ率1%、2000年に（輸入インフレで）2.3%、2000年の平均財政赤字はGDPの1%以下と改善している。また、99年から2000年にかけて500万の新しい雇用が創出されている。失業率も低下している。

現状は世界景気の後退の段階にあり、欧州委は2001年成長率が1.6%、2002年は1.3%、2003年は2.9%との予想を出している。イン

フレ率は5月の3.4%から10月には2.4%に低下している。ECBは2001年5月以降、金融緩和政策を採用、財政面ではユーロエリアで総額GDP比0.5%相当の減税を実施した。景気後退を金融、財政の両面から支えている状況といえる。

ただし、財政政策で問題となるのが安定成長協定（Stability and Growth Pact）である。財政赤字が「"excessive deficit" = GDP比3%より大」と認定された場合、同協定に基づいて経済制裁が行われる。ただし、経済成長率マイナス2%の景気後退を経験していれば例外となる。また、マイナス2%からマイナス0.75%の場合は、経済状況を協議して決める。マイナス0.75%より高い成長率なら例外とはみなされない。

財政赤字が"excessive deficit"と認知され10ヵ月以内に理事会の勧告に従わない場合、制裁が行われる。具体的には、無利子でGDP比0.2%相当と、無利子で超過財政赤字の10%相当を預け入れる。2年以内で財政収支が改善されない場合、罰金は没収される。

現在、同協定を改定すべきという声もきかれる。但し改定する場合にも、財政支出拡大を容認しようということには必ずしもならない。「財政の自動安定化機能」（automatic stabiliser）が働くということは、税率や（失業保険などの）社会保障支出が累進的であるため、景気後退期には所得の減少に伴って財政収支が悪化するということである。何ら政策変更を行わなくとも自動的に生じてくる財政赤字を認めるということは、故意に税率や社会保障関連の支出額を変更することによって財政赤字を増やすということと同じではない。同協定改定のユーロへの影響としては、市場が同協定改定を「ユーロエリア景気回復に貢献」と解釈すればユーロ高に動き、「財政の規律を失わせることになる」と解釈すればユーロ安につながるだろう。

（まとめ：高塚 一）

EUの東方拡大と中・東欧

- 1989年の東欧の体制転換から、2001年テロと空爆後まで -

海外調査部欧州課

(以下は法政大学社会学部の羽場久 泥子教授に、ジェトロ海外調査部欧州課主催の研究会(2001年12月開催)で解説をお願いし、取りまとめたものである。)

1. EU、NATOの東方拡大の背景

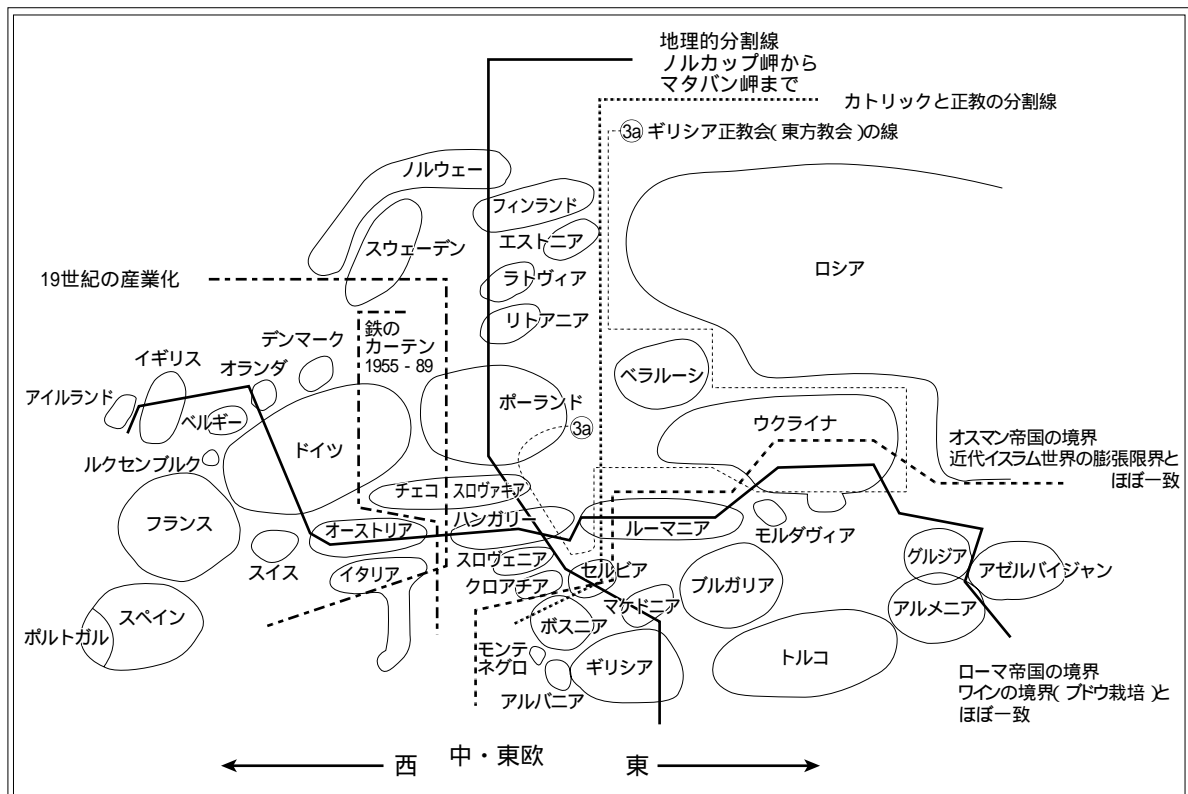
現在EU・NATOの東方拡大が大詰めに入っている。

NATO拡大に関しては、2002年11月のプラハにおけるNATO首脳会談で最低1カ国、多くて数カ国のNATO加盟が決定される。EU拡大に関しては、2004年に現在の加盟候補国の何カ国かがEUに加盟する予定である。EU

拡大については、数カ国のみが加盟、ルーマニア、ブルガリアを除く10カ国が加盟、加盟交渉国である12カ国すべてが加盟、という3つの選択肢があるが、の10カ国が加盟するという選択肢がもっとも現実的である。2001年12月15日にEU首脳会議で採択されたラーケン宣言では、EU加盟国は「2004年に25カ国になる」ことを予測している。

現在の欧州は、冷戦で2極に分断されていたヨーロッパが冷戦終了後に多様化した後、一つのヨーロッパになりつつある過程にあると言える。図1でいうと、EUの東方拡大によって形成される境界線は、カトリックと

図1 ヨーロッパの東西断層線



出典：ノーマン・ディヴィス『ヨーロッパ』 古代、共同通信社、2000年、59頁。

ギリシャ正教の分割線とほぼ一致する。つまり、冷戦期にかなり西側にくい込んでいた「人為的」な鉄のカーテンに対し、ヨーロッパ的特徴を色濃く持つ「中欧」をとり込んで、新たにその東側に欧州の断層線が引かれることになる。

2001年9月の米国連続テロ事件とその後のアフガニスタン空爆を通じ、米欧が接近したことがNATO、EU拡大の動向に大きな影響を与えた。2001年前半までは、2004年のEU加盟は第1陣の数カ国、あるいは基準を満たした国の数カ国のみで見込みであった。それに対し、2002年にNATOに加盟する国は数カ国から9カ国の予定であった。NATO加盟が見込まれていた国の数が、EU加盟におけるそれを上回っていたこと背景には、EU加盟のためにはクリアすべき達成基準が多いことがあげられる。当初は、加盟基準をクリアできない国々をまずNATOに吸い上げ、EUに加盟できないことへの不満を増大させることなく将来に備える、という考えがあった。

ここで2つの問題が浮上する。第1に、ほぼまとまった歴史的、文化的経緯を遂げてきた中・東欧のどこに新たな境界線（分断線）を引くのか、ということ。第2に、EU、NATOが拡大することによって、ロシアの西の国境線と境界線を接しつつあるが、それがロシアを疎外した形で進展していることである。

しかし米国連続テロ事件、その後のアフガニスタン空爆で国際情勢は急変した。対テロ国際協力のために、米欧はロシアに急接近することとなったのである。また、中・東欧地域の真ん中に分断線を引くのは、東欧の民族問題を考えると欧州全体の安定上好ましくない。つまり、2001年9月を転換期として、（ロシアを刺激する）NATO拡大は減速し、（中・東欧を一括して取り込む）EU拡大が加速する流れが生まれたのである。

89年以降の冷戦終焉と東欧の社会主義体制の崩壊から12年が経とうとしている。最初の

10年は旧東欧が「中欧」とバルカンに分断される時期であった。「中欧」が急速にEUに接近し、99年にはNATO加盟を果たすなか、バルカン諸国は取り残された。99年から2000年のコソボ空爆、ユーゴスラビアの民主化を経て、バルカン諸国も「中欧」の枠組に入ろうとし、またEUも加盟国枠の拡大を考えつつある。象徴的な例として、図3、PHAREの「中欧」への経済援助プログラムが、98年にはすでに旧ハプスブルク帝国領域だけでなく、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア、マケドニア、アルバニアも対象としていることがあげられる。これは、長期的展望としてEUはこれらの国々をいずれ欧州の枠組みに取り込むことを意味している。またオーストリア、イタリアが中心となって旧ハプスブルク圏を中心に政治経済・地域協力関係を強化するための「中欧イニチアチブ」（図2）に近年ベラルーシ、ウクライナ、新ユーゴスラビアが入り、ここにおいてもバルカン諸国、CIS諸国の一部が「中欧」の枠組に入ってきている。

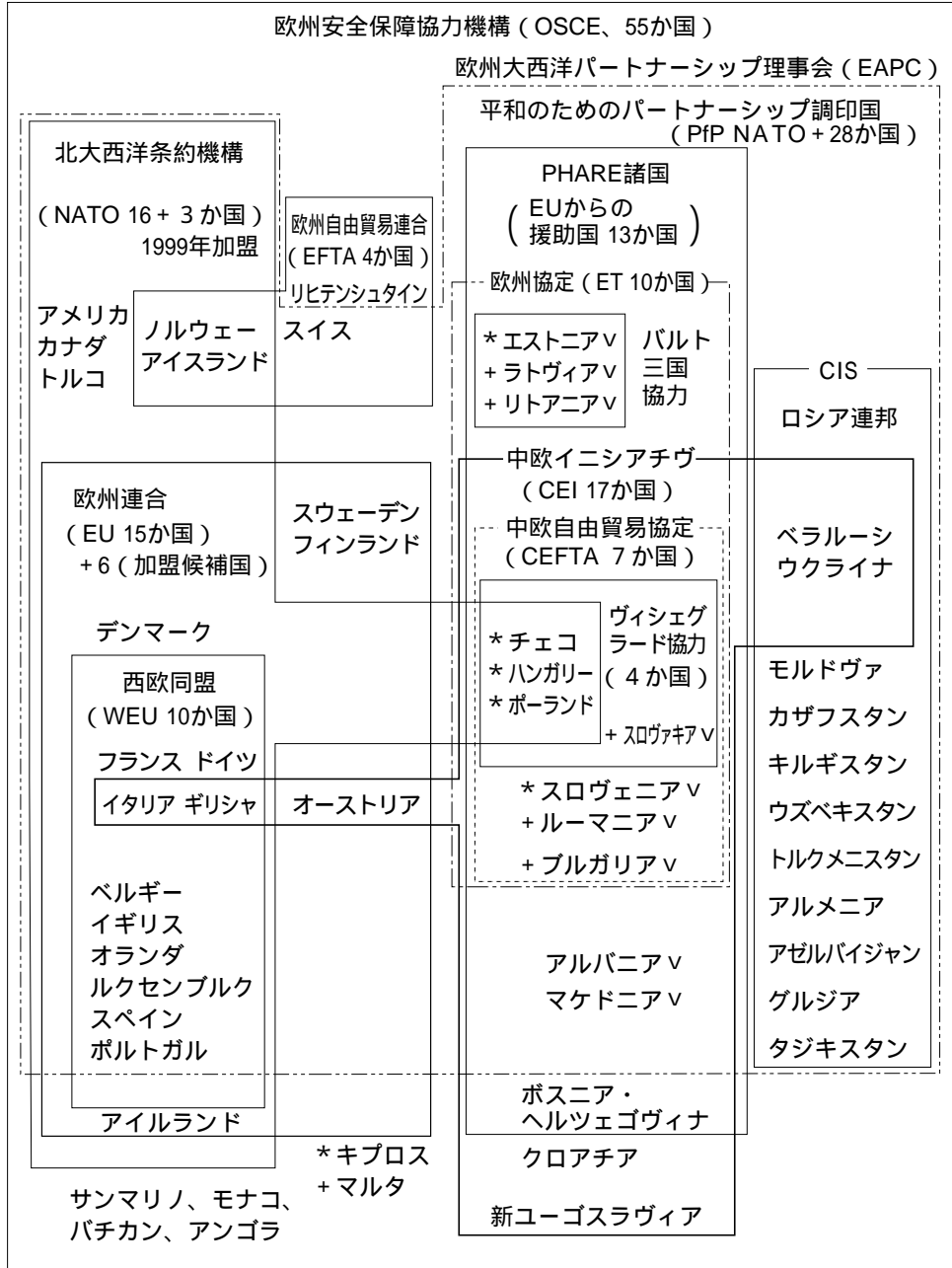
2. EUの東方拡大

EUの東方拡大の歴史をみると、90年から最初の5年間は中・東欧諸国のヨーロッパ復帰への強い要求が先行し、西欧諸国は及び腰だったといえる。ところが95、96年を転機としてEU、NATOが拡大に傾き、EUは中・東欧10カ国と自由貿易協定（欧州協定）を締結した。その後97年にはアジェンダ2000が採択され、98年に第1陣の6カ国と加盟交渉を開始した。また2000年2月には第2陣の6カ国の加盟交渉が始まった。

EU加盟基準の達成状況を見ると、ハンガリー、キプロス、スロベニア、チェコの4カ国が先行している。ポーランドは12カ国中10位と出遅れている。バルト3国、スロバキアが健闘しており、2004年での拡大は4カ国が8カ国かと言われてきた。しかし、現加盟国

図2 拡大するヨーロッパ機構と中欧

拡大するヨーロッパ機構と中欧 (2001年12月)



出典：羽場久滯子 『拡大するヨーロッパ 中欧の模索』岩波書店、1998年より。

(注) *印はEU第一陣加盟候補国 6 > 2004年、ここより < 数か国
 +印はEU第二陣加盟候補国 6 > 10か国
 v印はNATO第二陣予定加盟候補国 > 12か国(すべて) } が加盟
 印は特別パートナーシップ (2002年、ここより 1 - 数か国が加盟)

図3 PHAREによる「中欧」15カ国（クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、新ユーゴスラヴィア含む）



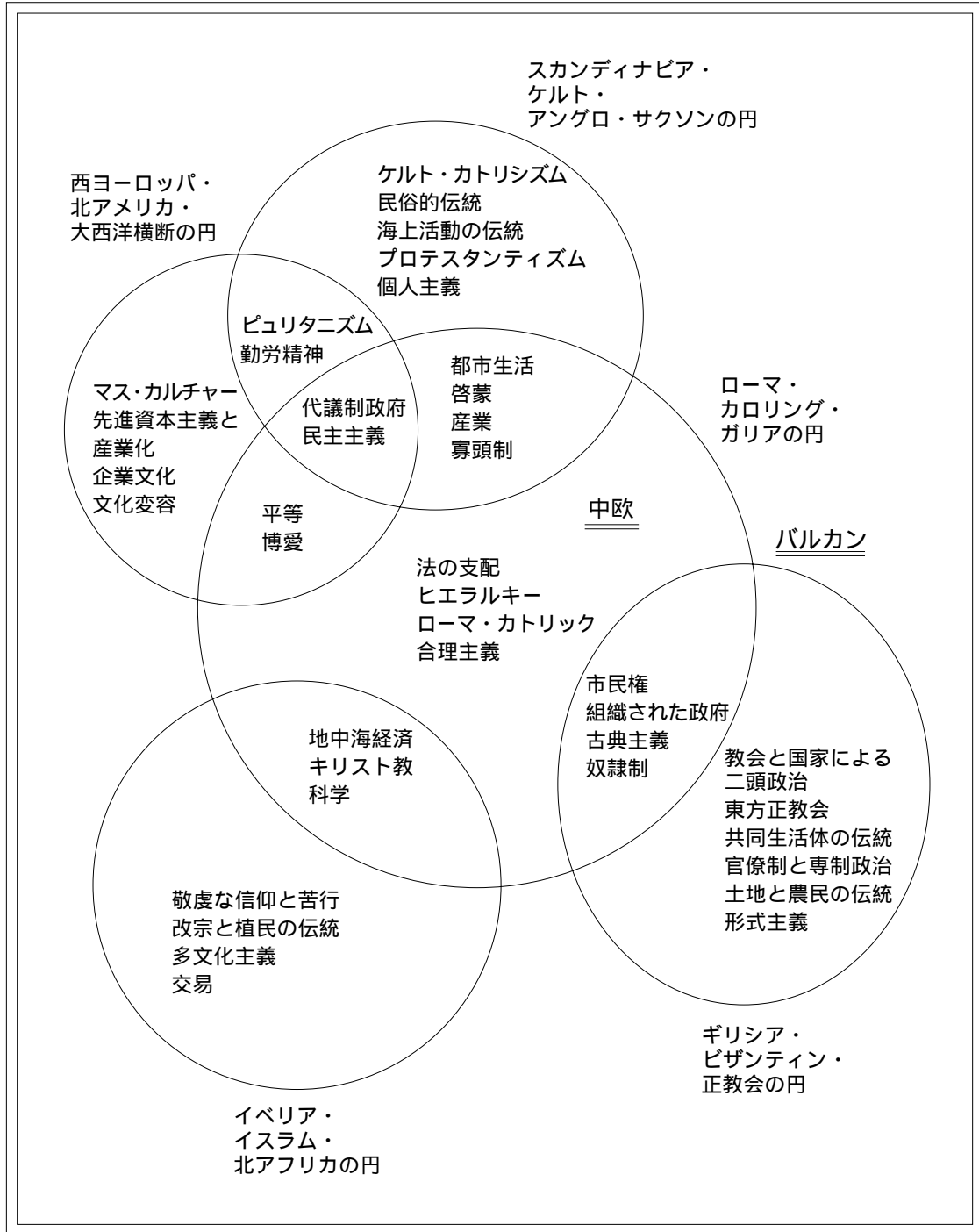
Source : PHARE : An Interim evaluation, Published by European Commission, 1998.

にしてみれば市場規模の大きいポーランドを取り込まないとうまみが無い。EU拡大にポーランドを含むかどうかは大きな問題であり、2002年に交渉がどこまで進むかがポイントとなる。

EU拡大に対する東西欧州諸国の思惑はかなり異なっている。EU諸国は、米国に並ぶ

政治・経済の一大地域圏の形成という目的があり、それにむけて2002年1月のユーロ単一通貨、広範な市場と労働力、さらに金融、財政の確立を着々とおし進めている。こうした中で文化的には、「ユーロ・ナショナリズム」が広がっている。つまり、ノーマン・デイヴィスが著書『ヨーロッパ』の序で指摘してい

図4 円の重なり合いとしてとらえたヨーロッパ文化（M・Shennanによる）



出典：ノーマン・デイヴィス『ヨーロッパ』、古代、共同通信社、2000年、43頁。

るように、ヨーロッパとは何か、ヨーロッパとはどこまでを指すのか、というアイデンティティの模索が問題となっているのである。一般に、「中欧」のアイデンティティはロー

マ・カトリックとハプスブルクの文化圏にあるといわれている（図4）。一方でバルカン諸国はビザンティン正教会の文化圏にある。安全保障の面からみると、欧州地域の安定

表1 アジェンダ2000：EU加盟候補国の経済・社会状況

1) インフレ率

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998 *	1999 *
Cyprus	4.5	5.0	6.5	4.9	4.7	2.6	2.9	3.6	-	-
Malta	3.0	2.5	1.6	4.1	4.1	4.0	2.5	3.2	-	-
Poland	585.8	70.3	43	35.3	32.2	27.8	19.9	13	10	7.5
Hungary	28.9	35	23	22.5	18.8	28.2	23.6	18.1	15	12
Czech Rep.	9.7	56.5	11.1	20.8	10	9.1	8.8	10	12	11.4
Slovenia	549.7	117.7	201.3	32.3	19.8	12.6	9.7	9.1	8	-
Estonia	-	-	1,076	89.8	47.7	29	23.1	11.1	10	-
Romania	5.1	170.2	210.4	256.1	136.7	32.3	38.8	154.8	54	-
Slovakia	10.4	61.2	10	23.2	13.4	9.9	5.8	6.4	10.4	10
Latvia	10.5	172.2	951.2	109.2	35.9	25	17.6	8.5	5	-
Lithuania	9.1	216.4	1,020.8	410.2	72.2	39.6	24.6	8.9	7	-
Bulgaria	23.8	338.5	79.4	56.1	87.1	62.1	123	1,089	35	-

Sources : Economic Survey of Europe 1998, no.1 UN
World Economic Outlook, 1998, IMF
Deutsche Morgan Grenfell

* forecasts

2) GDP年率変化

COUNTRY	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998*
Cyprus	0.6	9.8	0.7	5.8	5.5	1.9	2.4	-
Malta	6.3	4.7	4.5	2.1	7.3	4.2	2.8	-
Poland	-	-	-	5.2	7.0	6.1	6.9	5.7
Hungary	-	-3.1	-0.6	2.9	1.5	1.3	4.0	4.8
Czech Rep.	-14.2	-6.4	-0.9	2.6	5.8	4.1	1.2	2.2
Slovenia	-8.9	-5.5	2.8	5.3	3.9	3.1	3.7	4.2
Estonia	-	-	-8.5	-1.8	4.3	4.0	10.9	6.0
Romania	-12.9	-8.8	1.5	3.9	7.1	4.1	-6.6	2.0
Slovakia	-14.6	-6.5	-3.9	4.9	6.8	6.9	5.7	4.0
Latvia	-10.4	-34.9	-14.9	0.6	-1.6	5.1	6.0	6.0
Lithuania	-13.1	-34.0	-30.4	1.0	3.0	3.6	3.8	5.0
Bulgaria	-	-7.3	-1.5	1.8	2.1	-10.9	-7.4	4.0

* forecasts

Sources : World Economic Outlook, May 1998, IMF. Economic Survey of Europe 1998, Vol.1.U.N.

出典：いずれも *Agenda 2000, Enlargement*, 1999.

3) 失業率

COUNTRY	1993	1994	1995	1996	1997	1998*	1999*
Cyprus	2.6	2.7	2.6	23.0	3.4	-	-
Malta	4.5	4.0	3.6	3.7	4.4		
Poland	14.0	14.4	13.3	12.3	11.2	10.1	9.3
Hungary	12.1	10.8	10.3	10.0	8.7	7.8	7.3
Czech Rep.	3.6	3.2	3.1	3.5	4.4	5.8	6.6
Slovenia	15.5	14.2	14.5	14.4	14.8	-	-
Estonia	5.0	5.1	5.0	5.6	4.6	-	-
Romania	10.4	10.9	9.5	6.3	8.8	-	-
Slovakia	14.4	14.8	13.1	12.8	12.5	-	-
Latvia	5.8	6.5	6.6	7.2	6.7	-	-
Lithuania	3.4	4.5	7.3	6.2	6.7	-	-
Bulgaria	16.4	12.8	11.1	12.5	13.7	-	-

* forecasts

Sources : OECD Economic Outlook, June 1998. Economic Survey of Europe 1998, No.1.U.N.

出典 : Agenda 2000, Enlargement, 1999.

4) EU平均を100とした時の中東欧諸国の一人当たりGDP水準

	1995	1996	1997	2000	2005	2010
チェコ	56	58	58	62	68	75
ハンガリー	35	35	37	39	43	48
ポーランド	29	30	32	34	38	42
スロヴェキア	39	41	43	46	51	56
スロヴェニア	56	57	59	63	69	76
ブルガリア	23	21	19	21	23	25
ルーマニア	23	24	22	23	26	28
オーストリア	111	111	110	110	110	110
ドイツ	110	110	109	109	109	109
ギリシャ	65	66	67	67	67	67
ポルトガル	67	68	68	68	68	68
スペイン	77	77	78	78	78	78

(出所) ウィーン比較経済研究所資料

出典 : 箱木真澄「中東欧経済の新たな課題と展望」『世界経済評論』、1999年1月。

のため、バルカンの不安定要素、中・東欧の民族紛争の要素を取り除くため、東方への拡大が必要とされている。政情安定が経済発展の基盤となるからである。

中・東欧諸国は、ヨーロッパ回帰という文化・政治的側面に加え、NATO（米国）の介入による欧州における安全保障、秩序維持、「豊かさ」とグローバル化に基づく経済発展を目指して、NATO、EUの拡大を期待している。この点については、オールタナティブはない。

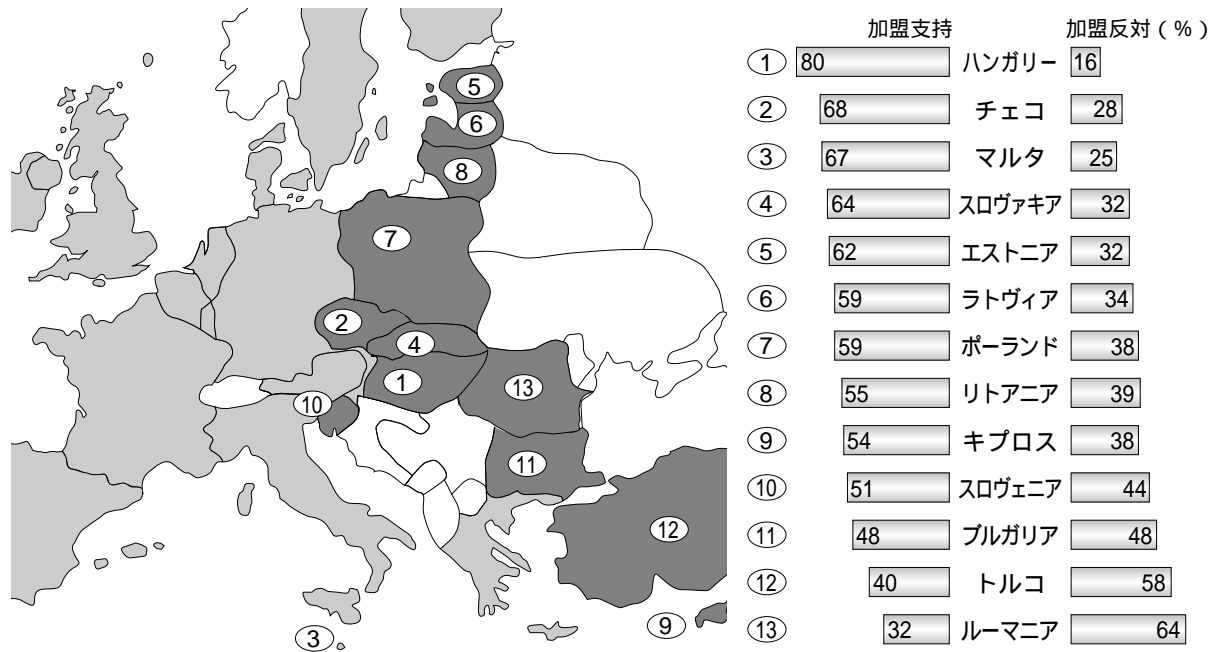
過去10年のマクロ経済指標（表1）をみると、消費者物価上昇率はルーマニア、ブルガリアを除き収束しつつある。実質GDP成長率もマイナス成長から脱却している。失業率はいまだ高い水準にあるが、10%未満まで低下しつつある。2005～10年にはチェコ、スロベニア、スロバキアにおける一人当たりGDPは

ギリシャ、ポルトガルの水準に並ぶか越えるとの予測もある。

3. 西欧諸国、中・東欧諸国が抱える問題点

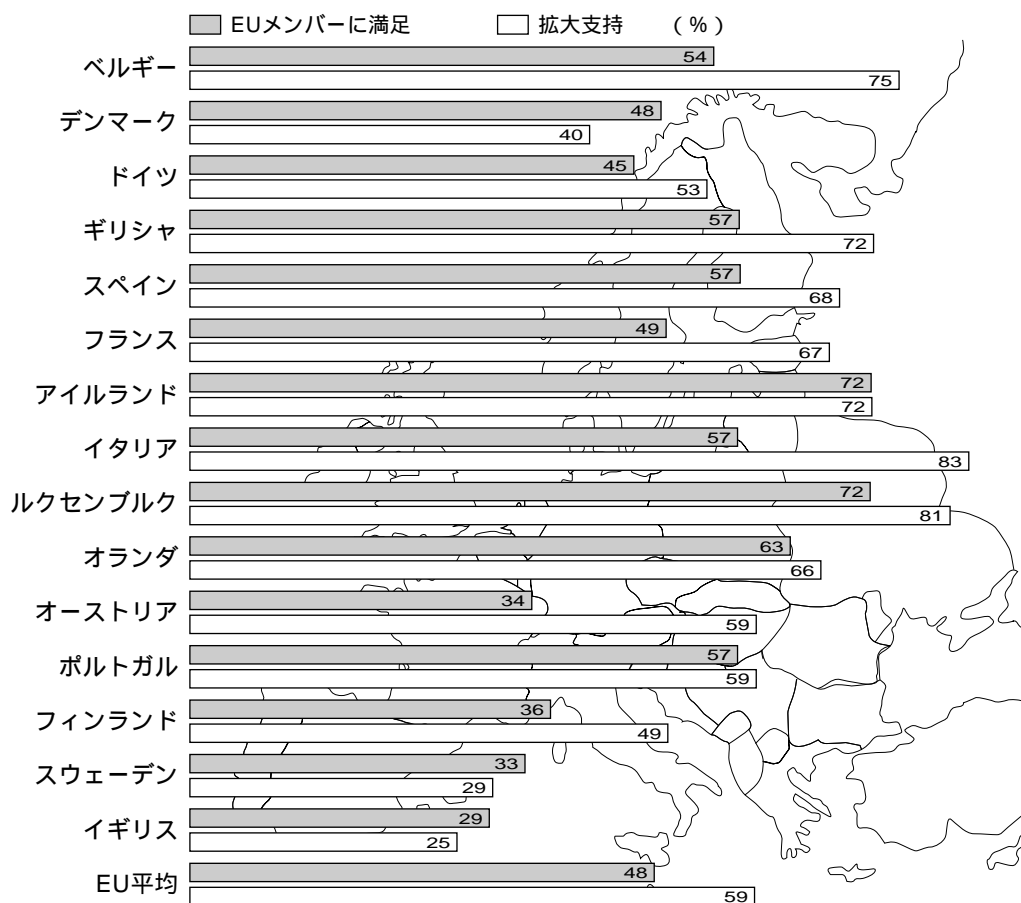
西欧側の問題点としては、まず第1に財政上の問題があげられる。PHARE、構造基金、CAPなどの各種補助金については、拠出金が増加する一方で、現加盟国向け補助金が減少することに対して警戒感を抱いている。第2に、中・東欧から安価な労働力と農産物が流入することに危惧を抱いている。第3に、EU拡大に対してEU官僚、各国政府と市民意識との間のズレが生じていることである。英国や北欧諸国において、市民層の間に、社会保障の削減、生活水準の悪化、移民の増大、

図5 EU拡大に際して、加盟させても良い国、させたくない国
（独「シュピーゲル」誌による世論調査）



出典：Népszabadság, 2001.5.16.

図6 EUのメンバー国であることに満足か、拡大を支持するか
 (EUのメンバー国民への質問: Eurobarometer)



北欧諸国国民に不満

出典: Népszabadság, 2001.7.19.

治安の悪化、失業の増大、などへの不満や不安が拡大していることは、欧州委による世論調査結果(図6)からもうかがえる。また、独「シュピーゲル誌」による世論調査(図5)からは、自国の政治・経済・文化領域と関係の希薄な地域にEUが拡大し移民が増大することに対して、市民がセンシティブになっている点を読み取れる。

中・東欧諸国の問題点としては、第1に、加盟のための負担が予想外に重く、政治・経済・社会・軍事面での基準達成義務のコスト高が問題となっていること。第2に、経済・政治の制度的枠組みは整備されつつあるもの

の、貧富の格差、地域格差の拡大、失業(地方、中高年)および貧困の固定化という問題が顕在化していることである。

そうしたなか、期待していた「豊かさ」が実現されないことに幻滅した一般市民の間に、EU拡大への懐疑が生まれつつある。またEU加盟交渉において、中欧に対してバルカン諸国が出遅れている点もあげられる。フランスは、ルーマニア、ブルガリアを含めた交渉国12カ国の一括加盟を希望しているが、厳しい状況である。他方、クロアチア、ボスニア、ユーゴスラビアは積極的に国内政治の安定、経済の発展を図っており、2010年の

EU加盟を目指している。

4 . NATOの東方拡大

NATOの拡大に関しては、中欧が対ロシアの安全保障を強く意識しており、91年のワルシャワ条約機構の解体以前から中欧諸国はNATO加盟をはたらきかけていた。米国は95～6年以降、経済・政治改革が進まないロシアを見限り、中欧への拡大を決断した。96年10月にクリントンがNATOの東方拡大を宣言し、米議会でNATO拡大の補助金支援が可決され、99年3月には中欧3カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ）がNATO加盟を果たした。現在拡大の対象になっているのは、アルバニア、ブルガリア、クロアチア、エストニア、リトアニア、マケドニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア9カ国（ウクライナとは特別パートナーシップを締結）であり、その中でスロバキアを中心とする何カ国かが2002年末にNATOに加盟する見込みである。

中・東欧にとってのNATO加盟は、ユーロ・アトランティック（欧米）の枠内に入っていくこと、すなわち民主主義、人権、市場経済という「西側の価値」への再結合と、外（ロシア、隣国の民族紛争）からの脅威に対する集団安全保障と、近隣諸国との友好による安定的な発展、という二重の意味を持っている。

5 . ロシアの変容

ロシアはこれまで欧米の経済援助を受けつつもEU拡大の外におかれてきたため、疎外感、焦燥感を強く感じていた。2000年1月に大統領代行となったプーチンは、進まない西欧との共同を見限って、2000年4月に中国と軍事協力を結んだ。また新軍事ドクトリンを出し、ロシアとその同盟国が攻撃された場合には核の先制使用も辞さないと明記した。このほか、プーチンは強いロシアを掲げ、国内威信の回復、CIS諸国の統制回復に努め、ア

ジア（中国）への接近を果たした。これはEU、NATOのロシア排除の動きへの牽制球とみることができる。

ロシアにとって転機となったのは、米国連続テロ事件とその後のアフガニスタン空爆である。反テロ国際協力網が確立し、米・欧・ロでの協力関係が樹立。ロシアにとっては孤立から抜け出すチャンスとなり、ロシアの2003年WTO加盟の可能性についてもムーアWTO事務局長が発言することとなった。（2001.12.10）

6 . 欧州拡大で形成される境界線

拡大する欧州と、「東」との境界線上で問題が生じている。緊張線は3つあり、第1にロシアとの境界線。第2にEU現加盟国とその他の国々との境界線。第3に旧東欧地域の分断線。1つ目は融和に努力しつつある。2つ目は、独逸伊というEUの東端に位置する国々の対中・東欧問題を指す。ここでは、労働移民、難民問題で緊張が生まれている。オーストリアのハイダー政権、イタリアのベルルスコーニ政権といった右翼政権を中心に、グローバリズムに対する「国益」保持への関心がEU加盟国で広がっている。中・東欧地域でも似たような現象がみられる。ポーランドにおいては9月の総選挙で旧共産党系政党が勝利し民族擁護政党が成長、ハンガリーでも極右ナショナリストが成長しており、次回（2002年4月）の選挙ではキャスティングボードを握るのではないかとみられる。生活水準の悪化、貧困の低迷の中で「異質者」に対する不寛容が広がっている。社会民主主義勢力がEU拡大を進めていくなか、これまで議会外勢力であった右翼過激派が弱者の不満をすくい取り急成長するというねじれ現象がみられる。

7 . 拡大する欧州の今後の展望

欧州委の未来研は、2010年頃のEUについて、5つの予測シナリオを描いている。それ

.....

は グローバリゼーションの進展と社会格差の拡大、 EU統合の停滞と各国離脱、「第3の道」に基づく社会改革、 社会不安の増大とラディカリズムの拡大、 地域紛争の拡大と大国主導軍事体制の確立、 という5つであり、いずれも成長する根をはらんでいくとしている。今後中欧への拡大が進むにつれ、 といった社会問題が大きくなっていく。また、 の可能性もありうる。2001年12月、アフガニスタンの治安維持に「EU部隊」が出動したが、これは2003年のEU緊急対応部隊発足をにらんでの行動といえる。つまりEUの拡大は、政治・経済・通貨の統合に加えて、地域の安定化を実現するための軍事・安全保障の統合を含んだ段階へ踏み出している。

今後中・東欧はどのような「ヨーロッパ」となるのかという問題に関して、ハンガリーの政治学者であるアークは、 ドイツ化（ドイツ経済圏に組み込まれる）、 トルコ化（NATOに加盟しても、EU加盟は据え置き）、 ユーゴスラヴィア化（民族・地域紛争の泥沼化）、 ヨーロッパ化（ヨーロッパへの帰還と多地域・多民族共存）という4つのシナリオを発表した（94年）。 ~ の可能性は未だ存在する。この3つをさげながらいかに実現するかがポイントとなる。

EU拡大にむけて解決すべき問題群として3点をあげると、 基準達成に向けてEU加盟

国との不平等感・主権の制限感をどのように緩和するか。具体的には、農業関税、外国人による土地購入権、国境の管理とビザ導入、労働移民制限など。EU、NATO加盟による負担の増大にどのように対処するか。例えば、EU加盟のための基準達成コストのほか、NATO新加盟国はGDPの1～2%の軍事費負担、旧ソ連製軍備から米欧製軍備への総入れかえコストにあえいでいる。 グローバリゼーションが進むなか、どのように統合と「国益」、とくに国民利益との調和を図るか、といったことが課題となるであろう。

（まとめ：志牟田 剛）

報告関連文献

『拡大するヨーロッパ 中欧の模索』岩波書店、1998年。

『ヨーロッパ統合の行方』宮島喬・羽場久滉子編、人文書院、2001年。

『グローバリゼーションと欧州拡大：ナショナリズム・地域の成長か』ブックレット、お茶の水書房、2002年2月。

「中東欧とユーゴスラヴィア」『国際問題』旧ユーゴスラヴィアの10年、日本国際問題研究所、2001年496号。

「EUの壁、シェンゲンの壁」『国際政治』日本国際政治学会、2002年2月。

「NATOの東方拡大と中欧」日本国際政治学会2000年大会報告、2000年5月。

(参考)

図7 EUの加盟国と加盟申請国(第1陣、第2陣)



Map2.1 The European Union in the mid-1990s

出典 : *The Politics of the New Europe*, ed. by Ian Budge, Kenneth Newton et al., Longman, London & New York, 1997., p. 35.

表2 STATE OF PLAY IN ACCESSION NEGOTIATIONS 9 July 2001

CHAPTERS	SCHEDULE	CY	H	PL	EE	CZ	SI	M	RO	SK	LV	LT	BG
1. Free Movement of Goods	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
2. Freedom of M.for Persons	/01	✓	✓	x	x	x	x	✓		✓	✓	x	
3. Freedom to Prov.Services	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
4. Free Movement of Capital	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	x	✓	✓	✓	x
5. Company Law	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
6. Competition Policy	/01	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
7. Agriculture	/01, /02	x	x	x	x	x	x			x	x	x	
8. Fisheries	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	✓	✓	x	✓	✓
9. Transport Policy	/01	✓	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
10. Taxation	/01	x	✓	x	x	x	x	x		x	x	x	
11. EMU	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
12. Statistics	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
13. Social	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x		✓	✓	✓	
14. Energy	/01	✓	✓	x ⁽¹⁾	x	x	✓	✓		x	x	x	
15. Industrial Policy	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
16. SMEs	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
17. Science + Research	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
18. Education + Training	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
19. Telecommunications + Info.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	x	✓	x
20. Culture + Audiovis. Policy	/01	✓	x	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
21. Regional Policy + Coordin.	/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
22. Environment	/01	x	✓	x	✓	✓	✓	x		x	x	✓	
23. Consumers + Health Prot.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
24. JHA	/01	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x
25. Customs Union	/01	✓	✓	✓	x	✓	x	x	x	✓	x	x	x
26. External Relations	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
27. CFSP	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
28. Financial Control	/01	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓		x	x	x	x
29. Fin. + Budgetary Provisions	/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
30. Institutions	/02												
31. Other	/02												
Number of chapters opened		29	29	29	29	29	29	28	14	29	29	29	19
Chapters provisionally closed		22	22	16	19	19	20	17	07	19	16	18	10
(2001.11.28)		23	23	19	20	22	22	19	9	20	21	21	13

✓ = Chapter provisionally closed.

x = Chapter still open.

SCHEDULE = Semester indicated in the "roadmap" for the Union to define common positions for the most advanced candidates on all open issues including on requested transitional measures.

(1) To be closed at the next meeting of the Accession Conference with Poland.

出典：田中俊郎「EU政治の展開」2001.10.30より。

大幅に拡大した欧州地域への直接投資 ～ 2000年の投資動向 ～

海外調査部欧州課

2000年のEUの対内直接投資は、前年比92%増の7,610億ユーロを記録した。他方、同年の対外直接投資も54%増の9,109億ユーロと大きく伸びた。対内・対外直接投資ともに、域内投資が大幅に拡大している。

2000年中・東欧の直接投資受け入れ額は、前年比12.5%増の199億6,100万ドルとなり、好調だった99年の水準をさらに上回る過去最高を記録した。

本レポートでは、2000年欧州の投資動向を中心に西欧と中・東欧の2地域に分けて以下に報告する。

1. 西 欧

(1) EU域内投資が大幅拡大

EU統計局 (Eurostat) によれば、2000年のEUの対内直接投資 (EU諸国からの投資額を含む、国際収支ベース、ネット、フロー) は7,610億ユーロで前年比92%増を記録した。このうち6,344億ユーロ (前年比110%増) 83%がEU諸国からの投資である。国別では、ベルギー・ルクセンブルクが2,340億ユーロで最大の投資受け入れ国となり、英ポータフォン社による独マンネスマンの大型買収があったため、ドイツが1,956億ユーロで、これに次いでいる。これに、英国 (1,111億ユーロ) オランダ (556億ユーロ) が続く。米国からの投資は前年比41%増の1,035億ユーロで、全体の14%を占め、とくに英国・オランダ向けの投資が大きく伸びている。

他方、2000年の対外直接投資額 (EU諸国

への投資額を含む) は9,109億ユーロで前年比54%増と拡大、なかでもEU諸国への投資が65%増の5,989億ユーロと大きく伸び、全体の66%を占めた。米国への投資は1,569億ユーロと、大型案件で投資額が膨らんだ99年からは減少したものの、依然として17%を占めている。国別では、前述の大型買収案件により、英国が2,265億ユーロで最大の投資国となり、ベルギー・ルクセンブルク (2,324億ユーロ) フランス (1,802億ユーロ) オランダ (761億ユーロ) が続く。

なお、EU域内投資のバランスをみると、投資額が受け入れ額を上回るのは英国を筆頭に、フランス、フィンランド、受け入れ額が投資額を上回るのは、ドイツ、ベルギー・ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、オーストリアなどで、ドイツがEU域内直接投資の最大の受け入れ国となった。

.....

(2) 大型M & Aが投資額を押し上げる

欧州各国の直接投資額は、主要企業のM & A動向に直接左右される。2000年の直接投資は、対内、対外とも過去最高を記録した前年をさらに大幅に上回ったが、これは、ボーダフォン社によるマンネスマン社買収がM & A史上最大の案件であったことによるところが大きい。買収に際しマンネスマン社は、英オレンジをフランステレコムに売却しており、本案件が買収額で第2位の案件となっている。さらに、仏ビベンディ(水処理・通信・メディア)によるカナダのシーグラムの買収、英BPアモコによる米ARCOの買収、英ユニリーバによる米ベストフードの買収などが大規模案件として続いている。

2000年に行われたクロスボーダーM & Aのトップ10案件は、全て欧州企業が欧州および米国の企業を買収した案件であり、世界のM & A市場において欧州企業が中心的役割を果たしたといえる。欧州企業の活発な企業買収の背景には、欧州経済・通貨統合の流れの中での事業規模拡大、次世代携帯電話市場をにらんだ移動体通信業界再編の動き、グローバル展開強化のために北米市場での事業拡大を図る金融、サービス業の動きなどがある。

2001年上半年も、ドイツテレコムによる米ボイスストリーム社の買収、およびブリティッシュテレコムによる独フィアグ・インターコム社の買収が世界最大のM & A案件となっており、欧州の電気通信関連が上位を占めるという、2000年同様の構図となっている。しかし、主要業種での業界再編の動きが一段落したと考えられること、また、経済情勢を反映して主要企業の業績が不透明化していることから、2002年は、欧州企業のM & Aは沈静化へ向かうと予想される。

(3) 英国経由の対米投資案件が日本の投資額を押し上げ

日本の2000年度のEU向け直接投資額は239

億ドル(財務省統計、報告・届出ベース)で、191億ドルを占める英国が日本の最大の投資先となっている。これは英国法人を經由して行われたドコモの対米大型投資案件が、対英投資として計上されていることによる。EU側統計では、在英日系企業の本・支店間資金移動のため、対英投資は大幅な引き揚げ超過となった。オランダ、スウェーデン向けの投資が拡大しているが、オランダはドコモ、スウェーデンは豊田自動織機による買収案件が投資額を押し上げた。

EUの対日投資は43億ドルと前年度ほぼ3分の1に減少したが、これは99年度の投資金額が仏ルノー・日産の大型案件により押し上げられていたためである。2000年度はダイムラー・クライスラーによる三菱自動車への資本参加があったため、ドイツが最大の投資国となった。

2001年に入ってから、トヨタのフランス工場生産開始、ホンダの英国生産拠点の増強、三菱自動車のボルボとの合併によるオランダ生産子会社NedCarの完全子会社化、富士重工のオランダでの物流拠点設立など、日本の自動車メーカーによる長期的な欧州戦略に基づいた事業展開が注目を集めている。

(4) 減速傾向が強まる西欧経済

西欧経済は、2000年に過去10年間で最高の成長率(EUの実質GDP成長率3.4%)を記録したが、2001年は減速傾向を強めている。Eurostatによると第1四半期のEUの実質GDP成長率は2.5%、第2四半期は1.8%となった。欧州委員会では、2002年前半まで低成長が続いた後、同年後半に回復し始めるものの、2002年は1.4%の低成長になるものと予想している。

米国テロ事件の影響については、スイス航空、サベナ航空が破綻に追い込まれるなど、航空業界が直接的打撃を受けたが、他の航空会社においても業績悪化は深刻であり、生き

表 EU直接投資額の推移

(単位：100万ECU/ユーロ、100万ドル)

	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年
対内直接投資額 (ドル表示額)	55,893 (65,523)	57,735 (68,624)	80,344 (105,098)	77,759 (98,598)	99,984 (113,388)	202,773 (227,110)	396,796 (423,310)	760,995 (703,175)
うちEU諸国計 (ドル表示額)	34,389 (40,314)	36,101 (42,910)	43,119 (56,404)	44,509 (56,437)	60,256 (68,334)	105,947 (118,663)	302,049 (322,232)	634,396 (586,195)
うち日本 (ドル表示額)	1,600 (1,876)	1,454 (1,728)	1,535 (2,008)	468 (593)	2,729 (3,095)	1,515 (1,697)	2,016 (2,151)	543 (502)
対外直接投資額 (ドル表示額)	64,361 (75,450)	74,687 (88,773)	99,150 (129,698)	110,413 (140,004)	160,645 (182,181)	325,903 (365,018)	592,684 (632,287)	910,902 (841,692)
うちEU諸国計 (ドル表示額)	40,204 (47,131)	50,320 (59,810)	53,564 (70,067)	62,554 (79,318)	75,482 (85,601)	127,518 (142,823)	307,286 (327,819)	598,919 (553,413)
うち日本 (ドル表示額)	1,229 (1,441)	272 (323)	854 (1,117)	2,159 (2,738)	446 (506)	338 (379)	8,296 (8,850)	7,106 (6,566)

(注) 国際収支ベース(ネット、フロー)。EU域内間投資を含む。
利益再投資を除く。98年以前はECU、99年以降はユーロ。

出所：Eurostat:European Union Direct Investment Yearbook 2000などを基にジェトロ作成

残りをかけた業界再編の動きが出てくる可能性が高い。

2002年1月1日からユーロ貨幣の流通が開始され、併用期間を経て、2月末までにはユーロ参加各国の通貨は流通を停止、欧州通貨統合が完成する。マクロ経済面では、現地通貨からの切り替えまたは併用に伴う初期の混乱、端数切り上げおよび乗値上げによる物価上昇も考えられることから、個人消費への影響が懸念される。企業の投資活動については、既に99年よりユーロでの事業展開は始まっており、また、通貨経済統合を視野に入れた業界再編の動きも一段落していることから、ユーロ現金流通によって大きな影響はないと考えられる。

(長島 信之)

2. 中・東欧

(1) 引き続き活発な外国直接投資受け入れ

2000年の中・東欧(10カ国、表の注参照)の直接投資受け入れ額は、前年比12.5%増の199億6,100万ドルとなり、好調だった99年の

水準をさらに上回る過去最高を記録した。89年から2000年の投資累計額は920億8,700万ドルとなった。累計額でみた国別比較では、ポーランドが31.5%、ハンガリー21.1%、チェコ23.5%となっており、この3カ国で全体の76.2%を占めている。一方、ドイツテレコムによるスロバキアテレコムの買収など、相次ぐ大型民営化と外国資本による買収などの結果、スロバキアへの外国投資が大幅に伸長した。中・東欧諸国では、従来の製造業に対する外国直接投資に加え、フランステレコムによるポーランドのTPSAへの増資、オーストリアのエルステ・バンクによるチェコ貯蓄銀行の買収など、通信や金融などのサービス業への投資が拡大している。一方、日系企業は製造業への投資が中心である。

日本の対中・東欧直接投資は活発化しつつあるが、外国直接投資受け入れ総額に占める割合はまだ小さい。例えば、ポーランド、チェコ、ハンガリーでは、1%程度にとどまっている。しかし最近では、住友電装、小糸製作所など、自動車部品メーカーの進出による

新規投資に加え、マジャール・スズキなど、既に進出している企業の生産拡張のための追加投資が増加している。

(2) EU加盟でより安定したビジネス環境へ
 中・東欧諸国のうち10カ国がEU加盟交渉中であり、2002年末までの加盟交渉が終了すれば、早ければ2004年からの加盟が可能となる。2001年の欧州委員会の年次報告では、加盟交渉が順調に進めば、2002年末までにポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベ

ニア、エストニア、ラトビアおよびリトアニアの8カ国が交渉完了となる見込みを示した。

加盟交渉国は法制度、社会システムをはじめ様々な面でEU制度との調和を進めており、それに伴い各国のビジネス環境も変化している。欧州委員会はEU基準との調和によりマクロ経済の一層の安定化が図られるとみている。さらに、欧州委員会では2002年も前年同様の堅調な対内投資が持続されるとしている。

(江口 慎一)

表 中・東欧諸国の対内直接投資額の推移

(単位：100万ドル)

	96年	97年	98年	99年	2000年	2001年(予測)	89 - 2000年累計
中・東欧諸国	7,585	9,139	15,047	17,748	19,961	20,800	92,087

(注) ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニアの10カ国。

国際収支ベース(ネット、フロー)

出所：欧州復興開発銀行(EBRD)：Transition Report 2001をもとにジェットロ作成

欧州税制調査

- EUの税制統合の中長期的見通し（EU）
- 非居住者のキャピタルゲイン非課税措置は継続の見通し（英国）
- 固有の税制は継続の見込み（スペイン）
- 経済発展に寄与した優遇税制をEUに適合（アイルランド）
- 競争力向上と産業立地条件の改善に期待（ドイツ）
- 抜本的な法人税制改革が課題（フランス）
- EU水準への税率引き下げを目指す（イタリア）

本レポートでは、EU加盟国が行う投資優遇措置の現状と見通し、EU主要国で実施された税制改革について報告する。まず、域内法人税に対する欧州委の見方をブリュッセルから、次に、優遇税制措置の現状と今後の見通しを英国、スペイン、アイルランドを中心に探る。また、改革の概要と経済への影響を、大幅な税制改革が行われたドイツ、フランス、イタリアを中心にまとめた。

EUの税制統合の中長期的見通し

ブリュッセル・センター

EUの税制の立法手続きは、加盟国の国益に大きな影響を及ぼすことから、全会一致制度が採用されている。このため、EUの税制調和への進展がなかなかみられないのが実態である。

欧州委員会は2001年10月23日、「税制による障害のない域内市場に向けて」と題する報告書を発表した。同報告書では、企業がEU域内で国境を越えた事業を展開する際に直面する法人税制上の障害を除去するため、従来からのEUレベルでの取り組みの強化とともに、新たな抜本的措置が提案された。ここでは、主に欧州委による企業活動の円滑化に向けた域内の法人税制のあり方に関する提案を紹介する。

1. EUにおける税制統合の方向

税制の立法手続きが、全会一致制から特定多数決制（加盟国の人口により持ち票が加重された投票方式）に移行されない限り、税制の統合は難しい。

税制は、各加盟国の国益に関わる重大な事項であるため、EUでは税制の立法において全加盟国の賛成を要件としている。この要件がEU税制調和の進捗を遅らせている第一の原因と言える。しかし、ユーロ導入により、税制がクロスボーダーの事業展開に対する障壁としてより強く認識されるようになった。

2000年12月にニースで開催されたEUの制度改革のための政府間会議（IGC）で、欧州

.....

委は税制立法に特定多数決制を導入するよう提案したが、見送られた。

一方、IGCでは、域内市場と内務法務の分野に関しては最低8カ国が合意すれば、協力強化を進めることができる先行統合が定められた。税制立法に関してこの規定を利用すれば、全加盟国の賛成が得られなくとも、一部加盟国の間で税制を調和させることが可能になる。

さらに特定多数決への移行は、2004年に開催される次回のIGCの議題として取り上げられる可能性があるが、税制は中長期的にも加盟国の権限として残ることが予想される。

税制調和は、加盟国間で課税に対する考え方が異なるため、立法方式に関わらずコンセンサスの形成は非常に難しい。例えば、英国は小さい政府、課税軽減を掲げているのに対し、欧州大陸諸国は、高福祉高課税を政策としてきた。欧州委としても税制は基本的に加盟国の主権に属する事項であり、EUの単一市場に必要な最小限の範囲を超えての立法は行わない旨、特定多数決導入の提案の際に明言している。

課税軽減は、財政・社会福祉制度改革への圧力として働くと予想される。

現在先進国の間では、米国、英国が小さな政府、軽減課税による経済発展を実現したため、政府部門の縮小、課税軽減を目指す動きが目立っている。特に法人税率の低下が顕著である（別表参照）

しかし、欧州主要国は、従来大きな政府、高負担を政策としてきたため、政策の転換に苦しんでいる。法人税率の低下は、個人に対する課税（個人所得税、社会保険料、付加価値税など）率の上昇につながっている。相対的に資本は移動しやすく、労働者は移動しづらいつ考えられているが、有害な法人税競争の排除は、移動しやすい資本に対する課税軽減の代償として労働に対する課税強化が行われるという流れを止めようとしていることに

端を発している。別の見方をすれば、ユーロ導入に象徴されるEU統合に伴う財政・社会福祉制度改革への圧力が非常に強いことを物語っている。

2. 税制による障害のない域内市場に向けて

欧州委は2001年10月、「税制による障害のない域内市場に向けて」と題する報告書を発表し、今後の法人税制の統合に関するビジョンを示した。

(1) 域内市場における法人税制の要件

欧州委は、域内市場における法人税制の要件として、以下の点を挙げている。

- ・EU企業の国際競争力に貢献する。
- ・税制が企業の投資判断に与える影響を最小限にする。
- ・クロスボーダーの経済活動における不必要あるいは不当に高い税負担を避ける。
- ・有害あるいは経済的に望ましくない税の競争をなくす一方で、一般的な税競争の可能性を妨げない。

さらに分権の原則から、法人税率の設定は加盟国の権限である旨明記されている。

(2) 欧州委員会の今後の政策

報告書で欧州委は、域内市場における税制上の障害を検討した結果、今後以下の政策を実施する旨示している。

個別の税制上の障害排除を目的とする政策

a) 税制に関する欧州司法裁判所判例のガイダンスの作成

欧州裁判所は、国内企業と他のEU企業を差別する税制をEC条約違反とするなど、二重課税防止条約について数多くの判例を積み上げてきた。欧州委は欧州裁判所の判例をガイダンスとして文書化し、加盟国政府、企業、加

盟国裁判所を支援するとしている。

b) 合併指令と親子会社指令の改正、解釈の明確化

- ・親子会社指令を改正して、配当源泉税免除の対象となる持株率を引き下げるか、間接に持株を行っている場合も対象に含める。
- ・合併指令に関しては、対象範囲の拡大を検討する。
- ・欧州会社法が成立したことにより、合併指令と親子会社指令の対象に欧州会社を含める改正を実施する。
- ・改正案は2003年に提案する。
- ・加盟国間で実施状況が大きく異なる指令の乱用防止規定などについてガイダンスを作成する。

c) 損失の相殺に関する指令案の撤回

損失の相殺に関しては、90年に提出された指令案が現在たなざらしになっている。欧州委は、同指令案を撤回し、新方策に関する加盟国との協議を2002年に開始する。欧州委は、加盟国が同分野におけるEUの政策導入に対して極めて消極的であるため、新しいアクションを起こす前に協議が必要であるとコメントしている。

d) 移転価格税制に関するフォーラムの設置

欧州委は、移転価格税制への遵守費用が高いことを懸念し、加盟国、企業代表を含むフォーラムを2002年に設置することを決定。フォーラムでは、以下の事項を検討するとしている。

- ・事前裁定制度や書類要件のベスト・プラクティスに関する情報の交換など。
- ・移転価格に関するOECDガイドラインで挙げられている方法論の適用において、一貫性を改善することは可能かどうか。
- ・移転価格に関する仲裁協定の改善すべ

き点。

e) 二重課税防止条約の改善

EU加盟国間で締結している二重課税防止条約は約97に上り、条約により規定が異なるなど複雑である。このため、EU統一の二重課税防止条約導入の必要性を示した報告書を2004年に発表するとしている。さらに将来、EU版のモデル租税条約に発展させるとしている。

包括的に税制上の障害を排除するアプローチによる政策

欧州委は、EU全体の事業活動において、15カ国の異なる税制に対応しなければならないという問題を解消するため、法人税課税基礎（課税対象となる法人の利益を計算する方法）の統一が唯一の方策と強調している。欧州委は、EUでクロスボーダーの事業活動を展開する企業が、将来一つのルールに従って利益を計算し、法人税申告目的の連結決算を行うことができるようルール作りを進める必要性を主張している。

a) 統一された課税基礎に基づく連結決算のメリット

- ・法人税申告に要するコストを大幅に引き下げる。
- ・EU内における移転価格問題を解消。
- ・EU内における利益と損失の相殺を包括的に行う。
- ・組織再編を簡素化。
- ・外国税額控除制度の違いによる問題を軽減。
- ・二重課税の解消。
- ・差別的、制限的な状況の解消。

欧州委は同報告書で、二重課税の先行統合の規定を利用して、法人税課税基礎の統一化を実現する可能性について触れている。

また、欧州委は、次のステップとして、欧

.....

州法人税に関するコンファレンスを開催し、
2003年に報告書を作成するとしている。

別表 主要国の法人税の実効税率

	99年	2000年	2001年	3年間の トレンド
オーストリア	34%	34%	34%	-
ベルギー	40.17%	40.17%	40.17%	-
デンマーク	32%	32%	30%	
フィンランド	28%	29%	29%	
フランス	40%	36.66%	35.33%	
ドイツ	52.31%/43.6%	51.63%/42.80%	39.36%	
ギリシャ	35%/45%	35%/40%	35%/37.5%	
アイルランド	28%	24%	20%	
イタリア	41.25%	41.25%	40.25%	
ルクセンブルク	37.45%	37.45%	37.45%	-
オランダ	35%	35%	30%/35%	-
ポルトガル	37.4%	37.4%	35.2%	
スペイン	35%	35%	35%	-
スウェーデン	28%	28%	28%	-
英国	31%	30%	30%	
チェコ	35%	31%	31%	
ハンガリー	18%	18%	18%	-
ポーランド	34%	30%	28%	
日本	48%	42%	42%	
米国	40%	40%	40%	-

出所：KPMG

非居住者のキャピタルゲイン非課税措置は継続の見通し (英国)

ロンドン・センター

英国の非居住者が得たキャピタル・ゲインに対する非課税という優遇税制は、事業目的でない場合に適用される。この優遇税制は、近い将来も継続される見込みが高いと考えられる。

1. 概要

(1) 非課税の適用対象

英国では、非居住者が得たキャピタル・ゲインに対しては、非課税とされている。

歳入庁のガイドラインによると、課税年度に英国に183日以上居住する者、あるいは、4年間に1年当たり平均91日以上居住する者が、税務上、英国の居住者とされ、これに該当しない者が非居住者とされている。

また歳入庁は、キャピタル・ゲインとは、広い意味では、資産の売却価額が取得原価を越える額（取得時、保有期間中、売却時の経費も差し引く）であるとし、同税は資産の売却時に課すとしている。

歴史的に、この優遇税制の目的は、国外に居住している英国人に、英国にある資産を継続して保有させることにあった。この優遇税制は、キャピタル・ゲインの実現、および、英国資産への再投資を促進させる。さらに、この優遇税制は、英国籍を持たない者も利用できるため、英国への投資を促進するものとなった。

通常、英国では、非居住者が得たキャピタル・ゲインは、英国での課税対象にはならない。

ある期間中、英国において、支店あるいは代理店を通じて取引や事業を行なった場合、これに関連して発生したキャピタル・ゲインは課税対象となるが、事業目的ではない場合

には、課税対象とはならない。

(2) 独立的投資顧問を利用した場合

歳入庁の通達では、独立的投資顧問を利用する英国の非居住者にも、この優遇税制の適用を認めている。その場合、源泉税のみが課税される。例えば、非居住者による投資が株式の場合は、配当にかかわる源泉税のみ課税される。

(3) 短期滞在者の場合

英国に4年以下の期間居住した短期滞在者が、滞在期間中に取得した資産を、英国を離れた後に売却した場合、それが事業目的でなければ英国では課税されない。

例えば、短期滞在者が英国で住居を購入し、英国の非居住者となった後に売却した場合、その滞在期間が4年以下であれば英国では課税されず、売却時の居住国においてのみ課税される。

(4) 具体的事例

英国の非居住者であるAが、英国の上場企業であるB社の株式を保有した場合

Aは、英国の独立的投資顧問を通じて、英国の上場企業B社の株式を保有している。同投資顧問は、B社株式を通常業務の一環として取り引きしている。AはB社の従業員ではない。またAは、個人の投資目的で同株式を所有しており、投資収益はAの主要な所得ではない。この場合、同株式の売却によって得られるキャピタル・ゲインについては、英国のキャピタル・ゲイン税の対象にならない。

.....

非居住者であるCが、英国の非上場企業であるD社の株式を保有した場合

Cは、英国の非上場の中規模会社D社の株式を保有している。CはD社の従業員ではない。また、Cは個人の投資目的で同株式を所有している。この場合、同株式の売却によって得られるキャピタル・ゲインについては、英国のキャピタル・ゲイン税の対象にならない。

非居住者であるEが英国にセカンドハウスを所有した場合

Eは、英国にセカンドハウスを自己の居住目的で所有している。Eは物件を賃貸目的や投機目的で所有しているのではなく、また不動産業を営んでいない。この場合、同物件の売却によって得られるキャピタル・ゲインについては、英国のキャピタル・ゲイン税の対象にはならない。

(5) 非課税適用の制限

英国で事業を営む英国の非居住者が、事業に使用している英国の資産から得たキャピタル・ゲインについては、その個人に対して課税される。

キャピタル・ゲインが事業とは関係ない場合でも、利益を得ることだけを目的とし、特に、課税回避が明確である場合は、租税回避防止措置が適用され、税制上の恩典が受けられなくなる可能性がある。こうした租税回避防止措置は、居住者・非居住者を問わず適用される。よって、税制上の恩典を受けるためには、利益を得ることだけを目的としているのではないことを示すことが重要である。

土地所有を例にとると、法律上は、英国の非居住者が、個人的にある期間所有していた不動産を売却し、キャピタル・ゲインを得た場合は非課税である。しかし、事業活動を行っていない個人に認められている税制上の恩典を利用しようとする事業者に対しては、制

限措置が定められている。すなわち、英国の非居住者であっても、事業目的で不動産を所有していたとみなされる場合、売却により得られるキャピタル・ゲインに関しては課税対象となる。事業目的とは、個人的な居住目的あるいは投資目的で不動産を購入するのではなく、開発目的で購入、あるいは居住目的以外で購入し短期間所有した結果、売却に際し大きな利益を得た場合などを指す。

またこの優遇税制の恩典が、租税条約によって制約を受ける場合もある。

(6) 効果

この優遇税制は、英国の非居住者に対して次のような税制上の恩典を与える。

- ・キャピタル・ゲインに対する源泉税がない。
- ・税金を差し引かれずに資金を受け取れるため、キャッシュフロー上有利で、キャピタル・ロスと直接相殺できる額が増加する。
- ・二重課税が発生せず、外国税額控除を計算する必要がない。

他のEU諸国と比較すると、英国では非常に有利な節税の機会を得る。上記(4) ~ の例をドイツで見ると、不動産の売却時にその所有期間が10年未満であると課税対象となる。また、フランスでは上記のいかなる例でも、課税対象となる。

2. 有害税制に関する議論

(1) EU財務相理事会による企業課税の規範

EU財務相理事会が97年12月1日に採択した「企業課税の規範」(以下、「規範」)は、有害な租税面での競争を排除することを目的としている。「規範」は、公正な競争を阻害する種々の税制上の恩典を見直し、単一市場の成立を促進することを目指している。

この決定に基づき、加盟各国の税制が「規範」に準拠しているか否かを評価する検討部

会が創設された。欧州委から、検討部会に対し、有害となる可能性のある税制のリストが提出された。検討部会は、98年から99年にかけて、EU加盟各国が実施している約200の優遇税制につき、それらが有害な租税面での競争に該当するか否かについて検討した。検討部会はその際の判断基準として、次の5つのポイントをあげた。

特典が非居住者だけに限定されていないか、または非居住者との取り引きだけに限定されていないか。

特典が国内市場から完全に区分されていないか。

特典が、実際の経済活動あるいは経済的な実体なしに認められていないか。

多国籍企業グループ内での活動に関わる利益を決定する基準が、国際的な基準、特にOECDで合意された基準から逸脱していないか。

税法の規定が運用時に緩和されるというように、透明性を欠いてはいないか。

(2) 検討部会の見解

上記検討部会の見解を示した欧州委の報告書は、独立的投資顧問を利用する非居住者の非課税措置を定めた英国歳入庁の通達は、非居住者のみに特典を与えていると判定した。

しかし報告書はまた、この場合適用される優遇税制は、OECDモデル租税条約第5条を反映していることを確認した。第5条は、非居住者が独立した代理人を通じて取引を行う場合、その取引が行われた国での課税権を否定するものである。言い換えれば、第5条は、英国歳入庁の通達で規定されているように、英国の非居住者のために独立的代理人が英国で取引を行う場合、英国の課税権を否定したものである。

したがってこの場合、英国の非居住者に与えられる税制上の特典は、OECDモデル租税条約を反映しているとされ、同報告書におい

ても有害な租税上の競争ではないと結論付けている。従って、「規範」は、この優遇税制の存続に対する直接の脅威とならないと考えられる。

(3) 税制調和に関する欧州委の方針

欧州委は、EU内での公正な税制面での競争によるプラス効果とEUの競争力を国際的レベルに高めることの必要性を確認している。さらに、租税面での競争は、有害な影響を及ぼす税制を導入することにつながる可能性があるとしている。したがって、EUの税制面での政策は、調和と公正な競争により単一市場を促進するというローマ条約に記された内容と関連していることを示している。

また、欧州委の方針は、ボルケスタイン委員（域内市場 / 税制・関税同盟担当）による有害な税制面での競争に関する講演において、次のように示されている。

- ・欧州委は国境を越えた税制の調和の必要はないという見解を持っている。
- ・直接税のいくつかの点については、限られた範囲で調和することが必要になるだろう。他方、例えば、個人所得税の調和は必要ないだろう。
- ・法人税やキャピタル・ゲイン税などのような移動可能な課税対象については、明確な見解は示せない。

このように欧州委は、税の分野における単一市場を推進する一方で、税制面での調和の限界も認識している。「規範」はこの税制面での調和についての解釈指針となる。「規範」によれば、英国でのキャピタル・ゲインにかかわる優遇税制は、有害な税の競争とは見なされず、税制の調和の範疇を超えるものと考えられる。

(4) 政治的な問題

政治のレベルにおいて、「規範」がどのように推進されていくかは、一般に「税制パッ

.....

ケージ」と呼ばれる他のEU税制問題と関連付けられる。その結果、「規範」の進展は、関連性のない議論、特に預金に関する指令などにより、遅れを余儀なくされている。政治的な遅れは、「規範」の修正や更なる検討を遅らせることになるため、英国でのこの優遇税制の存続に有利に働く。

(5) 施行上の問題

検討部会によって付された「規範」に対する脚注は、「規範」を施行する際の複雑さを示している。多くのEU加盟国は、それぞれ特別な取り扱いを主張し、「規範」の内容について反論を行っている。「規範」に基づく税制改革を施行する前に、こうした問題点を解決しなければならない。

EUの付加価値税に関する方針を施行上の

問題の前例として見る事ができる。すなわち、「過渡的な」付加価値税から「確定的な」付加価値税への移行は、97年に実施を予定していたが、いまだに実施されていない。

3. 当優遇税制の継続に対する見通し

当優遇税制は、以上の要因、すなわち、検討部会の見解、欧州委の方針、政治的な問題、施行上の問題から、EUの税制改正による影響を受けないと考えられる。また、EU加盟国が、EUの税制改革に消極的であり、「規範」は決議の段階から進展していないこと、また、「規範」は、限定的な税制調和を目指すEUの政策を反映しているが個人所得税に適用するには至っていないことから、当優遇税制は、近い将来も継続される見込みである。

(高多 篤史)

固有の税制は継続の見込み（スペイン）

マドリード・センター

スペイン領カナリア諸島（以下「カナリア」という）は、恵まれた地理的環境から、古くから中継貿易が発達してきたが、スペイン本土から遠隔ということもあり、従来からその税制は同島特有のものとなっている。EU財務省理事会で97年12月に承認されたタックス・パッケージによる“域内自由競争市場を脅かす有害税制の排除”の項目には、カナリアの固有税制は排除対象になっておらず、将来も独自の税制が維持される見込みである。

1．歴史的・地理的背景

カナリアにおける税制上の優遇措置は、その歴史的、地理的な背景に大きく由来している。カナリアは、スペイン本土から南に約1,000km、アフリカ沿岸から西に約100kmの海上に位置し、欧州、アフリカ、南北アメリカの3大陸諸国の中継基地として恵まれた地理的環境にあるため、古くから商業、貿易が発達してきた。

現行制度の基盤は19世紀半ばに確立されたが、1936年のスペイン内戦までその制度は変更されなかった。その後、「カナリア税制経済統制規定：法律30/1972」が72年に制定され、カナリアの税制度は、スペイン本土とは完全に異なる独自の道を歩むこととなった。また、カナリア自治体条例が82年に承認され、カナリアの経済全体についてスペイン本土とは異なる特殊性と保護が認められた。

このような特殊性を持つカナリアを抱えるスペインは、EU加盟の際、困難な交渉を経験している。最終的には、欧州委員会はカナリアの特殊性・特殊性を認め、スペインは86年に加盟（当時暫定）している。

2．認められたカナリアの固有税制

こうした歴史的背景の下、欧州委によるアムステルダム条約の第299条2項において、カナリアは、“特殊な性質および制約を持つ遠隔地域”であるとされ、その特異性がEU内においても承認されている。この“特殊な性質および制約を持つ遠隔地域”の認定は、もともとフランスのもつ海外領に対して適用されたものが、カナリアは地理的にスペイン本土からの経済的恩恵を受け難い諸島であり、観光産業以外は独自の制度で企業を誘致しない限り経済的な発展は望めないのが、カナリアにも認められたという経緯を辿っている。

一方、同委員会の合意規定と相容れないカナリアの税制については、貿易上の地理的優位性を多くの欧州加盟諸国も平等に活用でき得ることが配慮され、「カナリアへの共同体法規定の適用に関する理事会規則No1911/91」が91年に採択されている。これにより、カナリアの独自の税制については以後も維持可能となった。

EU財務省理事会で97年12月に承認されたタックス・パッケージによる“域内自由競争市場を脅かす有害税制の排除”の項目には、カナリアの固有税制については言及されていない。

3．優遇措置により順調な企業誘致

現行税制は、72年に制定された「カナリア税制経済統制規定：法律30/1972」が基になっているが、本税制では、スペイン本土はもちろんのこと欧州諸国と比較しても有利な税制上の優遇措置が認められている。

その主なものは後述のとおり、1)カナリ

.....

ア内投資準備金に対する所得控除（RIC）、
2）カナリア内投資税額控除（DIC）、3）
有形財製造に対する所得控除（BPBC）など
であるが、EUでいう付加価値税に該当する
「一般間接税」も、2%、5%、15%とスペイン
本土の3%、7%、16%より低めに独自設
定されているなど、事業展開のみならず居住
にも有利な制度となっている。

さらに、1）一部サービス利用は非課税、
2）過去3年間に会社設立・増資・設備投資
もしくはカナリアへ法人の所在地を移転した
場合で、取得した有形固定資産が一件当たり
500,000ペセタ（約3,005ユーロ）以上である
場合は免税、などEU本体およびスペイン本
土と比べると制度は非常に有利である。

加えて、カナリア特別地域（ZEC）のよう
に、EU財務省理事会が承認する枠内で設定
される特別低減課税地域も存在する。これは、
同地域への投資に関し、1）軽減法人税率
1%～5%の適用（企業所得および雇業者数
により変動）、2）法人設立や増資に伴う譲
渡税・印紙税の免税、3）一般間接税（IGIC）
およびカナリア自治体税の免除等の優遇措置
が受けられる制度である。

2000年1月から欧州委の承認を得てスタート
した同制度により、カナリアへの企業誘致
は順調に進んでいる。現在までわずか2年間で、
EU内外からPCソフト関連企業など進出
済企業が23社、認可待ちを含めると65社が同
制度を利用してカナリアに進出している。

現在、ZECの優遇制度有効期限は暫定的に
2008年12月末日までとなっているが、延長さ
れる見込みだ。

常夏の諸島カナリアは年間1,000万人の観光
客を受け入れ、観光産業が発達しているが、
離島という制約から従来、製造業、非製造業
を問わず一般企業にとって進出対象地域とは
なり難かった。カナリア州政府としては、優
遇税制やZEC等の諸制度を利用して観光産業
以外の産業育成を目指したい意向だ。

4．具体的な優遇措置の内容

カナリアには、スペイン本土はもちろんの
こと欧州諸国と比較して有利な税制上のイン
センティブが存在する。主なものは以下のと
おりである。

1）カナリア内投資準備金に対する所得控除 （RIC）

RICはカナリア内の投資を強化するという
明確な目的の下に立法化され、企業が投資す
る際の自己資金の確保を容易にし、投資を通
じてカナリアの経済を活性化し発展させよう
とするものである。本税法の概要は以下のと
おりである。

【適用要件】

- ・カナリア内に恒久施設がある。
- ・当該施設を介した所得がある。
- ・当該施設の親会社の国籍並びに所在地は問わない。

【所得控除措置の適用】

- ・非配当利益（配当を行なった後の利益残高）の最高90%を限度に所得控除。
- ・準備金の引当開始年度より5年以内の実施（投資）。
- ・本所得控除の措置を適用する為の投資対象：

- 不動産の取得：カナリア内の物件に限定される。
- カナリア自治体の債券取得
- カナリア内で商業活動を行なう企業に対する資本参加

この制度を適用した計算例は表1のとおりで、
カナリア法人税の実質納付は5.11%となる。

表 1

	RIC適用	RIC無
税引前所得	100,000,000	100,000,000
RICによる所得控除 (94,890,511の90%=税引前利益-税)	(85,401,460)	0
課税対象所得	14,598,540	100,000,000
税率	35%	35%
税額	5,109,489	35,000,000
税引後の利益	94,890,511	65,000,000

表 2

投資項目	適用率 (カナリア内)	適用率 (スペイン本土)	適用限度率
新規固定資産 ⁽¹⁾	25%	-	50%
書籍発行	25%	5%	70% - 80%
映画製作	40%	20%	
金融	25%	5%	40%
調査及び開発	54% - 90%	30% - 50%	70% - 81%
文化財産	30%	10%	
環境保護	30%	10%	
情報技術	30%	10%	
陸上運送会社	30%	10%	
輸出企業	45%	25%	
職業研修	25% - 30%	5% - 10%	

(1) カナリア以外では97年度より廃止

2) カナリア内投資税額控除 (DIC)

投資による税額控除はスペイン本土で実施される法人税規定と類似しているが、カナリアにおける本税はその控除可能率(額)が本土より有利になっている。

【適用要件】

- ・カナリア内に恒久施設がある。
- ・当該施設を介した所得がある。
- ・当該施設の親会社の国籍並びに所在地は問わない。

【税額控除措置の適用】

- ・下表の投資項目に限定。
- ・単年度投資総額の「適用率」を最高限

度とし当該年度の確定法人税額の「適用限度率」以内を控除可能。

- ・適用開始年度から5年間繰越可能。
- ・他の税額控除を適用する場合、それら各種控除の総額は当該事業年度の確定法人税額の70%までを限度とする。

この制度の適用例は表2のとおり。

.....

3) 有形財製造販売に対する所得控除 (BPBC)

BPBCは、カナリア内で有形財を製造、カナリア内外へ販売をする場合に適用できる所得控除で、当該有形財から得た課税対象所得を50%まで控除することができる措置である。従って、カナリア内の製造販売企業は、法人税の申告時にその所得総額を半分としてみなすことが許され、通常の法人税35%の負担を17.5%へ引き下げることが可能である。

ただし、現在の控除率50%については、「カナリアへの共同体法規定の適用に関する理事会規則No1911/91」により、以下の様に段階的に控除率が引き下げられることになっている。

- ・2001年12月31日まで : 50%
- ・2002年1月1日～同年12月31日まで : 40%
- ・2003年1月1日より : 30%

この措置を受ける為には、カナリアに居住法人があり実際に生産製造活動を行なっている必要がある。また注目すべき点は、その他の控除措置と独立して適用することが可能なことである。

4) 造船及び船舶運航会社の特別登記

カナリア内における造船・船舶会社の活性化並びに世界市場における競争力の増強を目的として、92年に制定された特別優遇税制である。

【適用要件】

- ・カナリア内に当該法人の管理拠点を有する。
- ・造船・船舶会社としての特別登記(一定の条件あり)を行なう。

【優遇措置の適用】

- ・法人の場合は90%の所得控除。
- ・個人業の場合は50%の所得控除。
- ・船舶並びに船舶業務などの関連資産取引に対する譲渡税及び印紙税の免税。
- ・船舶乗務員の社会保障料の法人負担分は

90%減額。

5) 一般間接税 (IGIC) の注目すべき利点

カナリア一般間接税(IGIC)は購買時に課税されるものであり、スペイン本土を含むEU諸国におけるVATに該当するものである。

- ・標準一般税率2%、割増税率5%又は15%(高級贅沢品、自動車等)
- ・輸入品およびタバコ: 20%又は35%
- ・ある一定のサービス財又は有形財の購買は0%(通信業など)
- ・その他のIGIC免税措置:

過去3年間に会社設立・増資・設備投資もしくはカナリアへ法人の所在地を移転した場合で、取得した有形固定資産が一件当たり500,000ペセタ以上である場合には、IGICは免税扱いとなる。

6) 譲渡税および印紙税 (ITP y AJD) の免税措置

ITPとAJDは、資産の有償取得を行なった場合や、法人の資本に関わる取引を行なった場合に課税されるが、以下のような場合にはその免税措置を受けることができる。

- ・カナリア内における法人設立。
- ・カナリア内法人の増資。
- ・設立又は増資に関する法人書類の公正証書化された日からそれが具現化されたのが3年以内の場合。

なお、「カナリアへの共同体法規定の適用に関する理事会規則No1911/91」により、次の様に段階的に免税率が引き下げられることになっている。

- ・2001年12月31日まで : 100%免税
- ・2002年1月1日より同年12月31日まで : 75%
- ・2003年1月1日より : 50%

7) カナリア特別地域 (ZEC)

ZECは、EU財務省理事会が指針する税制の許容枠内で設定された特別低減課税地域であり、カナリアの同地域への企業新規参入や資本投下を行なう際に、税制上優遇するものである。

- ・軽減法人税率1%～5% (企業所得および雇用者数により変動)
- ・特別地域内での法人設立や増資に伴う譲渡税・印紙税の免除
- ・一般間接税 (IGIC) の免除
- ・カナリア自治体税の免除

他欧州諸国の特別低率課税地区 (アイルランド、オランダ、ルクセンブルク等) が「EU内の有害税制問題に取り組む総合的政策」で有害税制として取り上げられ廃止の可能性が高いのに対し、カナリアはアムステルダム議定書の第299条2項の“特殊な性質および制約を持つ遠隔地域”として認定されているため、カナリアは今後も税制上の優遇措置を維持することが可能であると思われる。現在までのところ、本規定の有効期限は暫定的に2008年12月末日までとなっているが、延長される見込である。

ZEC規定の特別地域を活用する為には、事前に関係管理当局の許認可を得た上でZEC法人として登記されていることが必須であり、その必要条件は以下のとおりである。

- ・管理当局の許認可を事前に得た同地域所在の法人である。
- ・同法人の管理代表者の少なくとも一人はカナリアの居住者である。
- ・設立登記後、2年以内に10万ユーロの投資を行なう。

- ・設立登記後、半年以内に最低5人の従業員を雇用。
- ・同法人の会社業務は、金融機関 (保険業、金融業、証券業) ではない。

8) グラン・カナリア島における自由地域 (ZFDC)

ZFDCにおける自由地域とは、EU域内であってもEU関税規制の課税領域外とみなされる地域である。交易品が自由地域に陸揚げされてから地域外へ出荷 (欧州諸国内外の双方) されるまでの間、輸入関税や間接税はもとより、公安上の制限や禁止規制に抵触していない限りにおいて、その数量や製品規制、農業管理規制、原産地国規制などのEU商業貿易規制からも除外される。また、交易品に対する同地域内の滞留期間については制限がないが、動植物 (農作物など) については、EUがその期間に対する制限を規定することができる。

EU域内交易品が同地域内に入った時点で、その輸出行為に伴い納付された輸出税などを還付請求することが可能である他、欧州諸国や非加盟国から同地域内へ輸入した原材料を加工し、再び諸外国 (EU諸国内外の双方。原材料の原産地国へ加工品を再輸出する義務はない) へ輸出するいわゆる加工貿易についても一般間接税の免税扱いとなるなど、欧州企業にあっては、輸出をする際に同島を貿易中継基地とすることにより税制上の特典と恩恵を受けることができる。特に島内に工場などを設置する企業にとっては、他EU諸国 (スペイン本土含む) と比較し税制上の優遇措置が認められる重要な地域である。

(佐々木 光)

経済発展に寄与した優遇税制をEUに適合(アイルランド)

ダブリン事務所

アイルランドは種々の投資優遇措置などにより、外国企業の投資を受け入れ、雇用を創出することでめざましい発展を成し遂げてきた。今後のアイルランド経済は米国経済の後退局面もあり、これまでのような成長の持続は難しいといわれる。しかし、OECDは11月に、2001年5.6%、2002年4.6%、2003年6.4%と引き続き高い成長を予測した。

この経済発展の原動力となったといわれる優遇税制について報告する。

1. アイルランドにおける優遇税制の目的・概要

(1) 輸出版売優遇措置

現在の製造業への優遇税制は、アイルランドの輸出振興のため50年代半ばに創出された輸出版売優遇税制に端を発する。本制度では、アイルランド製品の輸出によって得た所得に対する法人税率を0%としたが、90年に廃止された。

(2) 製造業優遇措置

製造業優遇措置は80年、将来的に輸出版売優遇措置に代わるものとして導入された。本措置はアイルランドで製造された製品の取引収入に対し、10%の法人税の軽減税率を適用するものであった。本措置は、2010年12月31日まで継続するが、欧州委員会との合意により、新規に操業を開始した案件には適用されない。本措置の目的は、アイルランドへの投資促進と雇用の創出であり、同国で製造されたものについて、輸出の如何を問わず適用された。流通業者も、その取扱商品が90%以上の資本関係を有する親会社あるいは子会社のものである場合、もしくは流通・製造業者とも第3者企業の90%以上の資本関係を有する

子会社である場合は適用有資格者とみなされた。

その後、製造業の有資格者についてたびたび法改正がなされ、あらたにコンピュータサービスなどのサービス活動をはじめとする他の分野が追加された。この改正・追加は、政府のある分野に特化しての雇用創出政策と歩調をあわせたものである。(適用業種は付表1参照)

(3) 国際金融サービスセンター(IFSC)

アイルランド政府は87年、ダブリンの税関埠頭地区を再開発し質の高い雇用を創出するための優遇措置計画を発表した。この地区は後にIFSCとして知られるようになった。本優遇措置は、指定された国際金融サービス(付表2参照)についてアイルランドの非居住者を対象に、アイリッシュポンド以外の通貨で金融業務を行う企業を対象とした。本措置の目的は、海外からのアイルランドへの投資促進および雇用の創出であった。さらに、同地域内に建物を建設することに対する助成措置もあり、地域全体の発展に大きく寄与した。IFSCで適用される優遇措置は下記のとおり。

2005年12月31日まで、法人税率は10%を適用。

適格資材、設備に対する100%の加速減価償却

外国企業の各自国のタックスヘイブン税制を斟酌しての税率適用

非居住者に対する支払利子源泉税の免除

不動産税の10年間免除

IFSC内に最初に物件を定めた時から10年間にわたる賃借料倍額控除

地域内に新規に建設された建物に対する加

速減価償却

一般に75%の資本関係を有する親会社に対し支払う利子は課税対象配当とみなされ、損金算入できない。しかしIFSC企業の場合は、例外的に損金算入が可能。

これらの優遇措置の適用には、大蔵省から業務内容とその条件を記載したIFSC認可状取得が必要。各認可内容には具体的な雇用義務も記載される。

(4) シャノン空港地区

59年にシャノン空港地区の産業振興のため優遇措置が導入され、シャノン空港地区での一定の事業利益は法人税の控除対象とされた。

その後、この優遇措置は同地区の製造業一般にも適用され、空港そのものの発展にも寄与した。優遇措置は以下の通り。

90年4月5日まで0%、それ以降2005年12月31日まで、法人税率10%を適用。

100%の税務上の加速減価償却適用が可能。非居住者に対する支払利子源泉税の免除。輸入物資に対しての関税およびVAT免除。シャノン地区を当該物資が出る場合は、関税を支払わなければならない。

これら優遇措置の適用には、企業は業務計画の詳細を提出し、シャノン・フリー・エアポート開発株式会社から認可を受けるとともに、大蔵省から税務証明の取得が必要。

(5) 補助金

外国製造業誘致のための種々の補助金は以下の通り。

土地整備、建設、新規機械、設備などへの設備投資補助金

雇用創出に伴う雇用補助金

従業員の研修のための訓練補助金

研究開発から生じるコストへの研究補助金
認可されたリース機関のリース用機械、設備のコストに対する補助金。借り手のレンタル料軽減が目的。

2. 優遇税制の効果

(1) 製造業優遇税制

本措置による効果は以下のとおり。

アイルランドに734の製造業が進出

11万5,000人の雇用創出(97年)

363億6,000万ユーロに上る工場生産高(97年)

これら製品のうち90%の輸出比率

同時期の民族系工場の生産高は161億9,900万ユーロで、このうち34.3%が輸出されたのみであった('Ireland - Community Support Framework 2000 - 2006'、大蔵省)

(2) 国際金融サービスセンター(IFSC)

アイルランドのIFSCの成功は世界的に知られるところである。大蔵大臣は「IFSCは成功物語の最良のものの一つで、それはアイルランドがビジネスにおいて新しい方式を取り入れ、それまでの経済的失敗により停滞していたところから、いかにして成功まで登りつめたかを説明するものである」と述べている(2000年3月27日の大蔵大臣スピーチ)。

この成功により、国際金融取引サービス業はアイルランド経済において中心的地位を占めるに至った。以下はIFSCの成功を示すものである。

1,000を超える企業がIFSCで操業。

IFSC企業は8,500名以上を直接あるいは間接的に雇用(同大蔵大臣スピーチ)。

1,260億ユーロに達するIFSCでの資金量(同)。

1,350億ユーロに達する国際金融資産(同)。

92年以来、外国危険打歩は26倍に成長し、

98年には14億アイリッシュポンドに(同)。

IFSCで操業する生保は92年の2社から98年には28社に(同)。

これらはアイルランド経済におけるIFSCの重要性も示している。

.....

(3) シャノン地域

当該地域向けの優遇税制はシャノン空港地区の発展に大きく寄与し、2000年末現在には8,000名以上が雇用されている。

3 . Code of Conductに照らした問題点

EUは当初、製造業への10%税率を国家補助とはみなしていなかったが、96年にアイルランド政府に国家補助に該当するとの見解を通知。IFSCおよびシャノン地区に関する10%課税については、従来から国家補助に該当と指摘、本優遇措置のいかなる延長についてもEU委員会の合意が必要としていた。EUは2005年までIFSCおよびシャノンでの製造業優遇措置の延長を認めている。

97年12月EUは加盟国間での税の競争を抑制するため「有害な税についての行動規範 (Code of Conduct)」を取り決めた。これはアイルランドの10%課税を直接のターゲットとしたものと言える。行動規範では以下のように規定されている。

「税制において加盟国から疑問視されるゼロ課税を含む極めて低い課税水準は、潜在的な有害税制とみなされる。」

このため、アイルランドはEU委と行動規範に照らして問題が生じないようにするための交渉に入った。98年7月22日、EU委との間で、事業所得に関する10%税率に替え一般法人税率12.5%を導入するとの合意がなされた。本税率は以下に述べる例外を除き、事業を営むすべての企業に適用される。本合意は12.5%税率の段階的導入を盛り込むとともに、10%税率の取り扱いを取り決めている。詳細は下記のとおり。

一般税率、2000年	24%
一般税率、2001年	20%
一般税率、2002年	16%
一般税率、2003年以降	12.5%

98年7月22日現在、10%税率の適用を受けている企業は、従来からの取り決め通り

2005年もしくは2010年12月31日まで適用を受けることができる。

98年7月22日以降10%税率を承認された企業は、2002年12月31日まで適用を受けることができる。

EU委と合意済みであり、認可手続きが進行中の案件で98年7月31日までに認可されたプロジェクトについては、2005年もしくは2010年12月31日まで業態に応じ適用を受けることができる。

新規プロジェクトの最終認可期限は、再保険業務などを例外として99年12月31日とする。

合意以降の新規プロジェクトはその時点の一般法人税率が適用される。このため近年いくつかの金融機関はIFSC外に立地している。

EU委との合意によりアイルランドは行動規範に抵触するところなくなったと考えられる。

4 . 他の優遇税制も廃止へ

上述したように、事業所得に対する12.5%一般法人税率は欧州委と合意されたものである。より高率の25%税率が非事業所得および事業所得の例外、例えば石油を含む天然資源開発に課せられる。非事業所得にはレンタル収入、投資収入が含まれる。加速減価償却などの他の優遇措置も10%課税同様終了する。さらにIFSC及びシャノン地区の適格企業のみ適用されてきた賃借料倍額控除など他のすべての優遇措置も廃止される。

5 . 新たな優遇税制には欧州委の承認を必要

今後、EU加盟国は新規に優遇税制を設立あるいは現存する助成措置を変更する場合は、事前に欧州委に通知、制度実施前に承認を得られなければならない。

6. 雇用関連税制

(1) 社会保障

アイルランドの社会保障費（PRSI）は一旦アイルランドでの雇用が開始されればアイルランドで支払われねばならないとの一般ルールがある。雇用主の所在、給与支払の場所、雇用契約などは考慮されず、アイルランドの社会保障費を支払う義務が生じる。外国人雇用主によって支払われた給与収入の総額が、（送金がなく所得税の課税対象とならない場合でも）課税対象となる。

ひとたびアイルランドでの就業が始まれば、雇用主、従業員とも外国人雇用主によって支払われた給与収入を対象としてPRSIの支払義務が生じる。

2001年の率は以下の通り。

	率	上限
雇用主	12%（注1）	上限なし
従業員	4%（注2）	35,870ユーロ
従業員（健康保険）	2%（注3）	上限なし

注1：週給355ユーロ以下の所得に対しては8.5%の軽減税率が適用。

注2：毎月550ユーロの給与所得控除あり。

注3：13,681ユーロ以下の所得は支払義務なし。

社会保障費は雇用主が従業員の所得から控除してこれを支払う。

PRSIはPAYE（Pay As You Earn）システムにのっとり支払われる。従業員の社会保障控除は源泉徴収され歳入庁長官に直接支払われる。

毎月、及び年1回報告義務がある。

(2) 日本人駐在員で給与を日本で支払われているもの

日本企業との間に雇用契約があり、給与が日本で支払われるものについては、原則アイルランドで給与支払を受ける現地採用者と同様にPRSIの支払義務がある。

PRSIは、給与収入を対象に算出する。

アイルランド源泉徴収システム（PATE）は日本からの給与収入には適用されない。従ってPRSIへの支払は特別徴収システムに則り社会家族省あてに直接送金されなければならない。

この特別徴収システムは社会保障費のみに適用される。健康保険（2%）についてはこの対象ではなく、従業員が直接歳入庁長官に所得税とともに納付する義務がある。

PRSIの特別徴収システムでの支払は原則PAYEシステムと同じ期限内に支払われなければならない。

しかし、従業員数が少ないことなどを理由として、社会家族省は年1回の送金での支払を認める場合もある。

毎年末に以下の書類を提出する必要がある。

SC1：従業員支払カード

SC1B：年末調整フォーム

SC4：従業員給与支払総額証明

(3) 52週免除

アイルランド法において、一定の資格を有する個人に対し、雇用主および従業員双方のPRSIを免除される。

免除は大臣の裁量によるが最長で52週間（1年）である。これはその雇用主もアイルランドの居住者でなく、その主たる業務を行う場所がアイルランド、北アイルランド、グレートブリテン島あるいはマン島でない場合であり、その個人がアイルランドの居住者ではない場合である。

従って、本免除の適用をうけられれば、日本人駐在員にとってアイルランドのPRSIを支払う場合は、日本の親会社（日本所在の非アイルランド企業）が給与の支払いを行う方が、アイルランド在住企業が支払うより有利になる。

.....

7. 雇用関連諸税の今後（減税の動きなど）

（1）一般的見解

2000年4月5日まで雇用主および従業員双方にとって、アイルランドPRSIの上限があった。しかし、雇用主の上限は4月6日以降撤廃された。大蔵大臣は従業員の上限の廃止を考えているとみる向きもある。従業員、雇用主の徴収率を軽減するものと考えられる。

（2）PRSIプラン

現在、現金以外の手当てについてはPRSI

の対象とはなっていない。しかし、大蔵省および社会家族省は見直しの方向と思われる。

（3）雇用主のPRSI免除

一定の資格を有する従業員に対して雇用主は雇用主負担のPRSIの免除を申請できる。適用要件は、この従業員の雇用に際し社内従業員数は増加しており、かつ採用時点でその個人の年齢が23歳以下であり、以前にフルタイムで就業した経験がないことである。外国人でアイルランドへ移住し、アイルランド以外で働いていた個人も、他の条件が満たされれば、同様の資格を有すると考えられる。

（太田 康富）

付表1 製造業者として資格を有する活動のリスト

1. 魚養殖
2. ミクロ増殖もしくは植物クローンによる植物栽培
3. 食肉加工
4. 船舶修理
5. EU外でのエンジニアリング業務に関連するサービス
6. コンピュータサービス
7. アイルランド登録船による貨物および乗客の輸送
8. 輸出業務
9. 航空機エンジン、部品の保守、整備、修理
10. 商業用映画製作
11. 本来の製造業者によるコンピュータ装置の再生および修繕
12. 農業、漁業組合の販売活動
13. 農協で指定先に販売されるミルク
14. 外国為替取引により生じる利得
15. 新聞製作
16. 商社サービス

付表2 IFSC適格業務

1. アイルランド非居住者向けの銀行業務
2. アイルランド非居住者に代わって行う以下のサービス
 世界市場における資金運用業務
 通貨、先物、オプションおよび同様の金融資産の国際取引業務
 債券、株式および同様の証券類の取引業務
 以下の資産の一部または全部の管理、運用業務
 - ・投資先限定資金
 - ・アイルランド非居住者の投資資金
 - ・適格法人企業の資金
3. 居住者に対する金融活動に関連した運用、管理、経理、通信、支払、決算または情報センター業務
4. 非居住者に代わって行う商品先物、オプション業務
5. 管理部門の業務またはサービスを行う上で使用するコンピュータソフトウェアの開発または供給、あるいは金融活動に関しての情報処理、解析または同様の業務
6. IFSC地区の発展に寄与すると大臣が判断する上記同様あるいは上記の補助的業務

競争力向上と産業立地条件の改善に期待（ドイツ）

デュッセルドルフ・センター

2001年1月1日に施行された税制改革はドイツの重要政策課題である産業立地条件の改善を図るもので、所得税・法人税率の大幅な引き下げと条件緩和が最大の特徴である。経済界では総じて好意的に受けとめられており、ドイツ企業の競争力の向上と産業立地の増加を期待する声が多い一方、中小企業にとっては相対的に不利なものとの批判もある。

また、2001年から急速に悪化した国内経済の回復を図るため、2003年の減税措置を2002年に前倒し実施するよう要望が出ている。しかし、現在の財政赤字は深刻であるため、連邦財務省がこれに応じる可能性はきわめて低い。

1. 改革実施の経緯

連邦政府は2000年1月13日に所得税・法人税の引き下げと課税ベースの拡大を主な内容とする大規模な税制改革案を発表、2000年上半期を通して大規模な議論が行われた末、7月14日に連邦参議院で最終的に可決して2001年1月1日に施行された。

ドイツの税負担の高さは、統一後の92～93年の不況を契機にドイツの産業立地条件の改善が政策の大きなテーマとなった際の主要な問題点の一つであり、財政健全化と企業減税の推進は、連邦政府が93年9月に産業立地条件改善の指針として閣議決定した「ドイツ産業立地の将来保全」の中では最重要課題の一つとして挙げられていた。所得税率・法人税率の引き下げと課税ベースの拡大は、コール政権下でも実現が図られた政策課題であり、97年には今回とかなり近い内容の税制改革法案が上程され、連邦議会を通過したものの、連邦参議院の合意を得ることができず、廃案となったこともあった。

今回の税制改革によって産業立地条件の改

善というドイツにとって10年来の政策課題の一つに大きな前進があった。もっともその内容にはコール政権下での税制改革案にすでに盛り込まれていたものもあり、保守・革新両政権で数年間の時間をかけて国政の重要課題に回答を出したといえる。

2. 2001年税制改革の内容

2001年年頭から実施された税制改革の主な内容は下記のとおりである。税率の引き下げと課税対象の拡大が基本方針であり、所得税・法人税の税率引き下げが行われる一方で、税負担増につながりうる課税ベース拡大措置も取られている。基本的には2001年1月1日以降に開始される事業年度からの適用となるが、一部2002年以降に実施される予定のものもある。

(1) 所得税関係

税率の引き下げ（2001年、2003年、2005年の3段階）

	最低税率	最高税率
（2000年）	22.9%	51.0%
2001年	19.9%	48.5%
2003年	17.0%	47.0%
2005年	15.0%	42.0%

基礎控除額の引き上げ（2001年、2003年、2005年の3段階）

	（単位：ユーロ）	
	独身	夫婦合算
（2000年）	6,902	13,805
2001年	7,206	14,413
2003年	7,426	14,853
2005年	7,664	15,329

事業所得に対する特別軽減税率の廃止
個人事業主・人的会社などに適用される事

業経営所得に対する軽減税率を廃止し、それに代えて営業税の支払い額を個人事業主などの所得税から控除する方式を導入する。

(2) 法人税関係

法人税率の引き下げ

法人所得に対する課税が内部留保利益(40%)対配当利益(30%)対支店利益(40%)と3種類あったものを一本化し、税率を25%に引き下げる。

配当源泉税率の引き下げ(25% 20%)

2001年1月1日以降に開始する事業年度についての配当から適用される(実際には、期中配当の場合は2001年内に行なわれる配当が対象となりうるが、普通配当であれば2002年1月1日以降に行なわれる配当が対象となる)

資本会社に対する出資持分売却益の扱いの変更

国内法人(株式会社、有限会社、株式会社など)の資本会社)に対する出資持分の売却益については、従来通常の法人税課税の対象となっていたが、売却前1年間以上継続して保有していること、出資持分の評価額について税務上の評価減が行なわれていないこと、の2つの条件を満たせば非課税となる。(出資先法人の2002年1月1日以降開始する事業年度で発生する売却益に対して適用)

外国法人に対する出資持分の売却益については、従来から10%以上の出資比率、投資先外国法人の能動的活動、ドイツとの租税条約締結、という3つの要件を満たせば非課税扱いであったが、これらの要件は撤廃され、前述の1年以上の保有期間、評価減なしの2つの条件を満たせば非課税となる(出資元法人の2001年1月1日以降開始する事業年度で発生する売却益に対してこの新规定が適用される)

法律的には、外国法人に対する出資持分

についての条項を改正し、それを国内法人に対する出資持分に準用している。

支配・従属関係にある複数の会社による連結納税(オルガンシャフト)の適用条件の緩和

従来は、損益移転契約を締結することに加えて財務的編入(支配会社が従属会社の資本の過半を出資)組織的編入(支配会社の経営者が従属会社を事実上指揮)経済的編入(従属会社が支配会社の事業目的に沿った活動を実施)の三つの条件を充足する必要があったが、財務的条件のみ充足すればよいこととなった。

なお、営業税、付加価値税についてのオルガンシャフト適用については適用条件の変更はない。

インピュテーション方式の廃止

従来、配当に対する二重課税を防ぐため、配当受取人が配当に課せられる所得税を支払う際に、配当支払法人が支払った法人税を控除する「インピュテーション方式」が採用されていたが、これを廃止し、配当受取人が個人の場合は配当半額課税方式(配当受取人のもとで配当額の半額だけを課税対象にする)に、配当受取人が法人の場合は、受取法人のもとで配当は非課税扱いに移行。

支払済法人税の調整減額措置実現のため、15年の経過期間を設ける。

タックスヘイブン税制の変更

タックスヘイブン税制とは外国の投資先(低税率国)で発生した所得に対する課税であり、今回の改革で「低税率国」の定義となる税率を変更(30% 25%)したほか、ドイツでの課税方式を、他の所得との合算課税から分離課税(38%)に変更。

(3) 課税対象の拡大措置(法人関連)

減価償却に関連する変更

i 動産に対する年間最高償却率を「定額

法償却率の3倍以内かつ年間償却率の30%以内」から「定額法償却率の2倍以内かつ年間償却率の20%以内」に変更。

ii その他固定資産の償却耐用年数の変更（個別の物品についての償却耐用年数を規定した「償却資産償却年数表」の改定）

iii 建物（事業用資産）の償却耐用年数を25年から33年に延長（償却率年4% 3%）

過少資本税制の強化

借入金と自己資本の許容比率を以下のように変更。

持株会社 9 : 1 3 : 1

その他の会社 3 : 1 1.5 : 1（利益非参加型借入金の場合）

従来自己資本の50%まで認められていた利益参加型借入金については、認めないこととする。

その他として、付加価値税法の申告手続上、電子インボイスを請求書として認定したことや、2002年1月1日以降の税務調査時、調査官に企業のデータベースへ直接アクセスする権限を付与したことがあげられる。（従来は文書の写しを提示する義務のみ）

3. 2001年税制改革の評価

(1) 各界の反応

今回の税制改革で所得税率は5年間で10ポイント近く引き下げられ、これまでドイツの産業立地条件では大きな弱点の一つとされてきた法人税負担が大きく軽減された。例えば法人税率は日米を大幅に下回り、EU諸国でも最低水準となった。その他法人所得に課せられる国税や地方税を加算しても英国やオランダを若干上回るものの日米やフランス、イタリア、ベルギーを下回る。このため、国民負担の軽減、ドイツの投資環境の改善につながるものとして基本的にポジティブに評価された。2001年7月14日に税制改革案が最終的に可決された際には、アイヒェル蔵相が「今世紀最大の改革」、シュレーダー首相が「ド

イツは、ドイツ病・改革の停滞の過去から訣別した。世界におけるドイツの見方が変わった」と述べたほか、ドイツ連邦銀行のヴェルテケ総裁も今回の税制改革を「歴史的な決定」とし、税制改革だけで0.5%の経済成長効果があるとした。また、ドイツ労働総同盟では、税制改革が経済成長効果をもたらし、労働市場へ好影響をあたえることを期待している。フランクフルト証券取引所でも改革案の成立翌日には金融・保険関連株を中心に高値をつけ、ドイツ株式指数(DAX)は過去1カ月間で最高の7,318を記録した。

経済界では、フォルクスワーゲンなど大企業から歓迎の声が聞かれる一方、さらなる改革が必要という声もある。ドイツ商工会議所連合会のシュティール会長は、数年後に所得税の最高税率を40%に引き下げる必要があるとの見解を表明した。中小企業の間では、批判的な見方が強く、ドイツ建設業中央連盟は「中小企業の黒い金曜日」と表現している。経済研究所の間では、ハンブルク経済研究所のシュトラウプハール所長は、税制改革によって失業者数が減少し、ドイツが外国の投資家にとって再び魅力のある産業立地になるとする一方、ifo経済研究所(ミュンヘン)のジン所長は、個人企業が冷遇された点が不満で、所得税減税との見方を示し、評価が割れている。

2001年9月にハンデルスブラット紙が行なったアンケート調査によると、対象となったドイツ企業のトップ経営者の37%が2001年税制改革はドイツ企業の国際競争力の向上に結びつくとし、58%はドイツの産業立地環境が改善するとしている。

また、国内企業への出資持分売却益の非課税化(前述1.(2)参照)がドイツ企業をめぐるM&Aの活発化とドイツ国内の大企業における株式持合い構造の再編・解消につながるの見込まれる。金融機関が保有株式の含み益実現のため、株式売却を進めれば、銀行

の企業への影響力が低下するとともに、売却益を元手にさらなるM&Aを進めることが予測される。主要株主である金融機関が株式売却を進めることが産業界の再編につながる可能性もある。ドイツでは、銀行による出資と監査役会への役員派遣による企業経営への影響力行使というドイツ独特のスタイルから、株主重視の米国スタイルに経営のあり方が変わりつつあるが、この措置がドイツの産業構造・企業文化をどこまで変えることになるのか、注目されるところである。

(2) 個人事業主・人的会社への対応

所得税率が法人税率を上回る水準であること、個人事業主を対象とした事業所得への特別軽減税率が撤廃された(前述1.(1)参照)こと、配当や法人への出資持分の売却益に対して、法人の場合は非課税となるが個人事業主・人的会社であれば半額課税になることなどから今回の税制改革では、資本会社に比べ個人事業主・人的会社への(大企業に比べ、中小・零細企業への)恩恵が少ないという批判もある。

ドイツ経済研究所(在ケルン、i w)では、資本会社の所得に対する実効税率(法人税)が2001年以降38.6%となる一方で、個人事業主・人的会社の場合(所得税)は2001年で50.6%、2005年で44.9%と、2005年に所得税率の引き下げが終了した時点でも資本会社に比べて6ポイント強高い税率となること、減価償却期間の延長措置がサービス業に比べ資本集約度の高い製造業ではマイナス効果が大きいことを指摘している。ドイツ産業連盟(BDI)のロゴウスキー会長が、ヴィルトシャフトヴォッヘ誌とのインタビューで「税制改革は、減価償却と個人事業主・人的会社の扱いについて改善が必要だ」と述べている。

i wでは年間売上高3,500万マルク、売上収益率2.6%、経常利益2,000万マルク、設備率36というケースで税負担のモデル計算を行

なっている。それによると、減価償却を計算に入れた場合、資本会社形式であれば2001年の税負担は2000年と比べ9.5%減、2003年には同9.9%減、2005年には同12.1%減となるが、個人事業主・人的会社の形式であると2001年は2000年と比べ1.5%の税負担増、2003年で同0.8%の負担減、2005年で同7.6%減と、個人事業主・人的会社の場合は負担減が少なく、2001年時点では負担増すら生じている。

このような議論を受けて連邦政府では2001年8月に個人事業主・人的会社向けの追加措置を閣議決定し、2002年以降、個人事業主・人的会社が資本会社への出資持分を売却した場合、売却益を2年以内に他の資本会社へ投資するという条件で非課税扱いとした。

(3) 減税措置の前倒しを巡る議論

2000年下半年以降、ドイツ経済は減速の度を強め、2001年は年頭から米国の景気停滞の影響で低調であったところに米国テロ事件の影響を受け大きく落ち込んだ。2001年の実質GDP成長率は0.6%とEU諸国の中でも最低水準の成長率を記録し、失業者数も400万人に近づいている。

このような状況の中で、2001年10月に6大経済研究所が春に続いて成長率を大幅に下方修正するという内容の秋季合同経済予測を発表した際、i f o経済研究所のジン所長は、景気てこ入れのため、2003年に予定されている減税措置を2002年に前倒して実施すべきと述べた。BDIのロゴウスキー会長が2001年11月にヴィルトシャフトヴォッヘ誌とのインタビューで「短期的な景気刺激のためには、2003年の減税措置を2002年に前倒しすることが必要」と述べるなど、この発言は経済界で、また野党キリスト教民主党/社会同盟(CDU/CSU)で賛同を呼んでいるが、アイヒェル蔵相はこれ以上の減税措置の追加、あるいは前倒しは一切考えていないとし、頑と

.....

してこれを受けない構えである。背景には財政赤字が対GDP比2.7%まで拡大しているという状況がある。現在、ドイツが自ら音頭をとって定めた欧州成長安定協定に抵触する（財政赤字が対GDP比3%を超えたら制裁措置）可能性が出てきており、財政状況が改善しない限りは減税措置の追加などは見込めない。

4. 日本企業への影響

デュッセルドルフ日本商工会議所税務委員会は、99年末に2001年税制改革案が発表されたのを受けて、2000年4月にコメントを発表した。

これによると全般的には肯定的に評価できるが、注意を要する点や税制上のさらなる課題、日独租税条約で改善が必要な点も明らかになったと述べ、具体的には次のとおり指摘している。

法人税率の大幅引き下げでドイツの産業立地が大幅に改善されるのは明らかである。但し、営業収益税（地方税）・連帯附加税に変更がないことから、実効税率で比較するとようやく近隣諸国なみになる（英国、オランダより若干高い）。実効税率の半分近くは営業収益税であり、ドイツの実行税率を下げるためには営業収益税の改革が必要。

これまで、支店形態でのドイツへの進出は、子会社形態での進出に比べて税金の負担額が若干高かったが、改正後は日本企業のドイツ子会社の税額は、日本企業のドイツ支店や、欧州会社のドイツ子会社の場合に比べて高くなる。これは日独租税条約による配当源泉税率(15%)が高いため（日本と英・仏間は0%、日本とオランダ間は5%）、日独租税条約の改定が望まれる。

インピュテーション方式の廃止により、税金の事務は単純化されるが、移転価格の否認による追加税金の計算が大幅に変わることが予想される。

ドイツに進出している日系企業の多くは販売拠点であることから、減価償却率の引下げによる増税効果が、法人税率の引下げによる減税効果を上回ることはないと見込まれる。

日本からの出向社員は多くの場合手取り補償であることから、所得税減税は直接的に労務費の減少につながる。ただ、ドイツの高い労務費の是正にどの程度効果があるかは予想できない。

過少資本税制の厳格化については注意が必要。

（立川 雅和）

抜本的な法人税制改革が課題（フランス）

パリ・センター

現在、ジョスパン政権は2000年8月に発表した3カ年（2001～2003年）の減税プランに取り組んでいる。同プランの中で政府は、法人向け減税の主なポイントとして、95年にジュペ内閣により導入された法人税付加税の段階的撤廃、中小企業を対象とした軽減税率の導入、の2点をあげている。しかしながら、産業界、また与野党内でも、実施中の減税プランでは不十分とし、抜本的な法人税改革を求める声が強まっている。

ここでは、現行の法人税制度の概要、法人税の計算例、法人税制の推移、現在ジョスパン政権が着手している3カ年減税プランの概要などを紹介する。

1. 現行の法人税制度の概要

現行の法人税は、（1）法人税＋（2）法人税付加税＋（3）社会保障負担金の3つから構成される。法人税は当期税引前利益が課税ベースとなるが、法人税付加税と社会保障負担金は法人税の税額が課税ベースとなる。以下（1）～（3）にこれら3つを説明する。（4）では具体的な課税例と実効税率を示し、（5）では配当金への課税制度について概括する。

2000年に法人税の税収は2,447億フランに上った。2001年には、同税収は2,793億フランに上るものと推測されている。

なお、実際の納税では、前年の利益に対する課税分を納めることになるため、2002年に実際に納める税額については、2001年度の課税率が適用されることになる。

（1）法人税

法人税の標準税率は33.33%。中小企業については優遇税制が存在する。3万8,120ユーロを限度とする税引前利益について、2001年度

の決算において25%、2002年度の決算において、15%の特別税率が適用される。この適用を受けるためには、当該年の売上が763万ユーロ未満であり、株式の75%以上を個人（または株式の75%以上を個人が保有している法人）が保有していることが条件になる。

長期キャピタルゲインには別途、19%の優遇税率が適用される。これは一部のキャピタルゲインの税金控除後の残額を特別準備金として社内留保した場合に適用される。一部のキャピタルゲインとは、保有する他社の株式（金融投資除く）の売却益、特許権・ロイヤルティーなどの売却益、ベンチャーキャピタルの売却益（5年間以上保有した場合）ならびにベンチャーキャピタルへの出資から生じた配当金のことを指す。

（2）法人税付加税

法人税（標準税率ないしは優遇税率を適用して算出したもの）の税額を課税ベースに、付加税が課せられる。中小企業を含めたすべての企業が対象で、税率は2001年度決算については6%、2002年度決算については3%が適用される。同税は、段階的な減税が進んでおり、2003年には撤廃される予定。

この税率は税額に対する税率であり、標準税率＋付加税率は $[33.33\% + (33.33 \times 3\%) = 34.33\%]$ （2002年度）となる。標準税率と付加税率を単純に積み上げ計算してはならない。

（3）社会保障負担金

週35時間制導入企業向けの公的援助の財源確保を目的に、一部の企業には（2）の付加税と同様、法人税の税額を課税ベースとして、社会保障負担金が課される。税率は3.3%。

通常の社会保険料とは別物である。

社会保障負担金は、当期の売上が763万ユーロ未満の企業には課税されない。また、課税ベースから一律76万3,000ユーロが控除される。この控除の結果、同負担金の法人税課税ベースに対する実効税率（標準税率を適用した場合）は、 $[33.33 \times 3.3\% = 1.1\%]$ より必ず低くなる。

(4) 計算例と実効税率

以下に、具体的な法人税の計算例をあげる。

例：2002年度決算で450万ユーロの税引前利益（キャピタルゲインを除く）、15,000ユーロの長期キャピタルゲインを達成した企業の場合。

法人税額（キャピタルゲインにかかる部分を除く）：

$$4,500,000 \text{ユーロ} \times 33.33\% = 1,500,000 \text{ユーロ}$$

キャピタルゲインにかかる税額：

$$15,000 \text{ユーロ} \times 19\% = 2,850 \text{ユーロ}$$

$$\begin{aligned} \text{法人税総額} &: 1,500,000 \text{ユーロ} + 2,850 \text{ユーロ} \\ &= 1,502,850 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{法人税付加税} &: 1,502,850 \text{ユーロ} \times 3\% \\ &= 45,085.5 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

社会保障負担金：

$$\begin{aligned} & (1,502,850 \text{ユーロ} - 763,000 \text{ユーロ}) \\ & \times 3.3\% = 24,415 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

（法人税本体の課税ベースに対する実効税率：0.54%）

$$\begin{aligned} \text{法人税} + \text{法人税付加税} + \text{社会保障負担金} \\ &= 1,502,850 \text{ユーロ} + 45,085.5 \text{ユーロ} \\ &+ 24,415 \text{ユーロ} = 1,572,350.5 \text{ユーロ} \\ & \quad \text{（実効税率：34.83%）} \end{aligned}$$

法人税（法人税 + 法人税付加税 + 社会保障負担金）の税引前利益に対する実効税率は、売上の規模や利益の性質（長期キャピタルゲインの有無など）によって異なる。以下に、長期キャピタルゲインはないものとして算出した実効税率を目安として示す。

$$\begin{aligned} \text{売上763万ユーロ以上の企業} &: 34.33 \sim 35.43\% \\ & \quad \text{（社会保障負担金の金額により異なる）} \\ \text{売上763万ユーロ未満の中小企業} &: \\ & 15.45\% \text{（税引前利益で3万8,120ユーロまで）} \\ & 34.33\% \text{（3万8,120ユーロ超の部分）} \end{aligned}$$

(5) 配当金に対する課税

配当金は法人税支払後の利益から支払われる。したがって、利益に法人税が課税された段階で、支払い側の企業において配当金についても、通常33.33%の法人税率が課税済みとみなされる。

配当金を受け取る側については、配当金収入には個人の場合は所得税が、法人の場合は法人税がそれぞれ課税される。ただし、前述したような配当金に対する二重課税を避ける目的で、配当金の受け取り側に一定の税額控除が認められる。

税額控除制度のあらましは多少複雑である。税額控除の金額は、個人の場合、受取配当金の50%、法人の場合は15%（2002年度以降）となる。以下に税額控除の計算例を示すが、この場合の課税ベースは、受取配当金ではなく、 $[\text{受取配当金} + \text{税額控除額}]$ （以下のb式参照）となる。

例：1,000ユーロの配当金を受けた企業が、同配当金にかかり納める税額。

$$\begin{aligned} \text{(a) 税額控除額} &= 1,000 \text{ユーロ} \times 15\% \\ &= 150 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(b) 税額控除前の法人税額} \\ &= (1,000 \text{ユーロ} + 150 \text{ユーロ}) \times 33.33\% \\ &= 383.3 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

(c) 税額控除後の最終的な法人税額

$$= 383.3 - 150 = 233.3 \text{ユーロ}$$

法人向けの税額控除額の算定率は、99年以来、徐々に引き下げられている。99年には45%、2000年には40%、2001年には25%、そして2002年には15%にまで引き下げられた。税額控除額の算定率引き下げは実質的な増税を意味し、同時期に進められた法人税の税率引き下げ効果を一部相殺する措置であり、企業側や野党の保守中道勢力の側からは批判も出されている。

2. 法人税制の推移

(1) 法人税制改正の推移

85年：法人税の税率引き下げを含む税制改革の検討開始。

93年：法人税の標準税率を33.33%に引き下げ（現水準）。これに伴い、支払配当金向け特別課税率を事実上廃止。

95年：ジュベ政権が法人税付加税を導入（2003年に廃止予定）。

97年：ジョスパン政権が法人税追加付加税を導入（税率15%）。

99年：法人税追加付加税の税率を10%に引き下げ。

2000年：法人税追加付加税を撤廃。同時に、時短企業向け公的援助の財源確保として、社会保障負担金を導入。

2000年9月：法人税付加税率の段階的引き下げを盛り込んだ3カ年の減税プランを発表。

(2) 93年までの法人税制改革

政府は85年以降、法人税制の段階的な改革に着手した。この改革は93年まで継続的に進められた。

その基本方針は、税制の簡素化による標準税率の引き下げにあった。これにより、優遇税率が適用されていた一部収益が徐々に法人税標準税率に適用される課税ベースに移され

た。その一方で、当初は50%に上っていた標準税率は、段階的に引き下げられた。つまり、広く薄く課税する方向で、制度改革が進められた。

標準税率の推移

88年度	42%
89年度	39%
90年度	37%
91年度	34%
93年度	33.33%

93年度の標準税率引き下げにより、従来の支払配当金向け特別課税率と標準税率が横並びとなり、支払配当金向けの優遇税率は事実上消滅した。

法人税標準税率は93年以来、現在に至るまで同水準に据え置かれている。しかし、90年代半ば以降、財政健全化が優先課題として浮上、それまでの減税の流れが反転し、法人税の実効税率は引き上げられる。

(3) 法人税付加税の導入（95年）

背景

95年春季に行われた大統領選で保守の共和国連合（RPR）所属のシラク氏が当選、ジュベ首相（RPR）を首班とする保守中道政権が発足した。シラク大統領は選挙公約である「社会の亀裂の修復」、とりわけ失業対策の強化のための財源を確保するという名目で、法人税付加税の導入を含む一連の増税（付加価値税の増税など）を実施した。ジュベ政権は増税に当たって、ユーロ導入への参加に必要な財政赤字の圧縮努力を継続することを同時に強調した。法人税付加税は同年夏季に可決された法案により、95年度以降の決算から適用された。

95年の法人税増税が、これまでの減税傾向の流れに逆行する最初の決定となり、97～98年に増税はピークを迎えた後、再び減税基調

に戻った。

概要

導入時の法人税付加税率は10%（実効税率は3.3%）で、2000年まで同税率が維持された。現在は、2003年の全廃を目指し、段階的な税率引き下げの途上にある。

(4) 法人税追加付加税（97年～99年）

背景

97年春季の総選挙で社会党を主軸とする左派連合が過半数を獲得、ジュベ右派政権からジョスパン左派政権への政権交代が実現した。ジョスパン政権は、ユーロ導入への参加条件となる経済財政基準（財政赤字を対GDP比率で3%以内に抑制するなど）を達成することを主な目的に、法人税追加付加税を暫定措置として導入する方針を決め、同年11月成立の法律によりこれを導入した。ユーロ導入国の決定は1997年の実績が基準となるため、1997年1月1日以降締め決算から追加付加税が課税された。同税の導入時の税率は15%（実効税率ベースでは5%）、1999年には10%（実効税率ベースでは3.3%）に引き下げられ、2000年には全廃された。

概要

法人税追加付加税は、法人税付加税と同様、法人税額を課税ベースとする。税率は導入時には15%であり、実効税率は5%となる。[33.33%（法人税標準税率）×15%] 課税対象は、売上5,000万フラン以上の法人に限定され、売上が5,000万フラン未満で株式の75%以上を個人が（ないしはその株式の75%以上を個人が保有する法人が）保有している中小企業には法人税追加付加税は課税されない。政府によると、法人税追加付加税の税率として10%が適用された99年の同税課税総額は18億9,000万ユーロに上った。

(5) 3カ年減税プラン（2000～2002年）とその効果

背景

ジョスパン政権は2000年に3カ年の減税プランの導入を発表した。同年には、好景気に伴い税収が予測を大幅に上回ったが、これを受けて、政府が税収超過分を国民に隠し、国民の税負担を増加させているとする批判が野党側を中心に高まった。内閣改造に伴い新たに就任したファビウス経済・財政・産業相は、こうした批判をかわす目的もあり、3カ年の減税プランを策定、2000年から順次実現する方針を明らかにした。

左派政権カラーを出すためか、減税は特に世帯向けを中心とし（所得税、住民税など一部の地方税、付加価値税など）、企業向けでは、中小企業に力点が置かれた。

法人向けの主な減税ポイント

中小企業向けの特別税率

売上763万ユーロ未満の企業で、個人（または株式の75%以上を個人が保有する企業）が株式の75%以上を保有する企業を対象に、特別税率を導入する。この特別税率は、税引前利益のうち3万8,112ユーロ以下の分について適用する。同制度は2001年に導入され税率25%でスタートしたが、2002年には15%に引き下げられる。政府はこの措置による減税額を、2001年に4億6,000万ユーロ、2002年中に10億7,000万ユーロと推定している。

法人税付加税

95年に導入された法人税付加税の税率を順次引き下げる。2000年度10%の同税率を、2001年度決算については6%、2002年度決算については3%に引き下げる。2003年以降は同加算税を全廃する予定。政府は、同税率を10%から3%に引き下げることによる減税効果は30億5,000万ユーロに上ると試算している。

減税プランの効果

政府は、法人向け減税プランの効果について、政府の優先課題である雇用拡大を支援することが狙いであるとし、また中小企業向けの特別税率導入も、大規模な雇用創出が期待できる中小企業を支援することが目的であるとしている。また、職業税の課税ベースに算入されている支払い給与総額を段階的に課税ベースから外し、2003年には完全に課税ベースから外すという改正が進んでいるが、これについても、政府は、企業が新規雇用により税の負担増を強いられることがなくなり、結果的に雇用創出支援につながると説明している。

一方、野党側は、減税プランの効果について批判的な見方を示している。上院の野党議員がまとめた報告書は、2000年中に、法人が受け取る配当金の税額控除額が引き下げられたことで15億フラン、親会社が子会社から受ける配当金に係る特別課税率引き上げで42億フランの実質的な増税がなされ、さらに、法人が所有する車両の車両税増税などもあることから、減税効果が実際には一部相殺されていると主張している。また、中堅企業ならびに大企業向けの減税措置が不十分なことで、資本力のある仏内外の大企業が、税制のより優利な諸外国に移転したり、対仏投資を手控えたりする恐れがあると主張している。

(6) 法人税実効税率の推移

98年：41.66%

99年：40%

2000年：36.66～37.76%

2001年：売上5,000万フラン以上の企業
：35.33～36.44%

売上5,000万フラン未満の中小企業
：26.5%

(ただし税引前利益のうち25万フランまで)

2002年：売上763万ユーロ以上の企業
：34.33～35.44%

売上763万ユーロ未満の中小企業
：15.45%

(ただし税引前利益のうち3万8,120ユーロまで)
2003年：売上763万ユーロ以上

：33.33～34.44%

売上763万ユーロ未満の中小企業
：15%

(ただし税引前利益のうち3万8,120ユーロまで)

(7) 税制改革への反応と今後の展望

産業界の批判

国内最大の経営者団体である仏企業運動(MEDEF)のセリエール会長は、2000年秋に発表された3カ年の減税プランについて、不十分な措置であるとして批判的な姿勢をみせている。

会長は2000年11月、「今後3年間で経済成長により国内総生産(GDP)は2,500億フラン増加する見込みであるのに、減税規模はその半分に過ぎない」と述べて、減税プランが不十分であることに強い不満を表明した。会長はまた、抜本的な税制改革を実施し、雇用の促進と企業のイニシアチブの鼓舞を図り、外国からの投資を呼び込める魅力的な環境を作るべきだと主張した。また同会長は、5年間で2,500億フラン規模のドイツの減税プランの方がはるかに優れているなどと述べた。法人税について同会長は、中小企業向けの減税措置が中心となったことを非難し、大企業を含めた広い範囲を対象に、さらに踏み込んだ減税政策に取り組むべきだと主張した。

野党側の主張

上院は2001年6月に提出した報告書の中で、中堅以上の企業向けに踏み込んだ法人税の減税の必要性を強調した。上院は野党の保守・中道勢力が過半数を占めており、上院の報告書は野党側の提言という色彩が強い。

報告書は、中小企業向けの法人税優遇税率

.....

について、 優遇税率適用の上限額の前後で
不公正が生じる恐れがあること、 複数の税
率が存在し、制度が複雑化することで、特に
外資が対仏投資を敬遠する恐れがあること、

企業が節税のみを考えた近視眼的な行動に
終始する可能性があること、の3点を挙げて
批判し、中堅以上の企業についても減税を進
める必要があることを強調した。特に、中堅
以上の企業の場合、フランスの不利な税制を
嫌って外国移転を進めることが比較的容易
であり、その意味でも、減税の対象に大企業
を含めることが望ましいと述べている。

与党側の提言

社会党所属のシャルザ下院議員は2001年7
月、ジョスパン首相の依頼に応じて、フラン
スの産業立地の国際競争力に関する報告書を
提出した。シャルザ下院議員は報告書の中で、
法人税の実効税率引き下げを含み、幅広い税
制改革を検討するよう提言した。社会党の一
部からは、税制改革に向けた要望が強まって
いるが、2002年4月に大統領選、6月に総選
挙を控えた難しいタイミングであるだけに、
報告書を踏まえた政策論議は今のところなさ
れていない。政府が具体的な改革に着手する
のは、選挙後になるものとみられる。

シャルザ下院議員は報告書の中で、特に法
人向け税制について、短期的課題とし、企業
買収や合併等の際に発生する税金などのコス
トを軽減するための、制度改正が必要であると
指摘した。中期的な観点からは、国際比較
を踏まえ、企業の全体的な課税水準を適正化
を検討する必要があるとした。また同議員は、

法人税の税率の見直し、 フランス企業が
国際進出を進めていることに伴い、60年代に
骨格が決められた配当金課税(税額控除制度
など)制度の抜本的な見直し、 ドイツでも
2002年1月から株式譲渡益税が廃止され、国
際的にもキャピタルゲイン非課税が主流にな
りつつあるキャピタルゲイン課税制度の見直

し、などが課題であるとしている出されている。

EU水準への税率引き下げを目指す（イタリア）

ミラノ・センター

ここ数年、イタリアでは法人所得税について他のEU諸国と同じ水準に近づける試みが行われてきている。イタリアはEU諸国や他の先進工業国のなかでも高い税率を維持していることに加え、複雑な税制度や硬直的で非効率的といわれる財政システム、政府と納税者との間の対話不足などの構造的な問題を抱え、外国企業のイタリア市場への進出意欲を減退させる大きな要因となっていることが指摘されている。これらの問題はイタリア企業や既進出企業が事業展開するうえでも障害となることがあり、多国籍企業のなかには、政策決定などの中枢部門をオランダやルクセンブルクなど企業を優遇する税制を持つ国に移したり、資産を海外設立した持ち株会社に移すといった対策を講じる動きも出てきている。このため政府は税制上の優遇措置を講じたほか、税務手続きの簡素化を図るなどの対策を通じて問題解決の試みを行っている。税制改革の動きと特徴的な優遇税制について報告する。

1. 法人税引き下げなどの動き

(1) 97年および98年の税制改革

地方税の廃止とIRAPの導入

97～98年にかけてイタリアは税制改革の大きな波を迎えた。そのひとつとして地方法人税（ILOR：Imposta Locale sui Redditi）などの地方税を廃止し、新たに生活活動地方税（IRAP，Imposta Regionale sulle Attività Produttive）を導入した。IRAPは外形標準課税で、事業活動によって生み出された付加価値を課税標準とした州税である。ILOR以外に市町村事業税や付加価値税番号税、純資産税、国民医療サービス保険料が廃止され、IRAPに一本化されたかたちになっている。

IRAPの税率は3.5%～4.25%で、廃止された当時のILORの税率16.2%に比べ企業の税負担が大きく減少したように見える。しかし、ILORとIRAPでは算出根拠となる収入のベースが異なるため、必ずしもすべての企業にとって税負担が大きく軽減したとはいえない点は注意が必要である。IRAPでは銀行への支払い金利が課税控除対象にならない。このため、事業を行う上で銀行からの借入金を減らし、かわりに自己資金調達比率を高める傾向が強まる。IRAPの導入で政府が意図したことのひとつがこの点にあり、財務面で企業の足腰を強化し競争力を高めることを目的としている。

法人税に対する軽減税率（DIT）の導入

法人税（IRPEG：Imposta sul Reddito delle Persone Giuridiche）は、イタリアで収益活動を行うすべての事業体が課税対象となる。この場合、イタリア国内に法的登記をしている、もしくは主要な営業基盤を置いている事業体、すなわちイタリア居住法人については、二重課税に関する租税条約を締結している国を除いて全世界所得が課税対象になり、非居住法人についてはイタリア源泉所得のみがその対象となる。

97～98年にかけての税制改革において、IRPEGの軽減措置として二重課税法（DIT：Dual Income Tax）が導入された。DITは企業の自己資本調達、とくに株式化による資本の充実を目的としている。DITは当該会計年度における自己資本増加額に政府発表の係数を乗じて算定された額に対しては軽減税率19%が適用されるもので、残りの部分は一般税率が適用される。ただし、DITを適用した場合、IRPEG課税所得の27%が納税額の下限

となり、DITを適用した上で算出した納税総額がIRPEG課税所得の27%を下回った場合は、この27%相当額が納税額となる。

企業再編に伴う課税（キャピタル・ゲイン課税）の改正

98年7月、企業の再編（合併・買収、株式交換、売却など）を促進することを目的にキャピタル・ゲイン課税が改正された。同改正はEU指令90/434/EECを国内法化したものである。

同改正により、優先株の売却のような金融資産売却による利益に対して12.5%、課税対象資産額に対して27%のいずれかを選択できるようになった。ただし、上場企業の議決権の2%以上または資本の5%以上を売却した場合と、非上場企業の議決権の20%以上または資本の25%以上を売却した場合は27%とされている。

(2) 2000年10月の法人税引き下げ

2000年9月30日、当時の中道左派連立内閣は2001年度（暦年）の予算・財政法案において、IRPEGの税率引き下げや個人所得税引き下げなどの減税施策の導入を閣議決定した（その後議会で成立）。税率は2001年に37%から36%に引き下げられた後、2002年は36%、2003年は35%に引き下げられることになっていた（ベルルスコーニ政権の税制改革で、法人税率は2002年から33%になった）。ドイツ、フランスなど欧州主要国が大型減税策を実施するのと足並みをそろえるかたちで導入され、決定当時に試算された減税規模は28兆リラにのぼる。IRPEGの引き下げと同時に企業の社会保険料の一部を政府一般歳出による肩代わり、従業員を新規に雇用した企業に対する優遇税制なども盛り込まれた。

本施策導入の背景としては、2001年5月に行われた総選挙を前に勢力を強めていた中道右派に対抗するため、中道左派政権が国民の

支持率を高めるために実施した色合いが濃い。それゆえ、産業界の受け止め方も冷やかかたで、イタリア産業連盟は短期的には個人消費の刺激になるものの、法人税の減税幅は不十分であり、また巨額の財政赤字を産む構造的要因がそのまま残っていること、政府歳出の削減が図られていないことなどを指摘している。欧州委員会も財源確保の前提となる経済回復が予想通り進むとは楽観視できないとし、財政支出の抑制に改善点がみられないことに強い懸念を示した。減税施策により財政運営は厳しさを増し、中道右派政権に転換後、再び財政赤字拡大の危機に見舞われる結果となった。

(3) 中道右派政権の税制改革

「発足後100日間の経済施策」における税インセンティブ

2001年6月に発足した中道右派連立政権（ベルルスコーニ内閣）は、新政権発足時に発表することが慣例となっている「発足後100日間の経済施策」において、もっとも重要な施策のひとつとして税制改革を掲げた。プログラムにうたわれている税制改革の目的としては、イタリアの税制度を国際水準に照らして不足のないものとし、企業の経済活動を刺激し活性化させる点にあるとされ、具体的には以下の4つの税関連の改革案が盛り込まれている。

地下経済の浮上（解消）に向けたインセンティブ

脱税などによる隠匿資産や預金を市場に引き出し地下経済を解消し、イタリアの経済システムの近代化を図るとともに税収増加による財政赤字削減への貢献を目的として、一定期間内に自己申告した場合は追徴金を課すことなく軽減税率を適用するもので、税率は2004年まで段階的に引き上げながら適用される。イタリア中央統計局の推計ではイタリアにおける地下経済の規模はGDPの14%、欧州

委によれば28%というデータもある。

再投資に対する減税

一般に「トレモンティ新法」と呼ばれる減税パッケージ施策のひとつに位置付けられるもので、現在施行されているDITのような優遇税制よりも簡素で幅広い事業活動を対象にできることを目指している。対象分野は機械、プラント、建設、研究開発、職業訓練ならびに中小企業など多義にわたり、減税額は今後2年間で総額15兆リラを予定している。

手続き簡素化

設立した企業の株式資本を購入する企業に対する減税措置、工業特許の研究開発費などに対する減税措置と手続きの簡素化、ユーロ導入に伴う会計帳簿上の形式の簡素化などを図る。

相続税・贈与税の廃止

本プログラムに盛り込まれた後、2001年10月18日付法律383号にて相続税、贈与税の廃止が決定された（2001年10月24日付け官報にて公布）。ただし贈与税については、4親等を超える第三者に贈与する場合で贈与額が3億5,000万リラ超の場合は、登録税を支払う必要がある。

2002年の税制改革

ベルルスコーニ内閣は2002年の予算・財政法において、IRPEGとIRAPの税率改定を中心とする改革を決定した。

政府によれば、今回のIRPEGの改定ではオランダやドイツの企業法人税をモデルにして、「企業税」(Imposta sulle Società)という名称に変えるとともに法人税率をEU平均に近い33%に統一することが決定された。

IRAPについては、課税対象所得から労働コストを除外しながら税率を現行の4.25%から2002年に2.5%、2003年に2.0%と段階的に引き下げ、最終的に2004年からは廃止することが決定された。

(4) 予想される効果と見通し

生産財への投資に対する減税措置は緩やかな経済成長を目的として導入されるものであるが、国際的な経済環境が停滞傾向にあることに加え、米国テロ事件がイタリア経済に与える影響が少なくないこと、また外国企業と比較してイタリアは規模が小さい企業が多く、スケールメリットを得ることが難しいことなどから、施策の効果があがるまでには時間がかかるとみられる。

2002年の経済成長率について、政府が2%超と強気の姿勢を崩していない一方で、産業界は1%達成も容易ではないと厳しい見方を示している。イタリアにおける企業の景況感や消費者の景気信頼感も、米国テロ事件後一時的にはあるが、かつてないほど低下した。それゆえ税率引き下げを含む税制改革については、産業界にも歓迎ムードが強い。問題点として指摘されているのは、政府による実行力と減税による財政負担に政府財政が耐えることができるかどうかという点である。

短期的な経済効果を別にすれば、一連の減税措置を通じてイタリア市場のメリットを外国投資家にアピールすることは着目に値する。これまで高税率や官僚的な手続きが障害となって、投資対象国としてのイメージが低かったイタリアの印象が改善され、対欧州投資を検討する上で他のEU諸国と同レベルになっていることを強く印象付けることができる。ただし、依然としてこれらの国との間には相違点も少なくない。例えば、持ち株の売却によって得たキャピタル・ゲインを非課税とするEU加盟国内の持ち株会社に対して適用される規定や、非居住者に対して金利や配当、ロイヤリティを支払う際の課税システムの欠如（イタリアでは課税されるが、国際協定に基づき免除されるケースもある）などがある。

.....

< 法人税の概要 >

法人に対して課される税にはIRPEGとIRAPの2種類がある。いずれも、イタリア国内で事業活動（収益活動）を行うすべての事業体、具体的には、当該課税期間にイタリア国内に登録されている事業体やイタリア国内に本社、支社、主要な活動拠点を置き、収益活動を行った事業体が対象となる。

【IRPEG】

名称：Imposta sul Reddito delle Persone Giuridiche（法人所得税）

課税対象収益：通常の事業収益に加え、以下の収益についても課税対象となる。

独立した経営と会計帳簿をもつ海外法人からの事業収益

イタリア国内の居住・非居住法人からの配当金

税率：2001年 36.0%
2002年 33.0%

【IRAP】

正式名称：Imposta Regionale sulle Attività Produttive（生産活動税）

課税対象収益：事業収益から売上げ原価、減価償却費、外部委託手数料などを差し引いた額が課税のベースとなり、人件費や金利負担は控除されない。

IRAPは企業が所在する地域において生産した付加価値を課税標準とした地方税で外形標準課税である。98年にIRAPが導入されたことに伴い、地方法人税、市町村事業税、付加価値税番号税、純資産税、国民医療サービス保険料が廃止された。IRAPはIRPEG算出に当たっては損金と

して計上されない。

税率：2001年 3.5%～4.25%
2002年 2.5%
2003年 2.0%
2004年 廃止

2. 特徴的な優遇税制 < オフショア・センター >

トリエステの「オフショア・センター」は、金融投資の促進、とくに中・東欧諸国からの資金の取り込みを目的として設立が検討されたものである。しかし、実質的な効果の有無に懐疑的な意見が多かったことや資金的なめどが立たなかったこと、さらに政府および欧州委の賛同が得られなかったことから、最終的に計画は実行に移されず頓挫している。

本計画が実現されれば、イタリアへの金融資本の流入が一定の増加をみることは確実であるが、欧州やその他の地域に対して高い競争力を持つほどには至らないというのが一般的な見解となっている。欧州委のモンティ委員（競争担当）が、トリエステのオフショア・バンキング・センターがEUの進める税制調和の政策と相容れないとする報告を行ったことも、計画を凍結される契機となった。イタリアでは、他にこの種のオフショア・センターは存在していない。また、政治的な後押しが得られない状況下で、今後、イタリアでこの種のセンターが再度誕生する可能性も非常に小さい。

欧州委およびEU各国では、オフショア・センターの設立趣旨とは相反する市場の自由競争の原則が第一に掲げられている。各国におけるこの種のセンターの創設は、EU域内の金融市場の機能性を妨害するものとして、市場の透明性と完全な自由競争の達成を目指して、タックス・ヘイブンの段階的撤廃と金融システムのフレームワーク作りが進められている。

（小林 浩人）

税制・東部地域から見た ドイツの企業立地

海外調査部欧州課

ユーロ流通でEUの経済統合が強まるなか、企業が域内の生産・販売拠点を最適立地に移す動きが続いている。EU経済の約3分の1を占めるドイツは欧州最大の市場だが、一方で労働コストも高い。連邦政府は国内の産業空洞化を懸念し、税制改革、投資優遇措置などにより企業立地の促進を目指している。税制、東部ドイツの観点から、ドイツの企業立地の現状を報告する。

1.はじめに

ドイツの企業立地に注目が集まっている。ユーロ導入でEUが深化する中、欧州に展開する企業は組織の見直しを進めている。具体的には、為替リスクがなくなり価格の透明性が高まった中で、企業はEUをひとつの市場として、域内の生産・販売体制を再構築する。

ドイツは他のEU加盟国と比較して労働賃金が高く税制度も複雑といわれる。このため、ドイツの企業立地（Standort Deutschland）は他国に比べて悪いといわれてきた。このため、企業は欧州の生産拠点を、EU加盟が見込まれ労働コストも低いポーランドやチェコなどに移している。シュレーダー政権は発足時、失業者数を350万人に減らす公約を掲げるなど、雇用の拡大を目指してきた。生産拠

点が減少し失業率が高まれば、現政権に大きな影響を及ぼす。

このような流れの中、連邦政府は2000年に税制改革法案を作成した。連邦政府の意図は明確で、法人税率を引き下げドイツの企業立地を高めることにある。同法案は2000年に可決し、2001年から法人税率が25%に引き下げられた。また、国内企業の株式売却益への課税が2002年から非課税となった。これによって国内企業どうしの株式持合が解消し、産業再編のきっかけになるとの声も多い。

ドイツの企業立地を議論する際、税制と並んで注目すべきは東部ドイツ（旧東ドイツ）である。東部ドイツは統一後11年経っても経済水準が西部ドイツに追いついていない。1人当たりGDP（名目）で比べると、東部ドイ

ツは西部の約6割にとどまる。一方、賃金水準をみると西部ドイツの約8割に達しており、国境を接するポーランド、チェコに比べて高い。このため、外国企業の直接投資が中・東欧に流れているとの見方が多い。

一方で、東部ドイツには化学・自動車産業などの産業基盤がある。また、EUは欧州共同体設立条約で、東部ドイツにおける投資への投資優遇措置を認めている。EU加盟交渉国が2004年に加盟を実現させた場合、東部ドイツはまさにEUの中心に位置することになる。

本レポートでは、ドイツの企業立地を「税制」と「東部ドイツ」という2つのキーワードから検証する。まず、「税制」については、2001年の税制改革で在独日系企業を含めた企業の税負担はどの程度になるのか、日系企業が注目すべきドイツの税制は何かを確認する。次に、税制改革による株式売却益の非課税化が企業にもたらす影響をみる。

「東部ドイツ」については、東部ドイツへの直接投資状況、賃金水準などについて確認し、東部ドイツへの日系企業の進出状況をみる。最後に東部ドイツのザクセン州に生産拠点を持つ日系企業2社へのインタビュー結果をまとめた。

2. 税制改革と税制度

(1) 法人税率引き下げの効果

2001年の税制改革で法人税率が一律25%に引き下げられた。在独日系企業（資本会社）

に対する法人税関連の実効税率はどの程度になるのか。以下で説明する。

法人税（Körperschaftsteuer）

税制改革で、法人税率は配当利益、留保利益ともに25%に引き下げられた。法人税は有限会社（GmbH）、株式会社（AG）、株式合資会社（KGaA）などの資本会社に対して課税される。居住者は全世界所得に対して課税される。一方、非居住者はドイツ国内の源泉所得に限り課税される。在独日系企業の場合、「支店」形式で進出している場合は非居住者になるが、それ以外はすべて居住者となる。

連帯付加税（Solidaritätszuschlag）

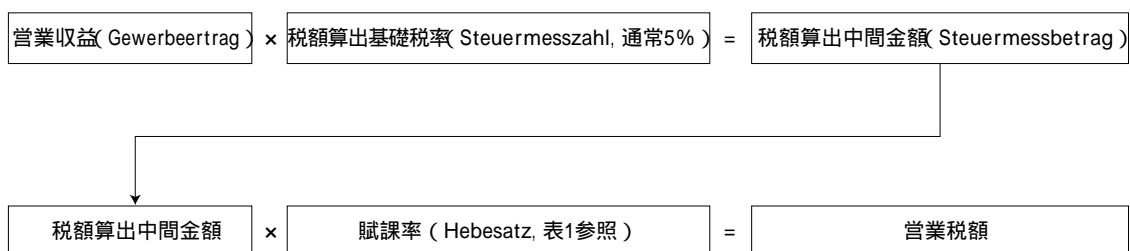
税率は5.5%（97年までは7.5%）で、法人・所得税額が課税ベースとなる。税率でみると、連帯付加税を加味した場合、所得税の最高税率（48.5%）は51.17%、法人税率（25%）は26.375%となる（連邦経済省）。連帯付加税はドイツ統一の予算を賄うため95年1月に導入された。廃止時期は決まっていない。

営業税（Gewerbesteuer）

営業税は加算または控除された利益が課税ベースとなる。営業税の算出方法は以下の通りである（図1参照）。

まず、営業収益と税額算出基礎税率を乗じ、税額算出中間金額を算出する。税額算出基礎税率は通常5%である。このように算出した

図1 営業税の算出方法



税額算出中間金額に賦課率を掛け営業税額を算出する。

賦課率は各市町村で異なる。賦課率の平均は389%で、営業税の実効税率は13～20%となる（表1参照）。例えば、フランクフルトに拠点を持つ場合、実効税率は約20%となる。なお、営業資本に対する税率は98年に廃止されている。

表1 営業税・土地税の賦課率(2000年、州別)
(単位: %)

州	土地税A	土地税B	営業税
バーデン・ヴュルテンベルク	320	332	359
バイエルン	323	333	373
ベルリン	150	600	410
ブランデンブルク	229	342	286
ブレーメン	248	530	415
ハンブルク	225	490	470
ヘッセ	263	320	408
メクレンブルク・フォアポンメルン	233	343	336
ニーダーザクセン	315	358	368
ノルトライン・ヴェストファーレン	202	401	424
ラインラント・プファルツ	277	328	374
ザールラント	244	332	425
ザクセン	280	385	407
ザクセン・アンハルト	272	354	349
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	250	303	333
テューリンゲン	227	324	337
ドイツ平均	278	367	389

(注) 土地税A...農林水産業用の土地。土地税B...その他。
出所: ドイツ連邦統計局

資本会社の利益にかかる 法人税、 連帯付加税、 営業税を加算すると、実効税率は約38.7%になる。税制改革により法人税率が引き下げられたことで、実効税率は99年の51.8%から大幅に低下した。利益を100とした場合、資本会社への税負担は38.65となる（表2参照）。実効税率のみで比較すると、ドイツの実効税率はEU加盟国内で突出して高い状況から、3番目に下がった（図2参照）。

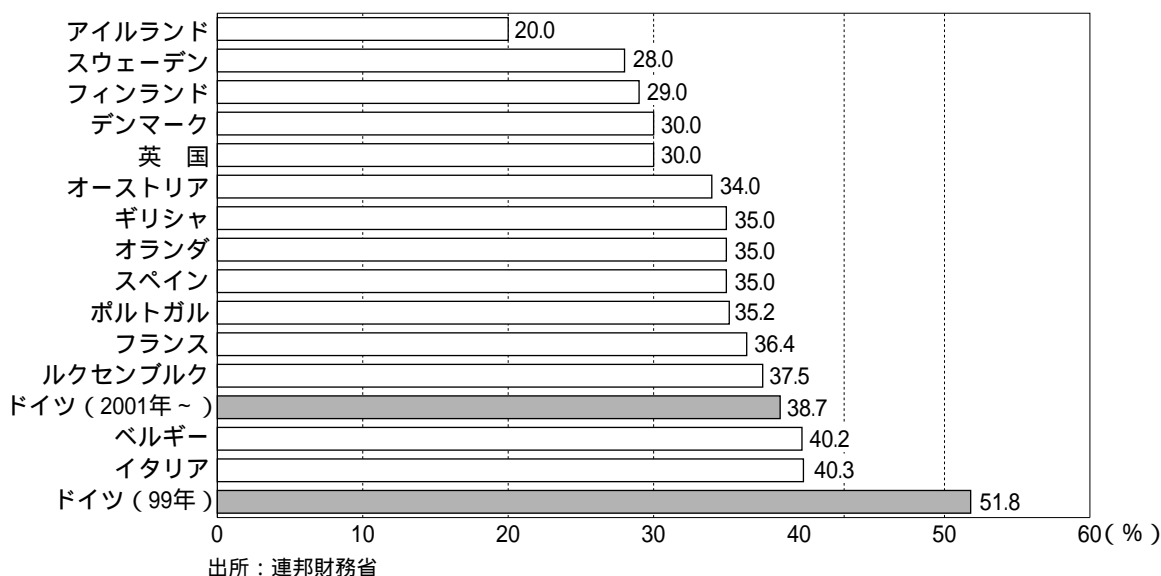
納税額は「課税ベース×税率」なので、法人税率だけで単純に判断できない。ただ、ドイツの法人税率はEU域内でも高く、単純に税率の高さだけで、ドイツが外国投資の候補先から漏れてきた。税制改革で実効税率が約38.7%になったことで、他国と同じスタートラインに立ったかたちとなる。

表2 資本会社の税負担(2001年)

	資本会社
税引前利益	100.00
営業税(注)	16.67
営業税引後利益	83.33
法人税(25%)	20.83
連帯付加税(5.5%)	1.15
税引後利益	61.35
税負担	38.65

(注) 賦課率は400%とする。
出所: ハンデルスプラット紙2001年8月1日付

図2 EU加盟国における法人税の実効税率(2001年)



(2) 在独日系企業が注目すべき税制度

租税条約

日独租税条約は66年4月に締結（67年6月発効）、79年4月に改正（80年11月発効）、83年2月に二度目の改正がされた（84年5月発効）。

同条約では、配当、利子、使用料にかかる源泉税率が定められている。配当課税にかかる税率は原則15%である。親子会社間の場合は、日本からドイツへの配当に対して10%、ドイツから日本への配当に対して15%となる。

日独租税条約の配当規約について2つの問題が指摘されている。まず、在独日系企業が日本の親会社に配当した場合、15%課税されるのに対し、在日独系企業がドイツの親会社に配当する場合は10%課税となり、扱いに差がある。第2に、ドイツから日本に配当する場合の税率が、他のEU加盟国から配当した場合の税率に比べて高い（表3参照）。このため、在独日系企業が日本の親企業に配当する場合、他のEU加盟国と比べて支払う税金が高い。

日本側には、子会社が外国で支払った税額を控除する外国税額控除という制度がある。しかし日本側の外国税額控除額には限度があるため（注）、できるだけ海外で支払う配当課税を低く抑えることが重要になる。

この点について、在独日系企業・数社に確

認したところ、「特に認識していない」との回答がほとんどであった。確かに、配当課税が高いためにドイツを直接投資先として避けることはない。しかし、いったんドイツに進出した後は、利益の最大化を図るために重要な要素になる。

アーンスト&ヤング・ドイツの荒木パートナーによると、独子会社がオランダを経由して配当を日本に戻す場合もあるという。デュッセルドルフ日本商工会議所・税務員会も2000年4月、日独租税条約の改正が必要とのコメントを発表している（本誌Report 4 P51参照）。

（注）外国税額控除の限度は、国外所得（例えばドイツ）の金額に日本の法人税率を乗じた金額。

移転価格税制

移転価格税制とは、親子会社など関連企業間の取引において、商品価格を通常取引と異なって設定、または過大なロイヤルティを支払うことで所得を移転する企業行動を防ぐ税制である。

具体例を挙げる。A社はB社の子会社で、A社があるa国の税率はB社のあるb国よりも低いとする。この場合、A社はB社から通常よりも安く商品を購入することで、B社の利

表3 対日租税条約における配当源泉課税比較

（単位：％）

	一般	親子間（相手国 日）	親子間（日 相手国）	親子条件（出資比率、保有期間）
ドイツ	15	15	10	25%、12カ月
イタリア	15	10	10	25%、6カ月
ベルギー	15	5	10	25%、6カ月
ルクセンブルク	15	5	5	25%、6カ月
フランス	15	0または5	0または5	15%、6カ月
オランダ	15	5	5	25%、6カ月
スペイン	15	10	10	25%、6カ月
オーストリア	20	10	10	50%超、12カ月
デンマーク	15	10	10	25%、12カ月
英国	15	0	10	日:25%、英:単独又は共同で直接・間接10%以上
フィンランド	15	10	10	25%、6カ月
スウェーデン	15	0または5	0または5	25%、6カ月
アイルランド	0	0	10	25%、6カ月

出所：（財）納税協会連合会・租税条約関係法規集

益を税率の低いa国にあるA社に利益を移し、グループ全体で支払う税額を抑える。

在独日系企業・数社に確認したところ、ドイツの移転価格税制は他国に比べて厳しい、というのが大方の見方である。「注意が必要」(工作機械)、「気をつけている」(自動車)、「対策として書類管理を厳格にしている」(自動車部品)という声が聞かれた。

在独日系企業が問題になる大半は、日本の親会社から購入する商品の価格が通常よりも高いと指摘されるケースである。近年ではサービス料金の移転価格も問題となっている。例えば、見本市への出展料を独子会社が全て支払う場合、親会社も出展料を一部負担すべき、と税務当局が指摘するケースがある。

移転価格税制への対策としては、関連会社との価格決定を明確にすることである。具体的には、価格決定の経緯を記録する、価格を変更する場合は理由を明記する(例：為替相場の変更で価格を変更)が考えられる。なお、事前確認制度(APA)はあるが、税務当局も具体的な案件でない限り、確実な回答を得るのは難しい。

過少資本税制

企業の資金調達自己資本と他者資本に分かれる。自己資本の場合は支払配当、他者資本の場合は利子を支払う必要があるが、支払配当は損金算入できない一方、利子は損金算入できる。この結果、企業は納税額を抑えるため、特に親会社に資金依存する場合、借入金による資金調達を増やす可能性がある。

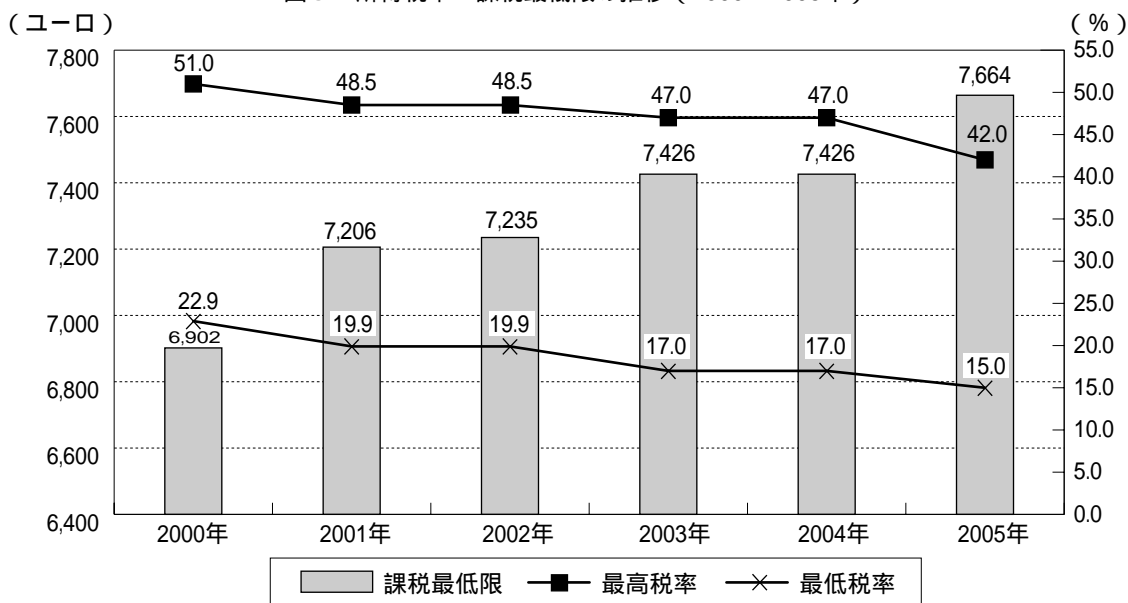
これを防ぐため、負債・資本比率を尺度として、比率を上回る借入金に対する利子には、損金算入を認めない制度がある。これが過少資本制度である。

2001年の税制改革で過少資本税制が強化され、自己資本に対する関係会社からの借入金の割合が引き下げられた。具体的には、利益非参加型の場合、借入金：資本金の割合が1：3 1：1.5、持株会社の場合1：9 1：3となった(本誌Report 4 P49参照)。

(4) 在独日系企業に関わる他の税制

法人税関連以外で、在独日系企業に関わる税制を概説する。

図3 所得税率・課税最低限の推移(2000～2005年)



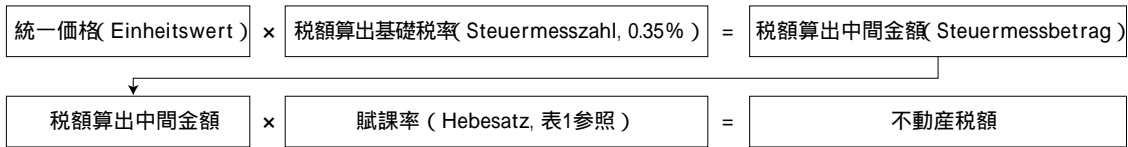
出所：連邦財務省

表4 EU加盟国の所得税率

最低税率 (%)		最高税率 (%)	
デンマーク	38.3	ベルギー	60.8
フィンランド	31.5	フランス	60.8
スウェーデン	31	デンマーク	59
ベルギー	27.6	スウェーデン	56
オーストリア	21	フィンランド	53.5
アイルランド	20	オランダ	52
ドイツ	19.9	ドイツ	48.5
イタリア	19.2	オーストリア	50
スペイン	18	スペイン	48
フランス	15.8	イタリア	46.2
ルクセンブルク	14.4	ルクセンブルク	43.1
ポルトガル	12	ギリシャ	42.5
英国	10	アイルランド	42
ギリシャ	5	ポルトガル	40
オランダ	2.9	英国	40

(注) 2001年11月28日時点。
出所：連邦財務省

図4 不動産税の算出方法



所得税 (Einkommensteuer)

自然人の所得に対して課税される。累進課税で2002年の最低税率は19.9%、最高税率は48.5%。税制改革によって2005年まで段階的に税率が引き下げられる一方、課税最低限は引き上げられる(図3参照)。居住者は全世界所得に対して課税、非居住者はドイツ国内で発生した所得に課税される。EU加盟国の所得税率は表4の通りで、ドイツは最低税率、最高税率ともに中間に位置する。

不動産税 (Grundsteuer)

年間納税額は地域により異なるが、統一価格の約1~2%。不動産税の算出方法は以下の通りである(図4参照)。

各土地の統一価格に税額算出基礎税率を掛け税額算出中間金額を算出する。税額算出基礎税率は0.35%。税額算出中間金額に市町村によって定められた賦課率を掛ける。賦課率の平均は約367%である(表1参照)。

不動産取得税 (Grunderwerbsteuer)

内国の土地売買に関する税で、税率は3.5%。直接または間接的に土地の95%以上が買い手にわたる人的・資本会社の買収なども含まれる。土地が5年以内に少なくとも95%が買い手に渡る場合も課税対象となる。

同列会社内の組織再編では土地取得税を支払う必要はない。ただし悪用を避けるため、取引後5年間は同列会社内に置くことが条件となる。

付加価値税 (Mehrwertsteuer)

標準税率は16%。本、食料品、絵画など一定の商品には7%の税率が適用される。

(5) 影響大きい日独社会保障協定

2000年2月に日独社会保障協定が締結された。これは、税制改革とならんで、在独日系企業に大きな影響を及ぼしている。

同協定は両国における社会保障の二重支払いを防止するもので、一定の条件を基に、一方の国の制度への加入が免除される。例えば、日本人がドイツに駐在する場合、これまではドイツでも社会保障を払う必要があったが、日本の社会保険事務所で「適用証明書」を入手することで、年金・失業保険への加入を免除される。

駐在員に一定のネット給与を支払うための会社側経費を比較すると、社会保障協定で社会保障の二重支払いを避けられるドイツは他国に比べて会社側負担が軽い（表5参照）。

日本人駐在員の給与は高く、社会保障費は給与の約4分の1に上るため、規模が小さい企業の場合、インパクトは非常に大きい。

3. 株式売却益非課税のインパクト

税制改革によって、法人が国内の出資持分を売却した場合の売却益が非課税になった。連邦経済省は同改正による減税額を21億5,000万ユーロとしている。同改正はドイツ企業の戦略と業界地図を塗り替える可能性がある。

(1) 「持合文化」色濃いドイツ企業

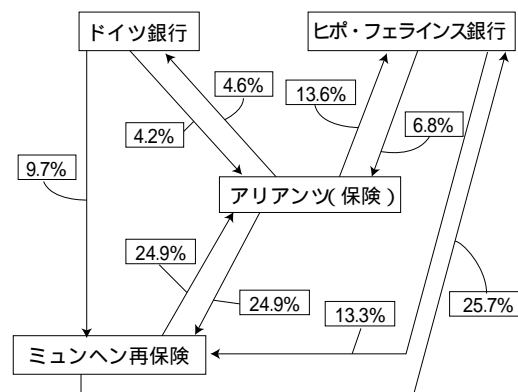
ドイツ企業はこれまで、金融機関どうし、または金融機関と企業で株式の持合関係を維持してきた。この状況はよく、「ドイツ株式会社（Deutschland AG）」と表現される。

例えば、金融機関どうしでは、保険大手のアリアンツとミュンヘン再保険が株式を24.9%ずつ持ち合っている。また、アリアンツはヒポ・フェラインス銀行の株式を13.6%持つ一方、ヒポ・フェラインス銀行はアリアンツ株を6.8%保有している（図5参照）。

また、金融・産業間では、アリアンツがエーオン（エネルギー）、RWE（同）、BASF（化学）、バイヤースドルフ（医薬品）などの株式を保有している。ドイツ銀行はダイムラー・クライスラー株を12.1%保有している（表6参照）。

しかし、近年になって株式保有の意味が薄れてきた。理由としては、企業の資金調達が間接金融から直接金融にシフトしつつあることがある。また、グローバル化を受けて金融

図5 ドイツ金融機関の株式持合状況



出所：ドイツ銀行リサーチ、ヴィルトシャフツポツヒェ誌

表5 駐在員給与報酬費用の比較

	ドイツ		イタリア		フランス		英国	
ネット給与	80,000	160,000	80,000	160,000	80,000	160,000	80,000	160,000
所得税	38,317	131,836	52,138	120,287	17,924	123,687	36,759	90,094
社会保険(従業員)	0	0	16,850	33,110	27,540	56,658	3,895	3,895
グロス給与	118,717	291,836	148,989	313,397	125,464	340,345	120,655	253,988
社会保険(雇用者)	0	0	56,328	103,020	61,344	135,725	13,850	30,118
会社側経費	118,717	291,836	205,317	416,417	186,808	476,070	134,505	284,106

出所：Price Waterhouse Coopers

表6 ドイツ企業の株式保有例

株式保有企業	被保有企業	業種	持株割合(%)
アリアンツ (保険)	エーオン	エネルギー	10.6
	BASF	化学	11.9
	シーメンス	電機	3.6
	RWE	エネルギー	11.7
	バイエル	化学	5.7
	バイヤースドルフ	医薬品	38.7
	シェーリング	医薬品	11.2
	リンデ	機械	12.4
	ダイムラークライスラー	自動車	1.6
	ハイデルベルガー・デュリュックマシーネン	印刷機械	12.0
	ドイツテレコム	通信	0.6
	マン	機械	12.9
コメルツ銀行	リンデ	機械	10.0
	ハイデルベルガー・デュリュックマシーネン	印刷機械	9.9
ドイツ銀行	ダイムラークライスラー	自動車	12.1
	リンデ	機械	10.1
ドレスナー銀行	BMW	自動車	5.0
	ハイデルベルガー・セメント	セメント	17.1
エーオン (エネルギー)	Bewag	エネルギー	49.0
ミュンヘン再保険	ハイデルベルガー・デュリュックマシーネン	印刷機械	5.0
RWE (エネルギー)	ハイデルベルガー・デュリュックマシーネン	印刷機械	56.0
	ホッホティーフ	建設	62.0
シーメンス (電機)	エプコス	電機	12.5
	インフィニオン	半導体	51.0

出所：ドイツ銀行リサーチ

機関の競争が激しくなり、各銀行は自行が力を入れる分野を明確にし、その分野に集中投資する必要が出てきた。株式売却益はその原資となる。だが、税制改革前（～2002年）は、在独企業が保有する国内企業株式を売却した場合、売却益に対して約50%課税がされた。このため、株式を売却した場合利益を大きく減らすこととなり、持合株の売却は難しかった。

税制改革を受けて、2002年以降は、国内企業の株式売却益が非課税となる。この結果、ドイツ企業は金融機関を中心に持ち株を整理し、不要な株は売却することが容易になる。このため、2002年から株式売却が進み、ドイツ

の業界地図が変わると予想されてきた。2000年7月の税制改革法案が可決後、ドイツ株式指数（DAX）は上昇した。持合株の売却でドイツ企業の「選択と集中」が進むと市場が好感した結果といわれる。

アリアンツのシュルテネレ会長も2001年5月、株式売却益の非課税について、「株式保有方法の新たな出発点」とし、国内経済に持続的な変化をもたらすと発言している。そして、同会長は、将来的にはコア部門に投資されていくとし、国内企業の事業効率を高めるとしている。

フィナンシャルタイムズ紙（2001年12月20

日付)によると、2002年以降、金融機関によって保有される株式売却が910億ドル以上となるとしている。

(2) 税制改革で持合解消進む

大手金融機関はすでに税制改革案が現実化した時点で、株式売却の構想を明らかにしている。2000年5月にはアリアンツとミュンヘン再保険が、それぞれの持合株を2003年末までに25%から20%に引き下げることで合意している。また、アリアンツは2002年中にミュンヘン再保険が持つバイエルン保険銀行の45%、フランクフルト保険の49.9%、アリアンツ生命保険の40.6%を引き受ける。一方、ミュンヘン再保険はアリアンツが保有するカールスルーエ生命保険株36.1%、ヒポ・フェラインス銀行株39%を引き受ける。この結果、複雑に絡み合っていた持合関係が整理される。

また、2000年6月にはドイツ銀行の保有株を管理するDBインベスターがアリアンツ株を4.1%まで売却すると発表した。

2002年に入って株式売却益の非課税化の影響を受けたと見られる案件が出始めている。例えば、エーオンは2002年1月、子会社のVAMアルミニウムをノルウェーのノルシュク・ヒドロに31億ユーロで売却することを発表した。同社は子会社の売却利益を中核事業に再投資する。

また、RWEは2002年1月1月をもって子会社ホッホティーフ(建設)を連結からはずした。RWEのホッホティーフ株の保有割合は45.64%となる。16.64%はRWEが60%出資するフランコメルツが保有するが、段階的に保有割合を40%以下に引き下げる。フランコメルツの株式も50%以下にするという。

株式売却時期は株式市況の影響を受ける。このため、2002年に一気に株式売却が進むということはないとの見方が多い。ドイツ興銀のコッホヴァッサー・シニアエコノミストはジェトロのインタビューに対し、「株式市場の動向によるが、長期的に見た場合、企業が

持合株式を売却する可能性は十分にある」と指摘している。

他方、企業の株式売却の進展を疑問視する声もある。アルパース&シュテンガーの公認会計士インゴ・アルパース氏は、税制改革では確かに株式売却側の負担はなくなったが、一方で購入側の税務負担が増した点を指摘する。この結果、売却側から購入側に負担が移動したかたちとなり税負担はかわらないという(ハンデルスブラット紙2001年9月19日付)。

(3) 在独日系企業への影響

売却益の非課税化は在独日系企業の経営戦略に影響を及ぼす。

例えば、在独日系企業A社とドイツ企業B社が50%ずつ出資するジョイントベンチャーC社を考えてみる。A社はC社の株式をB社から全て買い入れ完全子会社化する意向を持ち、B社も売却したい場合、これまでは、B社が株式を売却した場合、株式売却益に約50%課税されたため、B社は売るに売れない状況が続いた。2002年以降、B社は株式売却が可能となりA社はC社を完全子会社化できる。

4. 東部ドイツの企業立地

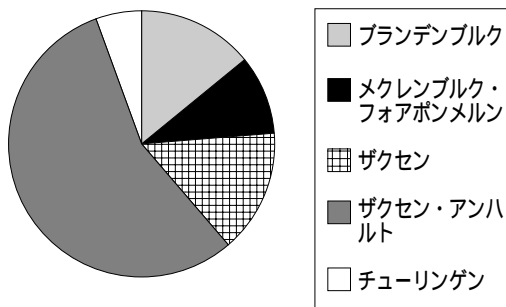
(1) 東部ドイツへの外国直接投資状況

東部ドイツの外国直接投資額は西部ドイツに比べて極端に少ない。97年~2000年の対東部ドイツ外国直接投資額(グロス・フロー)をみると、ドイツ全体の5%以下にとどまる。特に99年~2000年は、西部ドイツで大規模な企業買収があったため、それぞれ1.9%、0.15%と低迷している(表7参照)。

西部と東部の経済規模を考慮して名目GDP額に占める外国直接投資額を比較した場合でも、同様の結果となる。97~99年では西部ドイツがそれぞれ1.6%、2.4%、4.6%と拡大しているのに対して、東部ドイツは0.3%、0.9%、0.7%にとどまる。

東部ドイツの外国直接投資額(99年末残高)を州別に比較すると、ザクセン・アンハルト州が全体の半分以上を占める(図6)。次にザクセン州とブランデンブルク州がほぼ同じ額

図6 東部ドイツ各州の外国直接投資額残高(99年末)



出所：バイエルン州連邦銀行

で続く。一方、各州のGDP(99年)を比較すると、ザクセン州がもっとも大きく14億3,500万ユーロ、3州(ザクセン・アンハルト州、ブランデンブルク州、チューリンゲン州)がほぼ拮抗している。GDPと直接投資額を比較した場合、経済規模に比べてザクセン・アンハルト州への直接投資額が突出している。

なお、上記の比較は外国直接投資統計を使用しているため、西部ドイツ企業の直接投資は計上されていないことに注意が必要である。

表7 外国直接投資額(グロス・フロー)の推移
(単位：100万ユーロ)

	97年	98年	99年	2000年
西部ドイツ	25,622	40,287	77,431	353,039
東部ドイツ	641	1,825	1,468	538
合計	26,263	42,112	78,899	353,578

出所：バイエルン州連邦銀行

表8 東部ドイツの賃金水準(業種・職種・職能別)

(単位：ユーロ、%)

	事務職							
	賃金	割合	賃金	割合	賃金	割合	賃金	割合
製造業	3,485	78	2,559	82	1,967	84	1,916	97
加工業	3,436	76	2,574	82	1,976	84	1,661	85
化学	3,549	76	2,516	77	1,766	73	-	-
ゴム・プラスチック	3,038	71	2,374	77	1,755	77	-	-
ガラス・窯業	3,149	75	2,455	80	1,920	83	-	-
鉄加工	3,178	77	2,464	82	1,972	85	1,670	82
機械	3,506	79	2,540	80	2,009	85	-	-
事務機器・電子技術・光学	3,805	82	2,547	79	1,709	72	-	-
自動車	3,739	76	2,656	80	1,953	78	-	-

	技術職							
	賃金	割合	賃金	割合	賃金	割合	賃金	割合
製造業	3,294	75	2,620	79	2,126	81	1,769	84
加工業	3,263	74	2,570	77	2,087	79	1,598	76
化学	3,362	72	2,569	76	2,154	80	-	-
ゴム・プラスチック	2,772	69	2,301	73	2,078	80	-	-
ガラス・窯業	2,822	70	2,366	78	1,951	78	-	-
鉄加工	3,039	76	2,440	76	2,040	76	-	-
機械	3,317	76	2,645	78	2,227	83	-	-
事務機器・電子技術・光学	3,556	79	2,610	77	2,052	80	-	-
自動車	3,660	79	2,686	79	2,197	79	-	-

(注) 左段は賃金、右段は西部ドイツ賃金に対する割合を示す。職能は が最も高く、 、 、 の順。男性の平均月給。99年。

出所：ドイツ連邦統計局

(2) 賃金水準

東部ドイツの賃金水準を賃金統計で比較すると、事務職の場合、職能・業種によって異なるが、西の8割近くに達している（表8参照）。職能が低いほど西部ドイツとの格差は少なく（例：製造業の職能 97%）、職能が上がるほど格差が広がる。

技術職の場合、東部ドイツは西の7割程度に下がる。こちらも職能が低いほど西部との格差は少なく、職能が上がるほど格差が広がる。

国境を接するポーランド、チェコの賃金水準と比較すると、ポーランドの賃金は（2000年、月給グロス）、外資系企業の場合、一般工職：445～519ユーロ、中堅技術者：840～988ユーロ、中間管理職：1,482～1,729ユーロである。チェコ（同）は一般工職：323ユーロ、中堅技術者：494ユーロ、中間管理職：386ユーロである（2000年「投資関連コスト比較調査」、本誌No46,Report11参照）。

職能や業種、時期などの条件が大きく異なるため単純比較はできないが、東部ドイツの賃金水準は、一部中間管理職を除いてポーランド、チェコの賃金水準を大きく上回ることは確かといえる。

(3) 日系企業の進出状況

日系企業の東部ドイツへの進出状況をみると、東部ドイツ（ベルリン除く）に進出した日系企業は20社で、ドイツ全体の2%程度である（2001年9月現在）。業種別にみると、電子・電機が8社、自動車関連が6社、軽機械が3社、化学・医薬品が2社、運輸・交通・旅行業1社となっている。

近年の動向をみると、化学、自動車業界で進出が目立つ。自動車業界では、自動車部品のタカタが95年5月、ザクセン州のチェコ国境にエアバック工場を設立した。また、豊田自動織機は98年9月、デンソーと合弁でザクセン州にカーエアコン用コンプレッサーの工場を設立した。また、三菱自動車は2001年12

月、ダイムラークライスラーとチューリンゲン州に小型乗用車向けのエンジン工場を設立することを発表した。完成は2003年12月の予定で、連邦政府と州政府から5,700万ユーロの補助金を受ける。

化学業界では、本州化学工業と欧州三井物産が2003年末にドイツの化学大手バイエルと合弁で、ザクセン・アンハルト州に特殊ビスフェノール工場を設立する。投資額は3,800万ユーロで、生産能力は5,000トンの予定である。

(4) 進出日系企業へのインタビュー

東部ドイツ・ザクセン州には自動車部品関連の日系企業2社が生産拠点を持つ。両社が東部ドイツに進出した理由は何か。両社は東部ドイツの企業立地をどう評価しているのか。2001年11月に両社工場を訪問し、インタビューした。

TDDK (TD Deutsche Klimakompressor GmbH)



豊田自動織機とデンソーの合弁会社であるTDDKは98年9月、ザクセン州に会社を設立。2000年4月からカーエアコン用コンプレッサーの生産を開始した。コンプレッサーの組立ラインは1本で生産能力は80万台。従業員数は128人、うち日本からの出向者は6人。

現在、新建屋を増築中で2002年12月には加工作業用の新ラインを稼働する予定である。2004～2006年までに300万台程度に生産能力

を高める計画で、将来的には中古コンプレッサーのリサイクルも計画している。

バイヤー総務・購買マネジャーにインタビューした。

<市場拡大を受け進出：設立理由>

問：工場設立の理由は。

答：カーエアコンの市場が急拡大したからだ。欧州のカーエアコンの装着率は現在、約50%。これまで欧州ではカーエアコンが普及していなかったが、カーエアコンは一度体験すると必需品となる。また、カーエアコンには温度調整のほかに、窓の曇り止めや乾燥を防ぐ機能も持つ。標準装備が定着すれば、市場拡大が期待できる。

<潜在労働力、製造業の素地、州のサポート：投資先の決定理由>

問：ザクセン州に立地を決定した理由は。

答：大きく分けて3つある。まず潜在労働力が豊富なこと。当地は失業率が高い。次に、ザクセン州には製造業の素地があること。そして、全面的な州のサポートを得られたことだ。例えば、建設許可を申請して5ヵ月間で許可が出た。これは、通常と比べて信じられない早さだ。

問：当時、他の候補地はあったか。

答：ライプチヒの近くに候補地があった。しかし、労働力確保のしやすさを考えて当地に決定した。

問：物流網は。

答：当社の物流はすべてトラックで、工場からアウトバーンまで約20キロ。問題はない。

<投資総額の約30%を助成：投資優遇措置>

問：補助金について聞きたい。

答：東部ドイツの中でも進出する地域によって補助金額は異なる。当地の場合、最大で投資総額の約30%が補助金として受け

られる。補助金は州と連邦が共同で拠出する。

問：欧州委員会の審査を受けたか。

答：受けていない。98年夏までは欧州委の審査は必要なかったからだ。現在では投資総額が5,000万ユーロを超える場合、欧州委から承認を得る必要がある。

<現在9種類の部品を調達：部品調達状況>

問：現地での部品調達状況について聞きたい。

答：現在、ほぼ全ての部品を日本から輸入している。当社では3段階に分けて現地調達率を高める予定だ。まず、第1段階（生産開始時）では主要部品ではない3部品を現地調達した。調達先はザクセン州と西部ドイツの部品メーカー。現在は第2段階にあり、新たに9種類の部品を調達している。調達先は英国、スイス、西部ドイツの企業だ。

問：調達について問題はあるか。

答：まず時間がかかる。原因は日本で設計をする体制にある。日本から図面を取り寄せ英訳するが、日本と欧州では規格や素材が異なるため、ただ訳すだけではだめ。また、部品調達先が見つかった後も、本社側の検査、自動車会社の検査に合格する必要がある。この結果、一つの部品の調達に2年間かかることもある。ポトル一本の調達でも大変な苦労だ。

問：他の問題点は。

答：当社は欧州の部品メーカーにとって優先順位が低い。理由は、会社設立後間もないため知名度がなく、また現状では注文数が少ないからだ。一方で、図面を見た段階で、部品が複雑すぎると音を上げる部品メーカーもある。

問：中・東欧諸国から部品を調達しているか。

答：していない。中・東欧の部品メーカーを視察したが、現状では厳しい品質に応じるだけの技術力がない。

< 2005年までの黒字は困難：経営状況 >

問：競合他社は。

答：ドイツでカーエアコン用コンプレッサーを製造しているのは当社だけ。他国ではサンデンがフランス、米デルファイがハンガリーに生産拠点を持つ。

問：主要顧客は。

答：ダイムラークライスラー、フォルクスワーゲン、アウディ、BMWなど。2002年末からトヨタの balan シエンヌ工場に供給する予定。

問：業績見通しは。

答：投資金額が大きいので2005年までの黒字化は難しいだろう。

< 言葉が大きな問題：マネージメント >

問：経営上の問題点は。

答：言葉が問題。共通言語は英語としたが、通訳を介する場合もある。通訳を正社員として一人雇っている。その他にもアルバイトとして雇う場合もあるが、専門用語が多いので、慣れるのに1ヵ月程度かかる。社員の語学力向上のため、週に1度、英会話教室を会社負担で実施している。

問：経営協議会（Betriebsrat）はあるか。

答：IGメタルには属しておらず、経営協議会もない。法律では、経営協議会は労働者から設立要求がなければ設立する必要はない。ただし、労働者に情報提供する場は必要なので、経営協議会の代わりに独自の協議会を設け月に一回、会合を開いている。

タカタ・ザクセン（Takata（Sachsen） GmbH）

タカタ・ザクセンは95年5月、ザクセン州に会社を設立、97年1月からエアバックの生産を開始した。従業員は約430人、日本人は3人。工場の敷地は1万8,000平方メートルで、クラッシュテストができる実験室を備えて



いる。

タカタ・ザクセンの親会社であるタカタは2000年、ドイツの自動車部品メーカーであるペトリ社を買収、フランクフルト付近のアシャッフエンブルクにタカタ・ペトリ本社を設立した。タカタ・ザクセンの田中プロジェクトマネージャーにインタビューした。

< 大陸側に拠点、州政府と利害一致、製造業の素地：進出理由 >

問：ザクセン州に進出した理由は。

大きく分けて3つある。まず、EU拡大に備えて、欧州大陸側に生産拠点を持つため。次に、企業を誘致したいザクセン州政府と当社の利害が一致した。第3に、ザクセン州にはもともと、製造業のための産業基盤があったこと。例えば、当工場の近くにツヴィッカウという町があるが、旧東独時代にはトラバントを製造していた。

問：他の要因は。

当社の扱う商品は自動車関連なので、「メイド・イン・ジャーマニー」が有利となることもある。ドイツに進出したことで欧州ビジネスが本格化したし、顧客開拓もできた。

< 部品調達の難しさで断念：中・東欧 >

問：工場からチェコとの国境はすぐ近く。

中・東欧を進出先として考えたか。

答：中・東欧に進出しなかったのは、工場設立当時、中・東欧には有力な部品メーカーがいなかったからだ。中・東欧に進出

.....

した企業の多くは現在でも、部品をEUもしくは日本から取り寄せて組立のみを行っているのではないか。

問：貴社は中・東欧に生産施設を持つペトリ社を買収したが、その意図は。

答：買収によって、結果的に中・東欧諸国に製造拠点を持つかたちとなった。ペトリ社はチェコ、ポーランド、ルーマニアに製造拠点を持つ。将来的にペトリ社の中・東欧工場でエアバックを生産する可能性がある。

<35%の補助金と教育訓練費：投資優遇措置>

問：投資優遇措置の適用を受けたか。

答：投資額の35%の補助金と教育訓練費の助成を受けた。

問：賃金水準は。

答：西部ドイツの7割程度だ。430人の労働者を集めるのに苦労はしなかった。ただしエンジニアの確保は難しい。

<顧客は8割がドイツメーカー：経営状況>

問：部品調達の現地調達率は。

答：基本的には欧州で部品を調達する。ただし、主要部品については輸入している。現地調達率は製品によって異なるが、エアバックでは金額ベースで約5割。サブライヤの多くはドイツ企業。

問：顧客は。

答：フォルクスワーゲン、BMW、ダイムラークライスラーなどのドイツメーカーが8割を占める。

(高塚 一)

競争力強化に努める小売流通業界 (欧州)

ベルリン・センター

欧州小売流通業の主要企業は、他企業に対するM&Aや資本参加などを通じ、事業再編に積極的に取り組み、競争力の強化に努めている。さらに、IT革命が進むなか、同業界でもITを駆使した取引が拡大している。オンライン競売など生き残りが厳しくなっている分野もあるが、英国などではインタラクティブ・テレビによる取引が注目を浴びてきている。

本レポートでは、欧州小売流通業界の戦略、市場動向などを報告する。

1. 仏アンテルマルシェ、ドイツ市場を重視

欧州の小売業界でも競争の激化から集中化が進み、大企業の市場占有率が上昇している。仏アンテルマルシェは、ドイツ市場でのシェア拡大戦略の一環として独シュパールを傘下に置いている。

(1) アンテルマルシェはシュパールを完全吸収の意向

フランスの小売業グループであるアンテルマルシェ (ITM Entreprises S.A., Paris) は、1969年に設立された。同グループは、独立小売業者のチェーンとして約2,400店をもつフランス食品小売業の最大手である。同グループの品揃えは、自社ブランドが多く、その大部分を自前の工場で生産している。アンテルマルシェにとってドイツは、国外の最重要マーケットになっている。その他に、ポルトガル、スペイン、イタリア、ベルギーに店舗を

展開しており、国外の売上比率は35%を超えている。同社は2000年、フランス国内で約260億ユーロ、欧州全体では約348億ユーロの売上高をあげている。

一方、ドイツ食品小売業チェーン大手の1つであるシュパール (Spar Handels AG, Schenefeld) の経営危機が続いている。同社の赤字は、2000年では前年より改善はされたものの1億5,680万マルクであった。レーベンスミッテル紙 (Lebensmittel-Zeitung) によると、98年から2000年までの3年間の累積赤字は、8億マルクにのぼり、自己資本比率は5.3%になった。

ドイツ小売業界におけるシュパールのシェアは約10%を占め、同社はアンテルマルシェにとって戦略的に重要である。アンテルマルシェは97年、シュパールに資本参加し大株主となり、現在普通株の約83%をすでに所有している。アンテルマルシェは、シュパールを完全に傘下に収めるために、2001年5月末に優先株の株主に対して5マルク株について6ユ

.....

一口で優先株を買い取るオファーを出した。これは2001年5月時点の株価に比べ約122%上乗せした額に相当する。最終的には優先株の株主のうち60.5%がアンテルマルシェの優先株買収オファーを受け入れ、目標株数には至らなかったものの、同社はこれらの買い取りを実施した。残りの優先株は依然として分散保有されている。アンテルマルシェは、今後2003年までにシュパールに対して5億マルクを投資する計画である。

(2) シュパール、人事と事業分野のスリム化で経営改善

シュパールは、独立小売チェーン店舗数で約2,700店、直営店などを含めると全部で4,200を超える店舗と従業員約3万6,000人が傘下にある(2000年末時点)。同社の2000年の付加価値税引き後売上高は、前年比2.9%減の127億マルクであった。卸売りの売上高は前年比2.6%減、スーパー部門の売上高は大幅に減少し前年比7.2%減であった。食品ディスカウント分野は前年比12.4%増と大きく伸び、同社にとって大事な分野になってきている。同社は、ドイツ食品小売業界で売上げトップテンに入るが、ここ数年経営危機が続いている。同社にとって設備の老朽化など問題となっているのは、約400店舗ある「オイロシュパール店」である。「新鮮さ」をモットーに、2000年からオイロシュパール店をアンテルマルシェ店に30店舗を模様替えしたが、はっきりした効果が出るまでに至っていない。シュパールが危機に陥った発端は、旧東独の小売り組織を91年に買収するなど過去10年間に多くの小売企業を買収したが、十分にシュパール企業内に統合できなかったことである。

2001年4月に、かつてオーストリア・メトロのマネジャーで会社再建の巧者と言われているスイス人のフリッツ・アンマン(Fritz Ammann)氏が、シュパールの取締役会会長に就任したのをはじめ、新たに4人が取締

役として就任した。しかし、同年7月には経営改革上の意見の不一致を理由に3人の取締役が退陣した。会長のアンマン氏を残して新たにオラフ・ヘルシェル(Olaf Herrschel)氏とミヒヤエル・ルードヴィッヒ(Michael Ludwig)氏が新たに就任し、取締役は4人から3人に減員された。アンマン会長は、将来の事業の柱として独立小売りチェーン店、直営店(オイロシュパール、アンテルマルシェ)、ディスカウント店「ネット(Netto)」に絞り、生鮮食品や冷凍食品など約3000点をハンブルクとベルリンに供給してきたオンラインショップ「アインカウフ(Einkauf)24」を整理する方針である。アンマン会長は2002年末にはシュパールを黒字に転換したいとしている。

2. 独の割引法・景品法廃止で中小小売業に危機感

ドイツでは、割引法、景品法が廃止され小売業の自由化が進んだ。中小小売業者は大企業の規模の優位性が高まることを危惧し、地域単位での対策をとる動きもでてきている。

(1) ドイツ、割引法・景品法の廃止

欧州で唯一、割引法、景品法によって割引や景品勧誘が制約されていたドイツでは2001年7月、両法が廃止され消費者・小売業者間の価格交渉がすべて自由になった。

1932年に割引法、1933年に景品法がそれぞれ施行され、2001年7月25日に両法が廃止されるまでの約70年間、公には小売業者が自由に割引や景品で顧客を誘うことができなかった。廃止前では、割引は最高3%、景品は僅少額と限定され、顧客のほうで値下げ交渉を持ち掛けることは構わなかったが、小売業者が規定以上の割引、過大な景品をつけることは違法行為であった。両法の目的は、1920年代にあった小売業者の過度の割引競争、値段表示の操作などを防止するためのものであった。

(2) 電子商取引の時代に割引法、景品法は競争上不利

2000年5月4日に欧州議会が認可した電子商取引に関する指令で、インターネット関連企業にはその本社所在地の法が適用されることが決まった。これに従うと、ドイツには割引法、景品法があり、ドイツ企業にとっては競争上極めて不利な事態が生まれた。インターネットを通じた商取引の重要性が増し、競争がグローバル化する時代に、自国の企業の競争力を阻害する法をそのままにしておくわけにはいかない。ミュラー経済相は、「両法の廃止によって小売りの顧客獲得競争が激化する。特に中小企業は、このチャンスを大いに活用すべきである」と述べている。

(3) 中小小売業者は大企業の規模の優位性を危惧

多くの小売業者は、両法の廃止後もこれまで以上の割引はできないとの態度をとっている。顧客を維持するための手段として大企業では、カスタマーカード（最もポピュラーなものは、集めた点数に従って払い戻しのできるペイバックカードで、百貨店のカウフホフ、AOL、ホームマーケット「Obi」などが参加）などを導入し、年間割引を行うなど消費者の獲得を狙っている。

大企業が年間割引などのサービスを付与し、カスタマーカードで顧客の確保を図ると、消費者には年間割引を得るために同じ系列の店舗で購入するという圧力が高まる。独立した中小小売業者が一時的な販売促進などで顧客を勧誘できたとしても、大企業と同じような年間割引はできない。このことは、大企業への集中化がさらに進むことを意味する。大企業は独自のカスタマーカードで顧客の確保に努力しているが、ミュンスターでは、中小小売業約100社が地域のカスタマーカードを作って、顧客が大企業に流れるのを防ごうとしているケースもある。同様のことをハンブ

ルク、フランクフルトの小売業者も検討している。中小小売業者としては、顧客と直接対話、個人的なサービスなど大企業の弱い点を手掛かりに顧客の確保に努める必要がある。

3. インタラクティブ・テレビに注目高まる

情報技術（IT）革命が進行するなか、欧州小売業界でもITを駆使した取引が拡大している。特に、インタラクティブ・テレビによる取引は、英国を筆頭に急速に進展している。

(1) インタラクティブ・ショッピング・モール「Open」の失敗

インタラクティブ・テレビ放送を行う英国最大の衛星放送会社BskyB（British Sky Broadcasting）は、インタラクティブ・ホームショッピング・モール「Open」に多額の投資を行ってきた。Openは、BskyB（32%）、HSBC（銀行グループ）（20%）、松下電器（15%）、英国テレコム（32.5%）が資本参加して設立したBIB（British Interactive Broadcasting）により98年に設立された。Openには、電気製品小売チェーン店ディクソンズ（Dixons）、書籍販売チェーン店WH Smith、百貨店ウールワース（Woolworth）、食品小売業ソマフィールド（Sommerfield）などが参加した。

Openは、独自の付加価値サービスを加入者に提供するクローズされたポータルを採用したシステムであったため、販売に難しかったうえ、高額なアクセス料を払ってOpenに出店できる小売業者やサービス業者の数が限られたため提供商品が極めて少なく、さらに、買物しようとする一度テレビの番組から離れる必要があったことなど、インターネット・オンライン・ショッピングの「Tesco（食品・スーパー）」や「Amazon」と比べて劣っていた。2000年下半期におけるOpenを通じた小売注文件数は65万5000件にすぎなかつ

.....

た。Openにアクセスできる会員利用者の数は600万人を超えていることを考えると、非常に少ない発注件数である。同年下半期には、Openは1億1,600万ポンドの赤字となった。

最終的には、2001年5月にOpenは閉店となり、この小売り構想は失敗したと言える。

(2) 一歩進んだ英国のインタラクティブ・テレビによるT-Commerce

インターネットを利用した電子商取引 (e-commerce) の利用が定着してきた一方で、インタラクティブ・テレビを利用したオンライン取引の関心が次第に高まってきている。

インタラクティブ・テレビの先進国である英国のオンライン書籍店「BOL」は現在、売上げの3分の2がインタラクティブ・テレビによるもので、残りの3分の1がPCを通じた売上げになっている。マスコミコンサルタント会社ゴールドメディア (Goldmedia) 社では、ドイツにおける「T-Commerce (テレビ・ショッピング)」の売上高は、2006年には82億マルクに達するとみている。さらに、コンサルタント会社マーサー・マネジメント・コンサルティング (Mercer Management Consulting) 社では、2006年には欧州の家庭の半分がインタラクティブ・テレビを利用するようになるとみている。2001年3月時点で、欧州でのインタラクティブ・テレビの利用者数は1,600万人で、2000年から倍増した。英国では接続数ですでに、デジタル・テレビがインターネットを追い越した。フランス、スペイン、イタリアは激しく英国を追いかけて

いる状況にある。ドイツは、遅れをとっているものの、一度軌道に乗れば大きな市場になることは間違いない。

インタラクティブ・テレビは最も直接的に視聴者という消費者へつながる道であるため、小売業者は大きな関心を寄せているが、広く普及するまでにはまだまだ時間が掛かりそうである。また、ソフト面でも、例えば、料理番組や日曜大工についての番組の中で買いたいと思った時すぐに料理や工具などを番組から直接注文ができるプログラムなどが必要である。

デジタル・テレビは、技術的にはすでに問題はない。2001年8月に開催されたベルリンの国際放送技術博覧会 (IFA) における話題のひとつは、37カ国約300社が参加して共同開発した標準マルチメディア・ホーム・プラットフォーム (MHP-Standard) であった。この技術を用いればほぼ全放送局のデジタル番組を視聴することができ、双方向機能で参加型テレビゲーム、オンラインショッピング、電子メールなどで利用することができる。

コンサルタント会社ムンマー・パートナー (Mummert +Partner) 社が、未来研究所 (Z-Punkt) と協力して行った調査では、ドイツでのデジタル技術の利用は、まずインターネットの利用、次いで携帯電話の利用、最後にインタラクティブなデジタル・テレビの利用という3段階を踏み、インタラクティブなデジタル・テレビの普及は2006年以降になるとしている。

(池田 篤夫)

ウォークマン、コンパクトカメラ、ガソリンの価格が収れん傾向(ユーロ圏・英国) ～ユーロ貨幣流通後初の価格調査を実施～

在欧12センター・事務所 / 欧州課

ジェットロはこのほど、ユーロ圏で13品目の価格調査を実施した。99年1月1日のユーロ導入により、各国の小売価格がどのように推移するかをみるユーロ価格調査は、今回で8回目となる。2002年1月1日のユーロ貨幣流通開始後、初めての実施となった今回の調査では、13品目のうち9品目は継続調査品目、4品目は新規品目である。2年間継続的に、価格収れん傾向を維持した品目はなかったが、ハンバーガーの価格差は一旦わずかに拡大したものの、緩やかな価格収れん傾向をみせた。一方、短期的(第6回からの1年間)には、コンパクトカメラ、ウォークマン、ガソリンの3品目が収れん傾向をみせた。なお、参考値として実施している英国については、トマトケチャップ以外の全ての品目で平均価格を上回る結果となった。

1. 前回からは5品目の価格差が収れん

本調査では、価格の収れん動向を分析するために全品目の価格を指数化(平均=100)したデータをもとに、標準偏差を用いた。標準偏差は、実際に計測された数値が基準点からどの程度離れているかということを示し、その広がりを表すものである。標準偏差の値がゼロに近い場合は、中心(平均値)にデータが集まっていることを示す。

今回の調査で、前回(2001年7月)に比べ価格差が縮小したのは5品目で、食料品ではハンバーガー、家電製品ではカメラ、コンパクトカメラ、ウォークマン、その他ではガソリンとなった。他方、前回調査に比べ価格差が拡大した品目はコカコーラ、フィルム、カラーテレビであった。

2. 長期的にハンバーガーが緩やかに収れん

価格収れん動向を長期的にみると、ハンバーガーの価格差は、第6回と前回で一旦拡大しているものの、それ以外では順調に縮小している。標準偏差の推移をみると、第2回(99年6月)は12.902、第4回(99年12月)は11.820、第6回(2001年1月)と前回は12ポイント台を記録し、価格差は一旦拡大したが、今回は9.991と再び価格差は縮小した。

継続調査9品目のうち、1年前の第6回(2001年1月)から一貫して価格が収れんしている品目は、コンパクトカメラ、ウォークマン、ガソリンとなった。品目別に標準偏差をみると、コンパクトカメラは、第6回(2001年1月)は11.630、前回(2001年7月)は11.508、今回は10.873となり、わずかではあるが、価格の収れん傾向がうかがえた。

また、ウォークマンについては11.063（第6回） 9.147（前回） 8.498（今回）と順調に推移した。さらにガソリンは、15.079（第6回） 14.145（前回） 14.098（今回）と価格差の縮小をみせた。

3. 価格差が最も大きい国際電話料金とコカコーラ

同調査で明らかになったのは、継続調査9品目のうち、国際電話料金の価格差が最も大きいことである。ユーロ圏各国の大手通信事業者は生き残りをかけ活発な事業展開を進め、多種多様なサービスを顧客に提供しており、各社の国際電話料金にばらつきがみられる。価格を国別にみると、最高がポルトガルの4.29ユーロ、最低がルクセンブルクの0.73ユーロであり、5.9倍の開きをみせた。

また、コカコーラの価格は、国際電話料金の次に価格差が大きい。特徴的なのは、過去8回ともフィンランドが最高価格、スペインが最低価格を記録しており、その価格差は3.1～3.5倍で推移している。

一方、最も価格の分散がない品目（ゼロに近い標準偏差値で推移している）は、ウォークマンとなった。価格差は1.2倍～1.4倍の間で推移している。

新規品目の価格差の大きさを標準偏差でみると、アイスクリームが7.813と最も小さくなった。継続品目の中で最小となったウォークマン（8.498）をさらに下回る結果となった。

4. イタリア、ギリシャでは4品目で価格上昇

前回から比べて最も値上がりをみせたの

は、フィルムであった。フィルムの価格を、ユーロ貨幣流通前の2001年7月時点（前回）と比較すると、オーストリア、ドイツ、フランス、ベルギーの4カ国を除いた8カ国で、値上げの傾向がみられた。

国別では、ギリシャとイタリアで価格上昇が目立った。継続9品目中、イタリアでは、フィルム、カメラ、コンパクトカメラ、ウォークマンの4品目の価格が上昇した。最も価格が上昇した品目はフィルムで、前回の3.49ユーロから今回の4.11ユーロと17.8%の増加となった。ギリシャでは、ハンバーガー、コカコーラ、フィルム、国際電話の同じく4品目の価格が上昇した。イタリアほどの値上げをみせる品目はなく、上昇率は2.3%～4.5%の間におさまった。

一方、ガソリンの価格については、ポルトガルは前回と同一価格を維持したが、その他のユーロ圏11カ国では値下げ傾向がみられた。

ユーロ価格調査について

ユーロ価格比較調査は、ジェットロ在欧州各国事務所が2002年1月13～18日に、ユーロ圏12カ国と英国の各国主要都市^(注)を対象に実施した。今回の調査では、前回対象品目であった「携帯電話月額料金（月額基本料+20時間通話料金）」を外し、新たにプレイステーション2（ソニー）、ジーンズ（リーバイス）、トマトケチャップ（ハインツ）、アイスクリーム（ハーゲンダッツ）の4品目を加え、収れん動向を分析した。

（小竹華鶴、高塚一）

（注）各国主要都市（調査対象都市）：ダブリン（アイルランド）、ミラノ（イタリア）、ウィーン（オーストリア）、アムステルダム（オランダ）、アテネ（ギリシャ）、マドリード（スペイン）、デュッセルドルフ（ドイツ）、ヘルシンキ（フィンランド）、パリ（フランス）、ブリュッセル（ベルギー）、リスボン（ポルトガル）、ルクセンブルク（ルクセンブルク）、およびロンドン（英国）

表1 第8回ユーロ価格調査(2002年1月13~18日実施)

	ハンバーガー			コカコーラ			フィルム		
	価格	指数	偏差 ^{*1} の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	2.54	95.85	17.230	0.65	129.94	896.106	6.06	148.63	2,365.133
イタリア	2.50	94.34	32.040	0.39	77.96	485.717	4.11	100.81	0.649
オーストリア	2.50	94.34	32.040	0.40	80.56	377.924	3.11	76.23	565.041
オランダ	2.60	98.11	3.560	0.44	87.96	145.057	4.02	98.60	1.966
ギリシャ	2.11	79.62	415.237	0.41	81.96	325.477	3.32	81.38	346.703
スペイン	2.58	97.36	6.978	0.32	63.97	1,298.304	3.57	87.56	154.734
ドイツ	2.65	100.00	0.000	0.32	63.97	1,298.304	3.26	79.96	401.702
フィンランド	2.90	109.43	89.000	1.14	227.89	16,354.844	4.58	112.33	152.101
フランス	2.95	111.32	128.159	0.69	137.93	1,438.763	4.91	120.43	417.253
ベルギー	2.95	111.32	128.159	0.45	89.96	100.902	4.69	115.03	225.927
ポルトガル	2.45	92.45	56.960	0.37	73.96	677.924	3.57	87.56	154.734
ルクセンブルク	3.10	116.98	288.359	0.42	83.96	257.345	3.73	91.49	72.504
平均(分散 ^{*2})	2.65	100.00	(99.810)	0.50	100.00	(1,971.389)	4.08	100.00	(404.870)
標準偏差 ^{*3}			9.991			44.400			20.121
英国(参考値)	3.24			0.57			7.10		

	カメラ			コンパクトカメラ			カラーテレビ		
	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	498.79	118.87	356.044	253.93	100.30	0.093	318.71	87.76	149.919
イタリア	428.26	102.06	4.247	266.20	105.15	26.537	294.21	81.01	360.626
オーストリア	400.88	95.54	19.924	262.65	103.75	14.041	362.64	99.85	0.022
オランダ	408.82	97.43	6.616	203.90	80.54	378.600	437.81	120.55	422.289
ギリシャ	414.01	98.66	1.783	265.97	105.06	25.609	419.28	115.45	238.600
スペイン	376.84	89.81	103.905	250.69	99.02	0.951	325.60	89.65	107.061
ドイツ	351.09	83.67	266.669	221.72	87.58	154.221	403.98	111.23	126.218
フィンランド	472.81	112.68	160.724	273.03	107.85	61.612	363.28	100.03	0.001
フランス	464.97	110.81	116.841	297.27	117.42	303.608	387.60	106.72	45.219
ベルギー	412.80	98.38	2.636	266.54	105.29	27.939	382.82	105.41	29.250
ポルトガル	448.71	106.93	48.085	271.67	107.31	53.467	315.41	86.85	172.996
ルクセンブルク	357.37	85.17	220.029	204.34	80.72	371.867	346.80	95.49	20.337
平均(分散)	419.61	100.00	(108.958)	253.16	100.00	(118.212)	363.18	100.00	(139.378)
標準偏差			10.438			10.873			11.806
英国(参考値)	434.52			281.92			380.22		

注) 英国の価格は標準偏差の算出には含まない。

*1 偏差: 平均と各国価格の差

*2 分散: 各国の偏差の2乗の平均値

*3 標準偏差: 分散の平方根

	ウォークマン			ガソリン			国際電話料金		
	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	42.79	77.07	525.724	0.81	89.68	106.549	2.74	136.79	1,353.188
イタリア	58.18	104.79	22.954	0.97	107.88	62.168	2.91	145.40	2,061.360
オーストリア	54.11	97.45	6.496	0.82	90.65	87.509	1.29	64.40	1,267.424
オランダ	55.25	99.51	0.236	1.08	120.12	404.774	1.08	53.92	2,123.778
ギリシャ	55.00	99.06	0.877	0.70	77.52	505.294	0.89	44.18	3,115.785
スペイン	60.70	109.33	87.048	0.77	85.64	206.198	2.70	134.79	1,210.263
ドイツ	51.34	92.47	56.683	0.95	105.66	32.038	2.40	119.81	392.527
フィンランド	57.90	104.29	18.376	1.05	116.89	285.393	2.10	104.84	23.385
フランス	60.53	109.02	81.429	1.04	115.67	245.554	1.46	72.89	735.179
ベルギー	60.00	108.07	65.111	0.94	104.55	20.685	1.45	72.39	762.500
ポルトガル	54.81	98.72	1.635	0.95	105.66	32.038	4.29	214.16	13,033.528
ルクセンブルク	55.59	100.13	0.016	0.72	80.08	396.833	0.73	36.44	4,039.504
平均(分散)	55.52	100.00	(72.216)	0.90	100.00	(198.753)	2.00	100.00	(2,509.868)
標準偏差			8.498			14.098			50.099
英国(参考値)	62.46			1.29			3.29		

	プレイステーション 2			ジーンズ			トマトケチャップ		
	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	330.18	103.51	12.324	69.84	96.56	11.838	0.94	77.81	492.511
イタリア	305.49	95.77	17.890	68.41	94.58	29.352	1.31	108.43	71.128
オーストリア	316.41	99.19	0.650	73.32	101.37	1.879	1.44	119.44	378.017
オランダ	317.13	99.42	0.337	86.62	119.76	390.419	-	-	-
ギリシャ	408.70	128.13	791.146	72.25	99.90	0.011	1.13	93.53	41.803
スペイン	300.18	94.11	34.743	54.39	75.20	615.115	1.28	105.95	35.409
ドイツ	301.25	94.44	30.901	72.38	100.07	0.005	-	-	-
フィンランド	330.90	103.74	13.960	70.04	96.84	10.012	-	-	-
フランス	300.09	94.08	35.077	71.55	98.92	1.159	1.21	100.16	0.024
ベルギー	322.00	100.95	0.895	78.74	108.86	78.576	1.21	100.16	0.024
ポルトガル	299.23	93.81	38.343	73.45	101.55	2.404	1.16	96.02	15.859
ルクセンブルク	296.22	92.86	50.920	76.95	106.39	40.825	1.19	98.50	2.247
平均(分散)	318.98	100.00	(85.599)	72.33	100.00	(98.466)	1.21	100.00	(115.225)
標準偏差			9.252			9.923			10.734
英国(参考値)	324.34			78.24			0.96		

	アイスクリーム		
	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	4.73	98.41	2.537
イタリア	4.54	94.45	30.754
オーストリア	4.35	90.54	89.435
オランダ	4.97	103.40	11.563
ギリシャ	5.74	119.36	374.725
スペイン	-	-	-
ドイツ	4.60	95.70	18.467
フィンランド	-	-	-
フランス	4.89	101.74	3.014
ベルギー	4.60	95.70	18.467
ポルトガル	4.84	100.70	0.484
ルクセンブルク	-	-	-
平均 (分散)	4.81	100.00	(61.050)
標準偏差			7.813
英国 (参考値)	5.90		

(注) 基本対象商品

マクドナルド・ビッグマック (持ち帰りの場合)、
 330cc、1本。 フィンランド：350cc
 コダック・ゴールド (24枚撮り、ASA100、1本)、
 アイルランド：コダック・ゴールド24 - 200、ドイツ：コダック・ファーweit (Kodak Farbweit) 24/ASA100、フィンランド：Kodak Gold ASA200
 一眼レフ、キヤノン・EOS300、28-90mmズーム (レンズ) 標準装備。
 キヤノン・IXUS、APSフィルム対応。
 フィリップス21インチ、チューナー付き、ステレオ。 オランダ：リサイクル回収費用 8ユーロ含む、ドイツ：PT5305、フィンランド：PT4456、PT4455、PT4455 (ステレオ) の平均価格、ベルギー：PT2665、ルクセンブルク：PT4455
 ソニー・ウォークマン、WM-EX501 アイルランド：WM-EX404、ギリシャ：WM-EX404
 シェル、レギュラー、無鉛、1リットル。 ルクセンブルク：FINAなどの価格
 日本向け3分間、平日・日中の通常料金。 スペイン：接続料金なし
 ソニープレイステーション 2
 Levis501、Mens
 Heinz Tomato Ketchup 300ml
 Haagen Dazs 500ml スペイン：コーヒーショップ併設直営店の価格含む

掲載価格は付加価値税 (VAT) など諸税を含む店頭価格。本調査はスーパーマーケット、専門店、量販店など複数店で実施し、平均価格を算出。
 英国の価格は2002年1月16日付の1ユーロ = 0.61350ポンドで換算 (出所：欧州中央銀行)

表2 各品目の標準偏差の推移

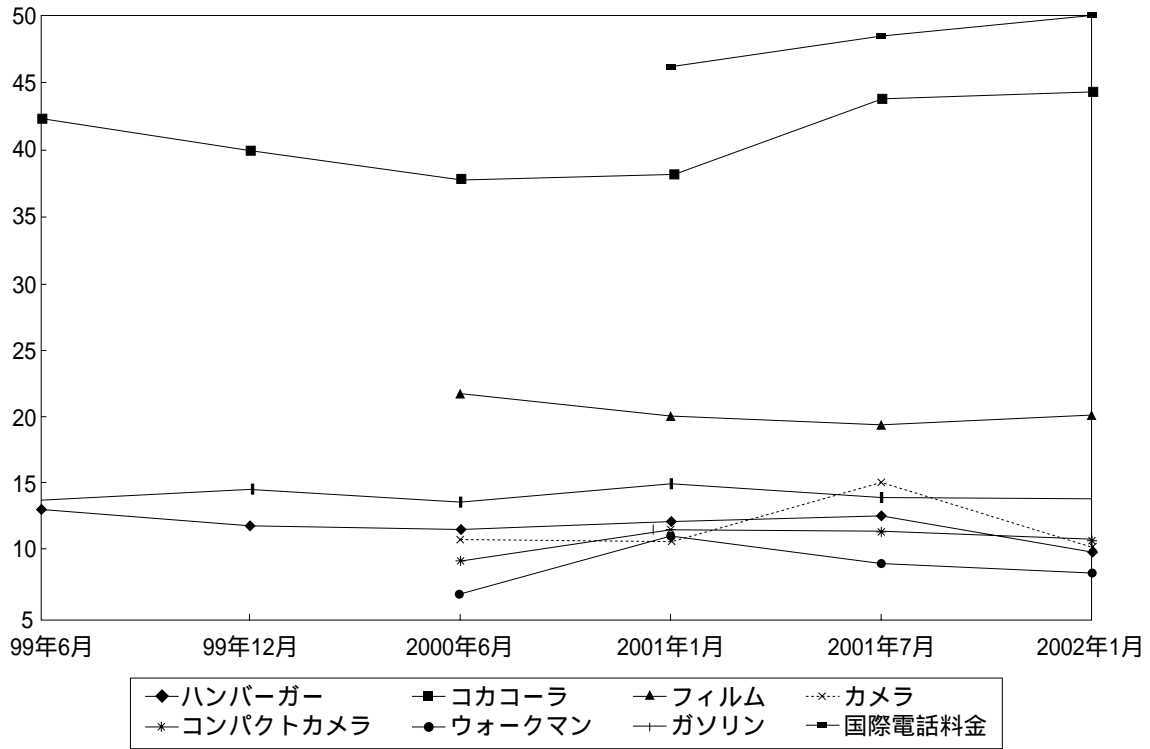


表3 ハンバーガーの価格推移

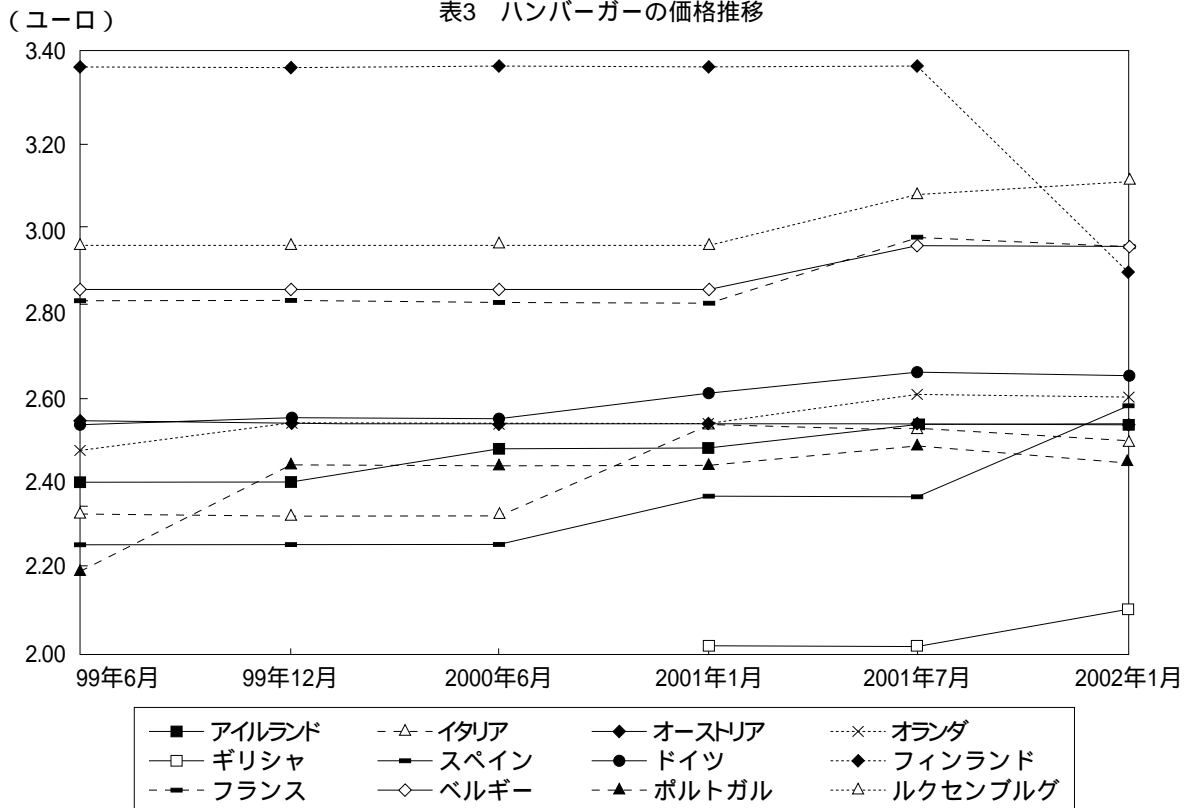


表4 コカコーラの価格推移

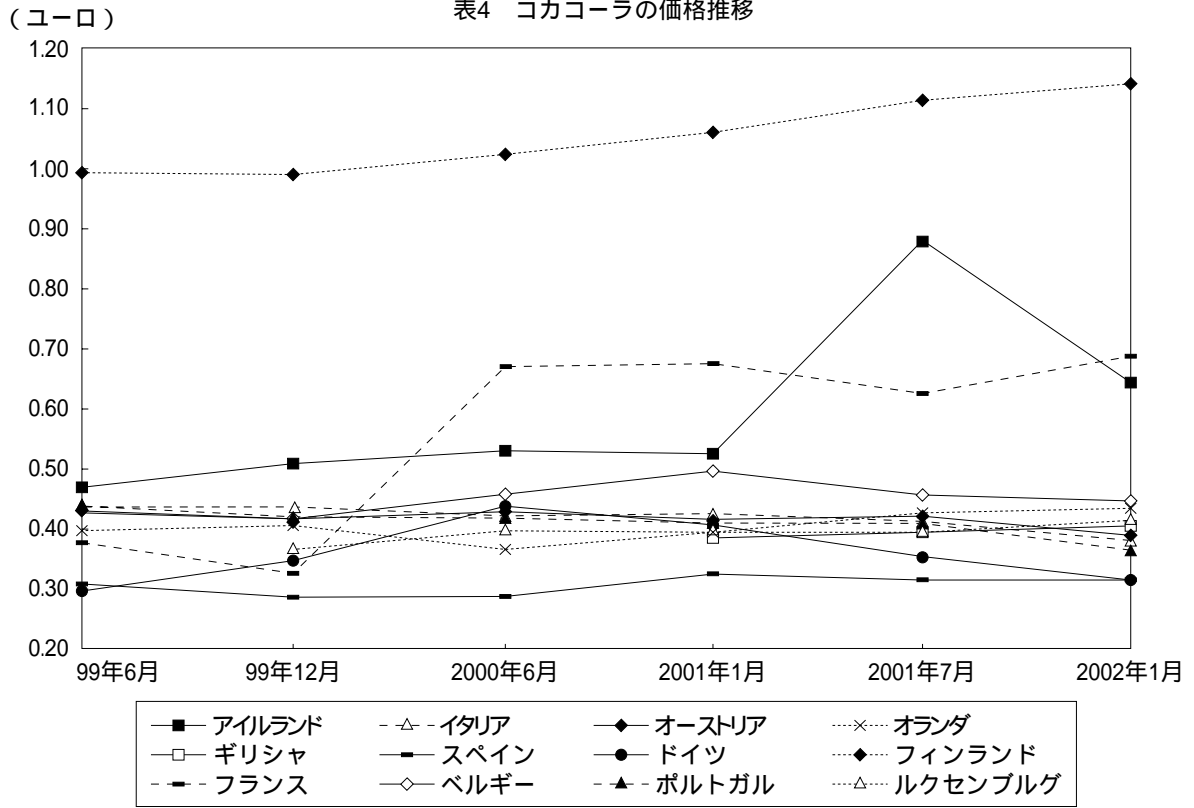
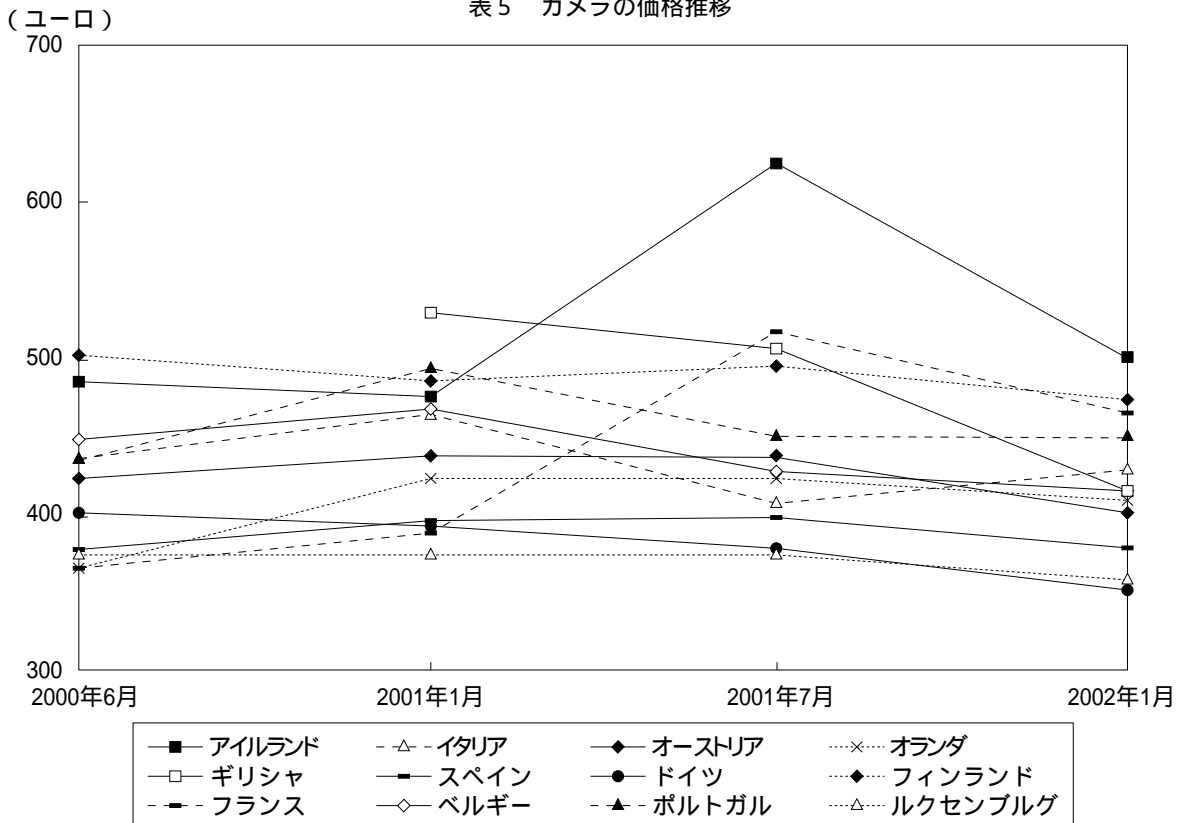
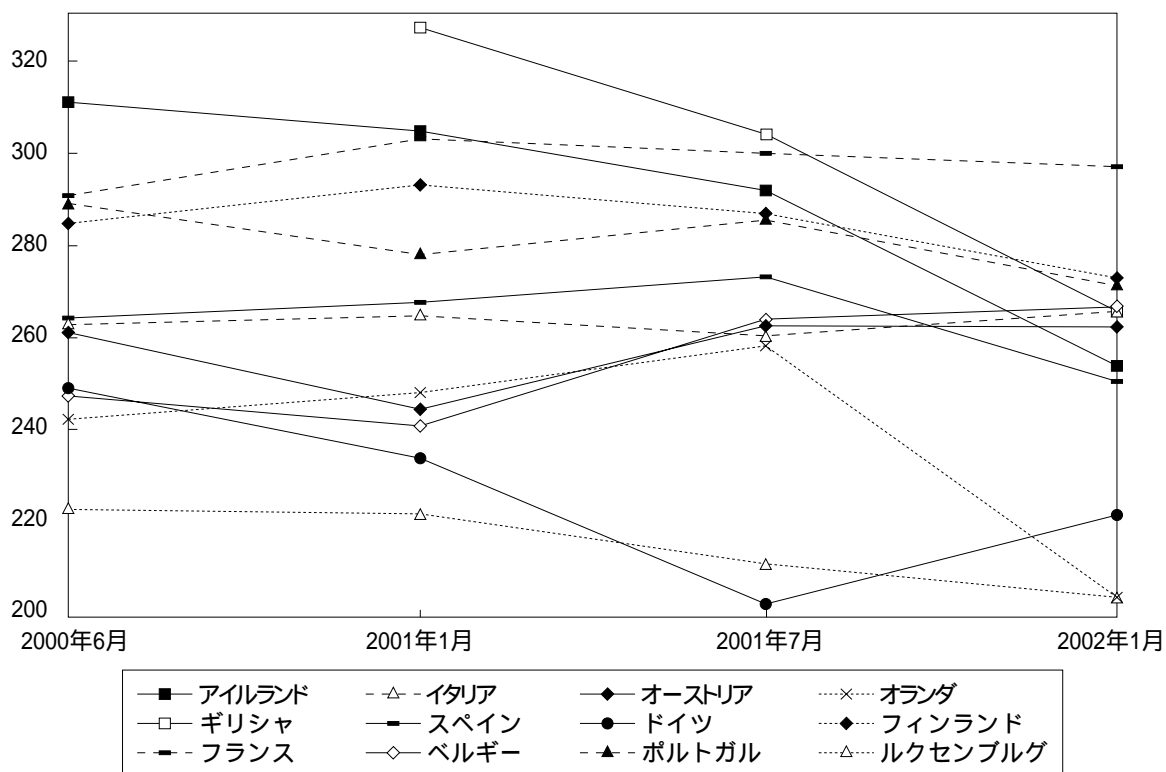


表5 カメラの価格推移



(ユーロ)

表6 コンパクトカメラの価格推移



(ユーロ)

表7 カラーテレビの価格推移

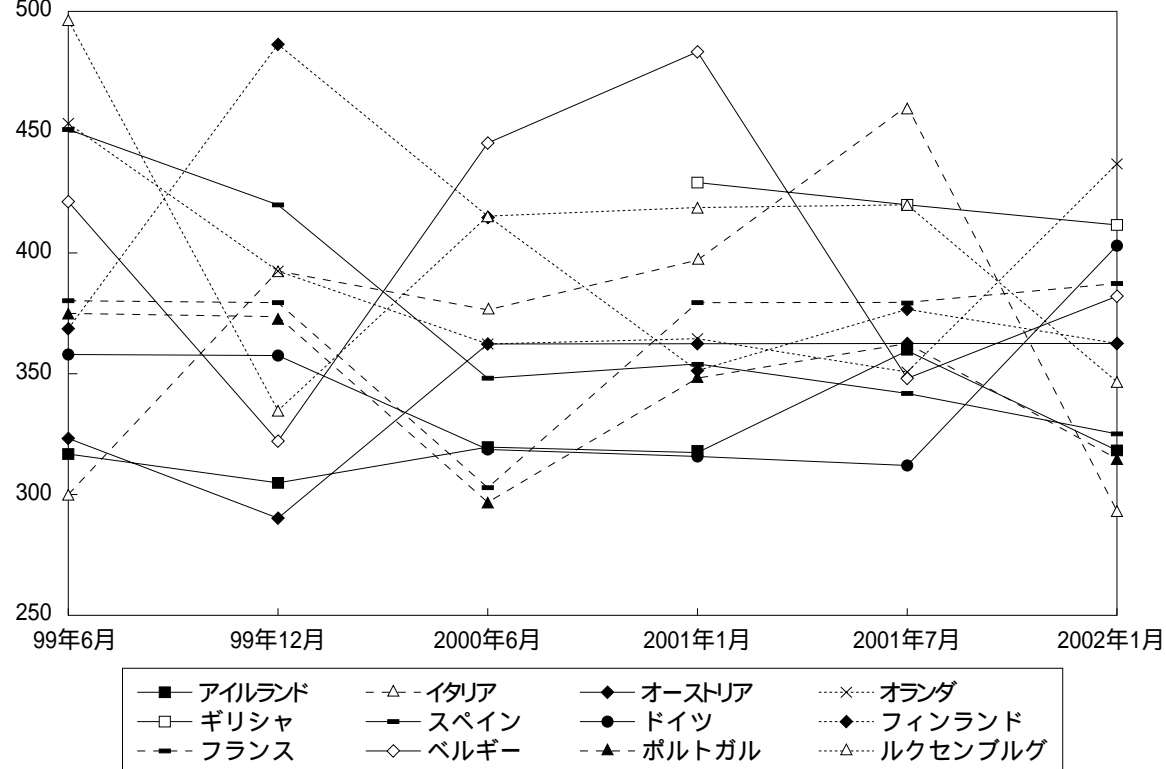


表8 ウォークマンの価格推移

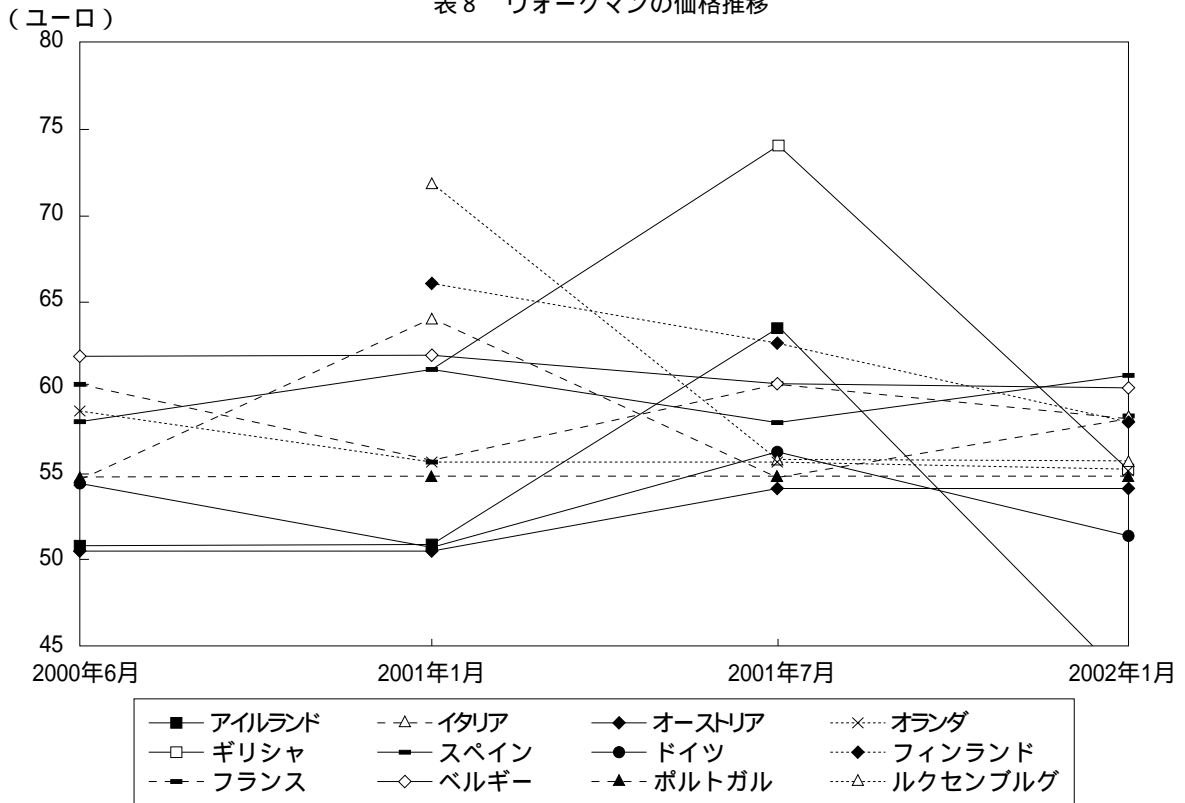
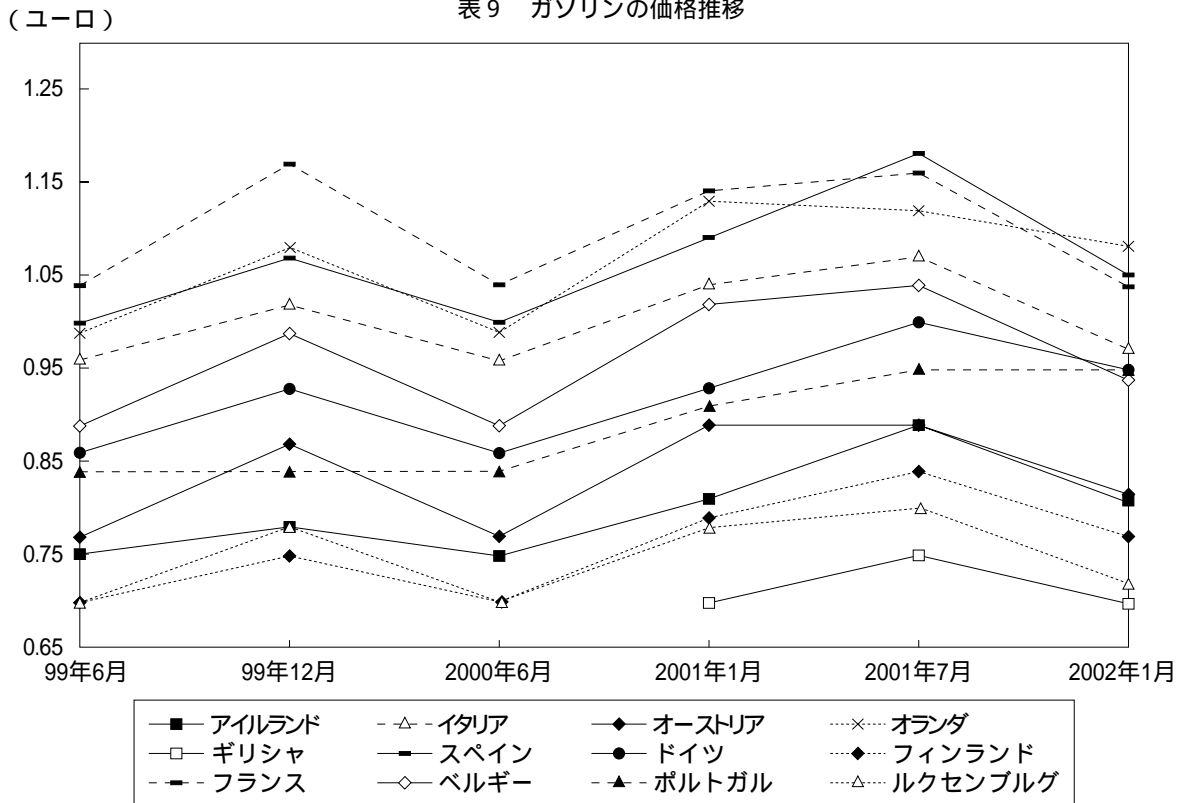


表9 ガソリンの価格推移



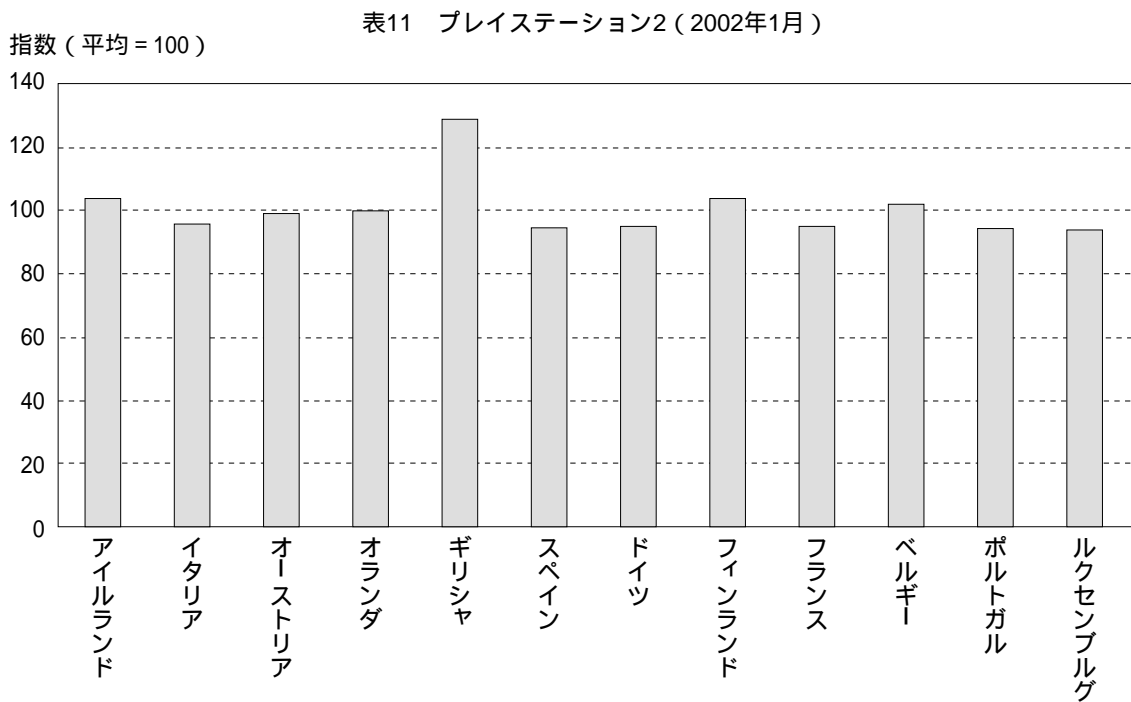
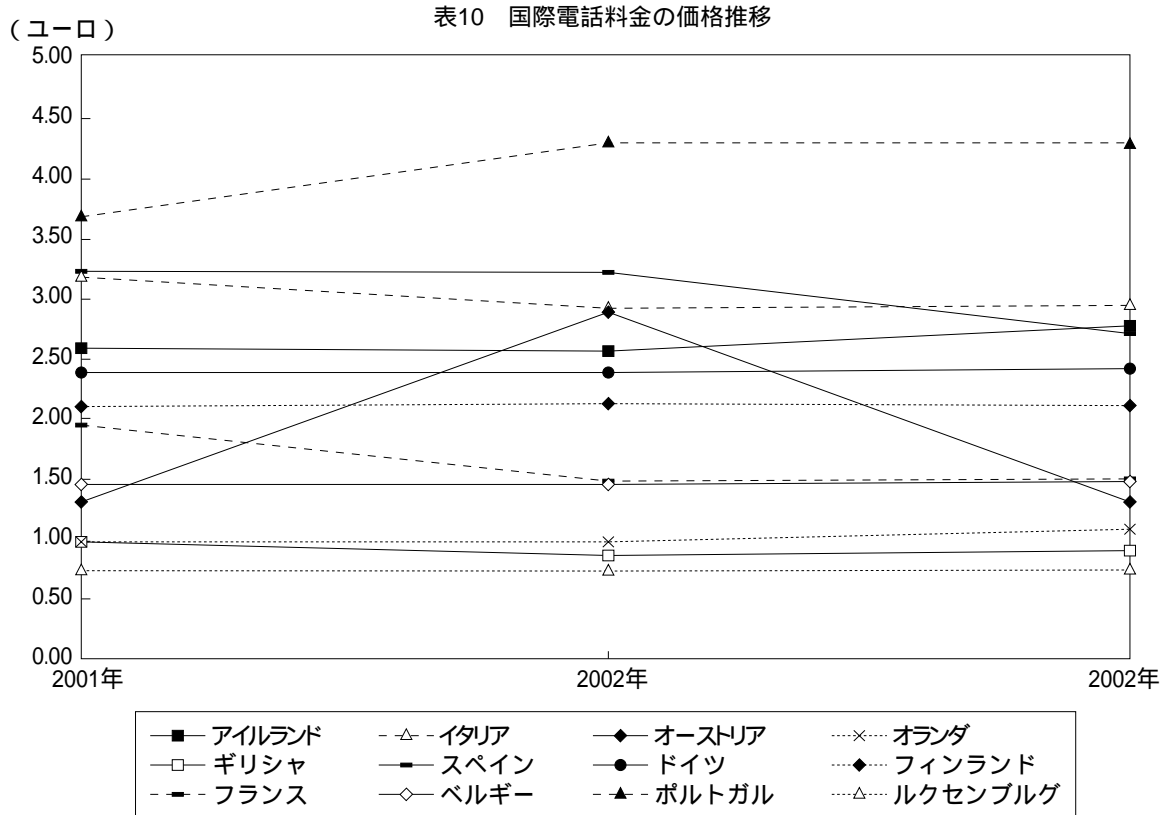


表12 ジーンズ (2002年1月)

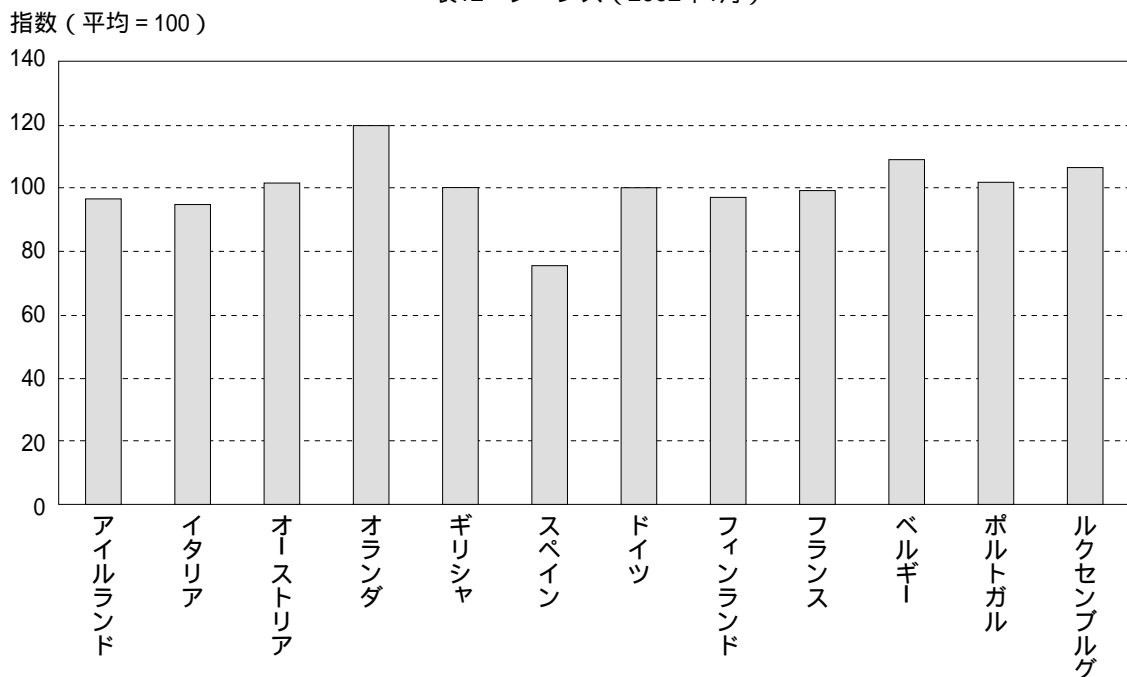
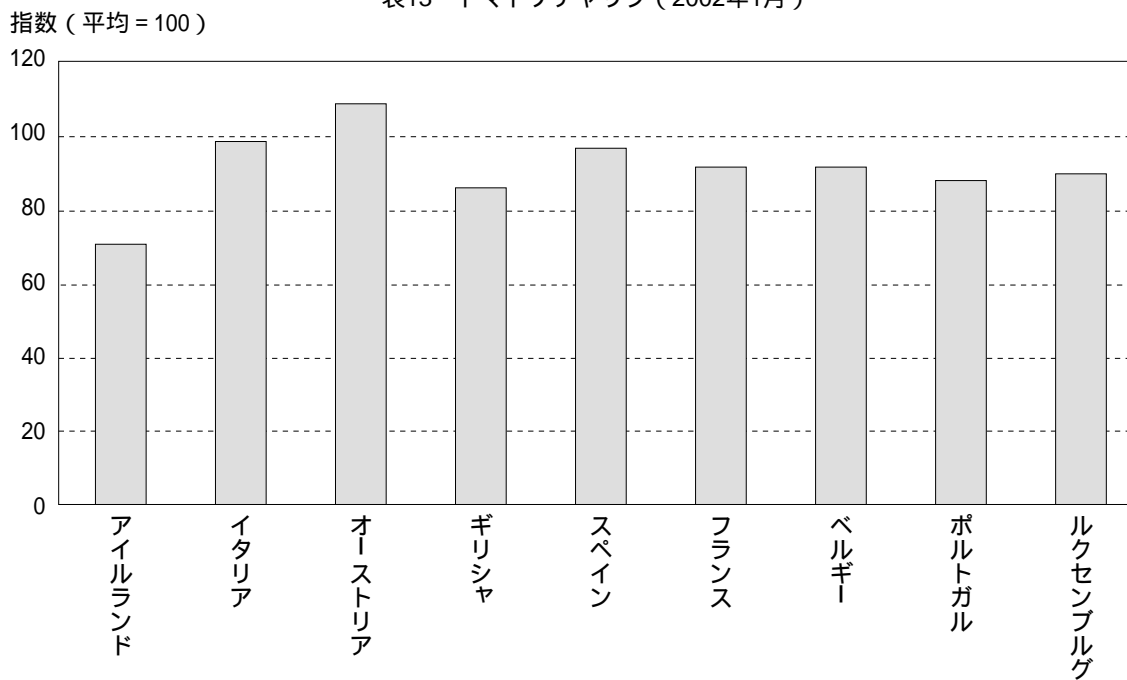
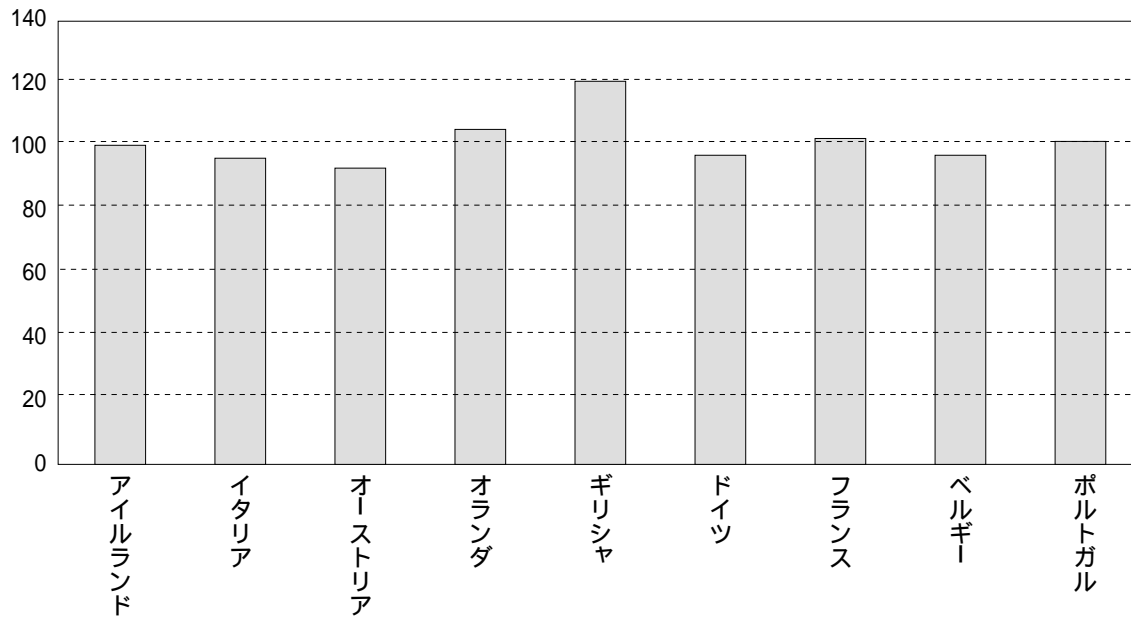


表13 トマトケチャップ (2002年1月)



指数 (平均 = 100)

表14 アイスクリーム (2002年1月)





西 欧

EU

EUROPEAN UNION

< 12 月 >

- 4日▶EU、イスラエル軍のパレスチナ攻撃について、慎重な行動をとるようイスラエルの自制を要請。
- 6日▶EU、NATOと初の合同外相会議を開催。
- 7～9日▶小泉首相、EU議長国のベルギーで開催された日・EU定期首脳協議に出席。「平和と安全」、「経済・貿易」など4分野での相互協力促進に向けた新行動計画を採択するほか、ベルギーのフェルホフスタット首相らと中東情勢などに関して意見交換。
- 11日▶欧州委、コメルツ銀行やドレスナー銀行などドイツの有力5銀行がマルク、フランなどユーロ圏通貨間の両替手数料を99年1月から2002年末までの3年間に3%以上にすることを申し合わせていたとして、EU競争法違反で5行に罰金支払いを命令。罰金総額は1億80万ユーロ。
- 11日▶EU、狂牛病などを監視する独立組織「欧州食品安全機関」を2003年に発足させることを明らかに。同組織は科学者ら250～300人で構成。本部はフィンランドのヘルシンキへの設置が有力。

- 14～15日▶EU首脳会議、ベルギーのラーゲンで開催。アフガン復興支援に年5億ユーロの拠出、2002年末までに加盟交渉を終えれば、中・東欧10カ国が2004年の欧州議会選挙に加盟国として参加できるとの内容の議長総括を採択。

< 1 月 >

- 1日▶ユーロ圏12カ国でユーロ貨幣流通開始。各国通貨は2月末までに流通停止へ。
- 1日▶EU議長国、ベルギーから2002年上半期はスペインへ。
- 1日▶後発開発途上国（LLDC）を対象とした新GSR一般特惠関税規則適用開始。
- 7日▶欧州委、ユーロ圏12カ国でのユーロ貨幣の流通状況調査結果を発表。12カ国ともユーロ紙幣・硬貨の流通量が5割を突破、域内全体の流通量の3分の2に達した。プロディ委員長は同日、「ユーロ貨幣導入は成功した」との声明を発表。
- 15日▶欧州議会、フランスのストラスブールで本会議開催。アイルランド出身のエコノミスト、コックス氏を新議長に選出。同氏は第三勢力の自由・民主・改革党グループの統一候補。
- 15日▶欧州委、小売店などの現金支払いの

- 92%が各国貨幣からユーロに切り替わり、貨幣転換が事実上完了したと発表。
- 15日▶欧州委、雇用に関する報告書「欧州における雇用2001」を発表。米国テロ事件の雇用への影響、EUにおける部門別雇用傾向などを分析。
- 15日▶仏口首脳会議開催。シラク大統領、フランスを訪問中のロシアのプーチン大統領と会談。両首脳、国際的テロに対しロシアとEUが緊密な連絡を取ることおよび防衛問題で定期的な閣僚級協議を開催することを決定。
- 21日▶EU農相理事会、ブリュッセルで開催。狂牛病など食品のリスクを回避するため、生産から消費までを横断的に監視する「欧州食品安全機関」(EFSA)の創設を正式決定。新機関はブリュッセルに暫定本部が設置される予定。欧州委から独立した組織とし、科学者らが食品の安全性やリスクを評価、対応策を欧州委に提案する。
- 21日▶EU・南アフリカ共和国、95年から交渉開始したワイン・スピリッツ貿易に関する合意が成立。
- 22日▶EU、ブリュッセルで財務相理事会開催。議長国スペインのラトール経済相およびニーニスト・フィンランド財務相、欧州景気に対する楽観的見方を示した。
- 25日▶EU、獣医専門家による特別委員会を開催。冷凍エビ、ウサギ肉、鶏、七面鳥、はちみつなど中国産の一部食品の輸入を緊急停止する方針を決定。同輸出品から人体への影響が懸念され、EU域内での使用を禁じている抗生物質の残余物を検出したため。

英国

UNITED KINGDOM

< 12 月 >

- 5日▶イングランド銀行(中銀)、主要政策金利(レポ金利)を4.0%に据え置くことを決定。
- 21日▶ブレア首相、ロシアのプーチン大統領と会談、NATOとロシアの関係の強化について協議。
- 30日▶首相、新年に向けてのメッセージで、ユーロ貨幣の流通は英国経済にとり大きな利益になると述べ、ユーロ参加に向け積極的な姿勢を表明。

< 1 月 >

- 3日▶ジョージ中銀総裁、アルゼンチン兌換法離脱表明後、アルゼンチン経済にとって通貨切り下げは中長期的に有効とコメント。
- 5日▶中銀、主要政策金利(レポ金利)を4.0%に据え置くことを決定。据え置きは2か月連続。
- 6日▶首相、インドのバジパイ首相と会談。インド・パキスタン間の緊張緩和等について協議し、二国間関係の強化、テロ対策等を盛り込んだニューデリー宣言を発表。
- 7日▶首相、パキスタンを訪問、ムシャラフ大統領と会談。パキスタンとインドの緊張を対話により解決しなければならないと発言。
- 7日▶首相、アフガニスタンを訪問、暫定行政機構のカルザイ議長と会談。復興への支持と協力を表明。
- 14日▶政府、2001年2月から猛威を振るった口蹄疫が、最後の汚染地域で駆除されたことを確認したと発表。流行の終息を宣言。

Chronology

22日▶国際獣疫事務局、英国での口蹄疫が終息したとし、口蹄疫感染地域の指定を

フランス

FRENCH REPUBLIC

< 12 月 >

解除すると発表。

- 5日▶ジョスパン首相、テレビのインタビュー番組で次期大統領選挙への出馬の可能性を示唆。
- 6日▶年金方針評議会（COR）、年金制度改革に向けた報告書を首相に提出。
- 6日▶政府、EUに提出する財政安定化計画（2003～2005年）の内容を発表。
- 9日▶食品衛生庁、狂牛病が発生した農家の牛すべてが対象の全頭処分から選別処分に変更する旨発表。
- 14日▶深夜0時からユーロ硬貨セット「ユーロキット」の一般市民への販売がスタート。
- 15日▶仏口首脳会談。両首脳、国際的テロに対しロシアとEUが緊密な連絡を取ることで合意。仏口は防衛問題で定期的な閣僚級協議を開催することを決定。

< 1 月 >

- 1日▶週35時間法が中小企業でも適用開始。従業員20人以下の企業を対象。
- 3日▶「混合経済会社（第3セクター）制度改革法」が発効。83年制定の現行法を改正する新法の施行。
- 12日▶憲法評議会、ジョスパン左派内閣が企業のリストラに歯止めをかけるために打ち出した「社会近代化法」に差し止めを命令。「企業経営の自由を侵しかねない」という理由で、春の大統領選へ向け失業改善を最優先政策に掲げる首相に課題。

ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 12 月 >

- 3日▶シュレーダー首相、ベルリンでノルウェーのボンデヴィーク首相と会談。アフガニスタンを含めた国際情勢について意見交換。
- 5日▶連邦政府、廃車法案を閣議決定。同案はEU廃車指令を国内法化するもの。生産者責任の原則に基づいた廃車回収を実施。97年7月に施行した中古車法令に新規則を追加。
- 5日▶連邦政府、安定成長協定に基づく安定プログラムを承認。同プログラムでは2001年の財政赤字の対GDP比率を2.5%、2002年2%、2003年1%と設定。2004年までに一般財政の均衡を目指す目標は堅持。2000年の計画では2001年1.5%、2002年1%、2003年0.5%。
- 9日▶首相、ハノーバーでプーチン大統領と会談。アフガニスタン情勢などにつき協議。
- 10日▶金属産業労働組合（IGメタル）、2002年の賃金交渉で5～7%の賃上げを要求する方針を打ち出す。前回の締結条件は2000年5月1日から3%、2001年5月1日から2.1%。前回協定の期限は2002年2月28日。
- 10日▶首相、ベルリンでパウエル米国務長官と会談、中東情勢、アフガニスタン情勢について意見交換。
- 11日▶首相、フォルクスワーゲンのドレスデン工場竣工式で挨拶。東部ドイツは建設業を除けば堅調である点、今後も直接投資受け入れのために補助金が必要な点を強調。
- 13日▶首相、ベルリンでブルガリアのシメオン首相と会談。両国の経済関係強化などにつき協議。

- 13日▶連邦議会、最大積載量12トン以上のトラックに高速料金を導入する法案を可決、2003年に導入する。平均料金は1キロ当たり15セント。
- 14日▶連邦議会、原子力発電所の総発電量を制限した脱原発法案を可決。
- 14日▶アイヒェル財務相と欧州委のモンティ委員（競争担当）、大量にエネルギーを使用する企業への環境税免除措置の10年延長で合意。
- 17日▶ユーロのスタータキット配布開始。20マルクで10.23ユーロ分の硬貨。
- 20日▶社会民主党（SPD）と民主社会党（PDS）、ベルリン（州に相当）市議会で連立することで合意。
- 20日▶連邦参議院、2002年度（暦年）の予算案を可決、成立。歳出は前年比で約1.5%増の2,475億ユーロ。歳入は2,264億ユーロで、うち、税収1,992億ユーロ、その他歳入272億ユーロ。緊縮財政を維持。
- 20日▶連邦参議院、企業税制改革法案を可決、成立。2000年に可決した税制改革法に追加、人的会社の組織再編を容易にし、50万ユーロまでの再投資留保金が無税に。
- 21日▶連邦政府、アフガニスタンの多国籍部隊への連邦軍派遣を閣議決定。
- 21日▶ヨハネス・ラウ大統領、連邦議会選挙を2002年9月22日に決定。
- 11日▶キリスト教民主同盟（CDU）のメルケル党首、CDUとキリスト教社会同盟（CSU）の首相代表候補を断念。この結果、CDUとCSUが打ち出す首相代表はエドモント・シュトイバーCSU党首に確定。
- 15日▶フィッシャー外相、ウィーンでフェロワルトナー・オーストリア外相と会談。EU拡大は両国にとって経済的にも安全保障の観点からも有効との見方で合意。
- 16日▶連邦政府、環境会計法改正案を閣議決定。2001年4月のEU環境会計指令に基づくもの。公営機関も対象に。
- 16日▶外相、ローマでベルルスコーニ首相兼外相と会談。外相、EU拡大は滞ってはならないと強調。
- 18日▶首相、スペインでアスナール首相と会談。スペイン議長国の期間（2002年前期）のEUの重点課題について協議。電力・通信・郵便市場の自由化、労働市場改革についても協議。
- 21日▶ウィチョレクツォイル連邦経済協力・開発相、東京で開催されたアフガニスタン復興支援会議に参加。4年間で3億2,000万ユーロの経済援助を表明。ドイツの援助は教育、司法、女性の人権確立に重点。
- 21日▶ボーデヴィッヒ連邦交通相、ミュンヘンの市内・空港間、デュッセルドルフ・ドルトムント間のトランスラピッド計画は技術的にも経営上も可能とする報告書を発表。
- 21日▶緑の党、2002年9月の総選挙にフィッシャー外相を擁立することを決定。
- 23日▶仏ファビウス経済・財政・産業相、連邦議会の予算委員会で演説。アイヒェル財務相と会談。
- 23日▶首相、ベルリンでデンマークのラスムセン首相と会談。ラスムセン首相の訪

< 1 月 >

- 1日▶環境税、施行後3度目の引き上げ。ガソリン税は1リッター当たり3.07セント、電力税は1キロワット時当たり0.26セント引き上げ。最後の引き上げは2003年1月。
- 6日▶財務相、上海で項懐誠・財務部長（大臣）と会談。両国の経済関係について協議。

Chronology

独は就任後初。

- 25日▶政労使の代表が雇用について話合う「雇用のための同盟」、開催。注目される賃金交渉については議題にせず。総選挙までに次回会議を開催することで合意。
- 30日▶連邦議会、ヒト胚性幹細胞の輸入について、厳しい条件をつけた上で試験目的のみ許可することを決定。
- 30日▶連邦政府、2002年の経済白書を閣議決定。2002年のGDP成長率を0.75%と予測。白書表題は「新たな成長の手前～信頼できる経済・財政政策を進める」。
- 31日▶首相、ワシントンでブッシュ米大統領と会談。テロ対策、NATO拡大、中東情勢などについて意見交換。

イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 12 月 >

- 11日▶ベルルスコーニ首相、EUが予定している欧州共通逮捕状について、当初は一部犯罪の適用除外を求めていたが、合意。
- 15日▶ピサの斜塔、倒壊防止工事の終了を受けて約11年ぶりに一般公開。

< 1 月 >

- 5日▶ルッジェーロ外相、辞任。ユーロ現金流通に懐疑的な閣僚との不協和音。欧州共通逮捕状の問題でも意見の相違。
- 7日▶首相、外相代行に就任。最低6ヵ月間は外相を兼務することを明らかに。

オランダ

KINGDOM OF THE NETHERLANDS

< 12 月 >

- 20日▶KPNモバイル、NTTドコモのiモードの試験的サービスを開始。

< 1 月 >

- 7日▶中銀ウェリンク総裁、国際決済銀行(BIS)の総裁に決定。任期は2002年3月から3年間。
- 28日▶ギルダーが通貨としての地位を失い、ユーロが国内唯一の通貨に。ユーロ以前の通貨が法定通貨ではなくなるのはオランダが初。

デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

< 1 月 >

- 7～9日▶経済紙ビュアセンが民間調査会社と共同で実施した世論調査で、通貨統合賛成派が過半数の57.2%を記録。
- 9日▶ミュラー外相、2003年にEU留保事項(通貨統合、司法協力、安全保障協力)批准の国民投票を実施する可能性があると発言。
- 14日▶環境相、金属性容器によるビール・清涼飲料水の販売解禁を発表。
- 17日▶右派連立政権、移民制限案を公表。難民への人道上の避難所提供措置の廃止など、難民にとって厳しい内容へ転換。
- 29日▶新政権、2002年度新予算案を発表。途上国援助、環境関連予算の削減、新規増税措置の停止、病院・高齢者介護・産休関連の予算増額措置などが柱。

アイルランド

IRELAND

< 12 月 >

- 3日▶国際海洋法裁判所(ドイツ・ハンブルク)、アイルランドが英核燃料会社BNFLのMOX燃料工場の操業許可停止と周辺海域でのMOX運搬差し止めを求めた仮処分申請を却下。

< 1 月 >

- 15日▶アイルランドのパトリック・コックス

議員が欧州議会の議長に選出。フォンテーヌ前議長が慣例に従い任期半ばで辞任したため、新議長の任期は今後の2年半。

スペイン

SPAIN

< 12 月 >

18日▶野党社会労働党のサパテロ党首、モロッコを訪問。モロッコ政府からは歓迎されるもスペイン政府与党の民衆党は反発。

< 1 月 >

8日▶首相、マドリードでプロディEU委員長と共同で記者会見、「EUはアルゼンチン政府が国際社会の信頼と納得を得られる再建計画を早急に提示するよう求める」、と発言。

10日▶田中外相、マドリードで国王、首相を表敬。その後ピケ外相と会談、首相とは日・EU間関係など、外相とはアフガニスタン、インドーパキスタン、中東、などの地域情勢と二国間関係などについて意見を交換。

13日▶ピケ外相と英国ストロー外相が会談、ピケ外相はジブラルタルの統治問題は今年の夏までに解決されるだろう、と発言。

26日▶首相、民衆党大会で2004年3月までに開かれる次の首相選への出馬を否定。

ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

< 12 月 >

16日▶統一地方選挙実施。社会民主党、社会党（与党）に勝利。全国308市のうち161市で社会民主党の市長が当選。

17日▶グテーレス首相、統一地方選挙の敗北

を受けて辞意を表明。総選挙は3月17日に実施。

19日▶政府、2001年の財政赤字をGDP比2.2%と下方修正。当初の予測は1.1%。

19日▶政府、固定電話網のポルトガルテレコムへの売却を延期。次期政権に委任。

20日▶リスボン・ポルト証券取引所（BVL）ユーロネクストとの合併条件で合意。

< 1 月 >

9日▶民間金融機関、2002年の実質GDP成長率を1.1%と予測。民間需要の低迷が減速要因の一つ。

16日▶経済省観光局によると、2001年の観光分野収入は61億ユーロで前年比6.2%増加。

ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 12 月 >

7日▶公式訪問中のロシアのプーチン大統領はシミティス首相と会談、エネルギー問題、バルカン問題などについて協議。

< 1 月 >

19日▶国内第1位のギリシャ・ナショナル銀行と同第2位のアルファ銀行の合併交渉が破談。

オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 12 月 >

13日▶内務省、在オーストリア米国大使館宛の郵便から炭そ菌が発見されたと発表。

< 1 月 >

21日▶内務省、チェコのテメリン原発に反対

Chronology

する住民署名運動で約91万5,000人の署名があったと発表。憲法上、10万以上の署名で下院に住民請願可能。

スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 1 月 >

- 8日▶首相、ユーロ参加の是非を問う国民投票を2003年に実施する見込みを明らかに。早ければ春に投票を行い、ユーロ加盟は2005年となる見通し。
- 18日▶国会、アフガニスタンへの治安維持要員の派遣を決定。45人が英国を中心とする国際治安支援部隊に参加し、首都カブールの治安維持活動を担当。
- 24日▶民間調査会社のザペラによる世論調査の結果、回答者の65%がユーロ参加を支持。国民投票の実施については半数以上が2002年9月の総選挙と関連して実施すべきと回答。

フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

< 12 月 >

- 7日▶農林省、国内で初めて狂牛病の発生を確認。検査対象を生後30ヵ月以上の全ての牛へ拡大。
- 17日▶中央銀行、2002年の実質GDP成長率は1.3%、2003年は3%と回復する見込みを発表。一方で国家債務の増加や失業率が上昇する危険性が高まっているとの懸念を表明。

< 1 月 >

- 4日▶大統領、貿易相にヤリ・ピレン氏、運輸通信相にキモ・サシ氏を指名。
- 17日▶政府、国内で5基目の原子力発電所の建設を承認。大臣による投票の結果10対6で可決し、最終決定は国会での審議に。

- 11日▶国際自然保護連合、人間の快適度と自然環境の健康度についてスウェーデンがトップとする調査結果を発表。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 12 月 >

- 2日▶国民投票実施。軍隊廃止、非武装平和活動促進、電力の大型消費に課税し増税分を国民年金に充てること、個人へのキャピタルゲイン課税、を否決。歳入に応じた予算を立てることの憲法化は承認。5項目すべてにおいて政府および議会の意向と国民の判断が一致。投票率は37.2%。

ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 12 月 >

- 10日▶ノーベル平和賞百周年の授賞式がオスロで行われ、世界平和や国際テロ、エイズ対策などに貢献した国際連合とアナン事務総長にメダルと賞金1,000万スウェーデン・クローナを贈呈。

< 1 月 >

- 7日▶非鉄・化学大手ノルシュク・ヒドロはドイツの電力大手エーオンとの間で、同社のアルミ子会社VAWを31億ユーロ（3,600億円）で買収することで合意。ノルシュク社は、米アルコア、カナダのアルキャンに次ぐ世界3位のアルミ会社に。

中・東欧

ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 12 月 >

- 10日▶全国紙ガゼタ・ヴィボルチャによると、EU正式加盟の賛否を問う国民投票が実施された場合に「賛成」に投票すると回答した国民は54%。通貨統合に伴うユーロの導入については、賛成派は34%。
- 17日▶中央統計局（GUS）によると、実質GDP成長率は8四半期連続で減速して、2001年第3四半期は0.8%の低成長。財務省は、2001年のGDP成長率は1.2%と予測。
- 20日▶国有財産省、ポーランド航空（LOT）の売却先を2002年2月末までに決定することを発表。
- 21日▶政府、「人の自由移動」に関するEU加盟交渉を終了。現加盟国はそれぞれ、ポーランドがEUに加盟してからの2年間で、その後さらに最長で5年間（計7年間）の移行期間を設定できる。最高の7年間の期限を利用すると見られているのはオーストリアとドイツで、英国、フランス、スペインはEU加盟2年後に、また、オランダ、アイルランド、スウェーデン、デンマークは、正式加盟と同時に自由な就労を認める予定。

< 1 月 >

- 9日▶政府と金融政策評議会（RPP）、ポーランド中央銀行（NBP）の独立性を維持することを確認。与党の一部がNBP法を改正してNBPの独立性を制限し政府が金融政策に関与することができるよ

うに要求していたため。

- 15日▶GUSによると、2001年12月の消費者物価上昇率（前年同月比）は3.6%。75年以来の低水準。
- 22日▶GUSによると、2001年12月の失業率は、89年の改革以降最悪の17.4%。
- 24日▶外国投資庁（PAIZ）によると、2001年6月末時点の自動車産業への対内直接投資額は53億ドル以上に。一方、2001年上半期の自動車関連産業への投資額は1億3,890万ドル。景気後退で投資を控える動きが顕在化。
- 25日▶ポーランドを公式訪問中のフィッシャー独外相、「ポーランドがEU正式加盟の第一陣に入ることを全面的に支援する」と表明。
- 30日▶金融政策評議会（RPP）、1月31日から主要政策金利を引き下げること発表。ロンバード（債券担保貸付）金利が年13.5%、再割引手形金利が年12%、短期市場金利が年10%。

チェコ

CZECH REPUBLIC

< 12 月 >

- 3日▶内閣、2001年に導入した航空機関係品目の一部(民間航空機用ジェット・エンジン、ターボプロップ・エンジンと同部品、レーダー、ヘリコプター、着陸装置等)に関する輸入ゼロ関税を2002年も引き続き施行する旨を決定。
- 4日▶チェコ・コルナの為替レート上昇、対ユーロ・レートは史上初の32コルナ台を記録。終値は32.95コルナ。
- 11日▶英国のEconomist Intelligence Unitが、外国投資流入トップ31カ国を対象に行

Chronology

ったアンケート調査によると、事業に最もコストのかかる国は日本で、チェコは23位(9番目にコストの安い国)にランク付け。事業コストの最も安い国は、ハンガリーとインドネシア。

- 17日▶内閣、トランスガス(ガス輸入会社、100%経済省所有)とそのディストリビューター8社の売却先をドイツのRWEに決定。売却価格は1,330億コルナ(41億ユーロ)。同時に、石油精製・石油関連企業グループ・ユニペトルルの国家資産基金所有分63%を、120億コルナ(3億6,100万ユーロ)で、チェコのアグロフェルト(農業化学)に売却することも決定。
- 18日▶下院、2002年予算を承認。歳入6,904億コルナ、歳出7,366億コルナで、462億コルナの赤字予算。
- 20日▶トヨタ自動車と仏プジョーシトロエン・グループ(PSA)、小型車合弁生産工場用地を中央ボヘミアのコリーン市に決定したと発表。総投資額は500億コルナ(15億ユーロ)、従業員数は2,000名以上の見込み。生産開始は2005年の予定で、欧州市場向けに年間30万台の小型乗用車生産を目指す。

< 1 月 >

- 16日▶政府、トヨタ自動車と仏PSAの合弁企業の自動車製造工場建設投資案件に対して、投資インセンティブとして10年間の法人税免除、新規雇用創出・従業員研修補助金を1人あたり8万コルナ保証するほか、国家予算予備資金の中から5億コルナを工場用地・インフラ整備にあてることを決定。
- 23日▶外国投資庁、韓国の現代自動車がチェコで工場建設を検討。実現すれば約100億コルナの投資が見込まれる。
- 29日▶外国投資庁、不二工機に対する10年間

の法人税免除、新規雇用創出・従業員研修補助金等投資インセンティブの適用を承認。同社は北ボヘミア・ロウニ市に3億7,300万コルナで、自動車エアコン部品工場の設立を計画。

- ▶西ボヘミア・ピルゼン市の松下テレビ、2002年度に従業員を現在の1,700人から2,000人に増員し、テレビ・チューブの年間生産高を10万台増の120万台にまで引き上げる予定と発表。
- 30日▶ハベル大統領、下院選挙投票日を6月14日、15日に定めると公布。
- 31日▶チェコ外国投資庁によると、自動車のハンドルおよびエアバッグの製造を開始した豊田合成(北ボヘミアのクラッシュテレット・ナド・オフジー)は、エアバッグ生産に1,500万~2,000万ドルを追加投資し、全体の投資額を4,000万ドルに増額することを計画中。

スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

< 12 月 >

- 4日▶議会、大統領が署名を拒否していた投資優遇策を再可決。タックスホリデー適用に対する外資、新規の条件を撤廃。
- 5日▶オーストリアのOMV、スロバキア石油貯蔵会社トランスペトルルの流通部門トランスペトルル・トレーディングを買収。OMV系列のガソリンステーションは合計65となり、市場シェアは従来の14%から17%に拡大。
- 9日▶ハンガリーのOTP銀行、スロバキア投資銀行(IRB)の民営化株69.56%を5億2,600万スロバキア・コルナ(以下、SKK)で落札。現在スロバキア保険(SP)が保有する残り22.99%も買収予定。総買収額は7億SKKに上る予定。
- 10日▶ロシア石油大手のYukos、スロバキア石油貯蔵会社トランスペトルルの民営

- 化株49%を7,400万ドルで落札。
- 11日▶EU加盟交渉のうち環境分野について、最長2015年までの移行期間付で合意。29分野のうち21分野の交渉を終了。
- 13日▶議会、EU法との調和を目的としたタバコ税増税を可決。2002年2月から現行の29.4%を32%に引き上げ。16億SKKの歳入増は社会保障費に充当。
- 20日▶EU加盟交渉の金融分野で交渉を終了。22分野の交渉を終了。
- 21日▶スロバキア国営ガス供給会社SPP、2002年1月1日から家庭用を除くガス料金の平均19.3%の値上げを発表。
- ▶ドイツ保険最大手のアリアンツ、スロバキア保険会社大手Slovenska poistovnaの民営化株91%を落札。
- ▶オーストリアの銀行大手BEWAG、Slovenska poistovnaが保有する国内銀行業界3位のIstrobankaの82%株式を落札。株式10%を保有していた同国のErste Bankは保有株を放出。

< 1 月 >

- 1日▶税制改正法施行。法人税率を従来の29%から25%に引き下げ、個人所得税減税も実施。5,000SKK以上の買物をした外国人に対する付加価値税の還付も実施。
- ▶タックスホリデーの最長適用期間を10年とし、外国資本比率や新規投資の条件を撤廃した新投資促進法が正式に施行。最低投資額は4億SKK（ただし失業率10%以上の地域では2億SKK）。上記条件を満たす企業に対して、新規雇用者一人あたり16万SKKまでの補助金も助成。補助金額や適用期間については、政府が個別査定で決定。
- 13日▶財務省、2002年1月からの法人税法改正に伴い、国内で3年以上事業をしている企業に対して、年間最低2万

4,000SKKの法人税を義務付け。赤字企業への課税が目的。

- 15日▶スウェーデン家具メーカー大手のIKEA、スロバキア国内にブナ材の加工製造拠点の設立を発表。国内材木企業と20年の長期契約を締結し、年間1万2,000立方メートルの材木を加工生産。
- 17日▶スロバキア東部コシチェの米国系製鉄会社USスチール、2002年度の投資計画を発表。技術導入を中心に50億SKKを新たに投資。2001年度の投資額は29億SKK。
- 22日▶首都ブラティスラバに在スロバキア日本大使館が開設。それに伴い、3月22日から発効する「一般旅券所持者に対する相互査証免除（90日以内の短期入国ビザの免除）」に正式調印。
- 24日▶農業省によると、2002年度の狂牛病対策に要するコストは3億7,000万SKKに上る模様。現在までに国内で5頭の狂牛病を確認。

ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

< 12 月 >

- 5日▶ベルギーのファーストフードチェーン・クイックが営業不振を理由に撤退を発表。カナダのファーストフードチェーン・アールス(Earls)がブダペスト市内に一号店を開店。
- 7日▶金融機関最大手のOTP銀行、スロバキア投資開発銀行(IRB)を買収。
- 8日▶米国のイーグル・オタワ(Eagle Ottawa、自動車内装用皮革)、ソルノク(ハンガリー中東部)に工場建設のため3億フォリントの投資を発表。
- 13日▶マードル大統領、2002年の総選挙日程を第1回4月7日、第2回4月21日と発表。
- 15日▶ポッシュ、ミシュコルツ(ハンガリー

Chronology

東部)に投資額1,650万ユーロで工場を設置する予定。

- ▶2001年に総合経済政策セーチェニー計画補助金の申請をした企業11,171社、うち4,866社に総額628億フォリントを交付。
- 19日▶議会、2003年1月から2010年までの国内電力産業自由化関連法案を可決。大口需要家200社向けを含む市場の35%が対象。
- 27日▶公共料金、2002年1月1日に値上げ。電気料金、鉄道運賃は平均5%、バス運賃は平均6%アップ。
- 28日▶米国ブラディー・コープ(Brady Corp、エレクトロニクス部品製造)、ブダペストに支店を設置。

< 1 月 >

- 1日▶ステータス法と経済関連法規が発効。経済関連法発効で、国内決済で外貨使用が可能、屋外のタバコ広告は禁止。
- 3日▶GEライティング・ヨーロッパ、ロンドンの本社をブダペストへ移転。すでに調達、R&D部門は移転済み。同社のハンガリーへの投資額は10億ドル超。
- 11日▶イカルスとルノー、合併企業を設立し、トラック、バス、同部品の生産を計画。生産目標は年間4,000~5,000台。
- 15日▶政府、外国人に対する2002年の労働許可を8万1,320件以上は発行しないと決定。2001年の発行は3万6,810件。
- 22日▶フィリップス、ジュールに工業技術センターを開設し、60名の人員で同社の他部門およびサプライヤーに対するコンサルティングとロジスティクス・サービスの提供を計画。
 - ▶インドのDSOソフトウェアの現地法人、フィリップスやノキアなどのソフトウェア開発を2002年2月から開始。

開発要員は、100名程度の見込み。

- 27日▶ITDH、2001年の投資誘致件数が47件、投資額が8億ユーロと発表。国別シェアは韓国50%、オランダ13%、米国10%、インド7%、日本6%。
- 30日▶欧州委、2004年に新規加盟する国に対する農業、地域開発補助金を現加盟国に交付している補助金の4分の1しか交付しない計画を発表。完全に平等の権利を得るのは加盟10年後。

ルーマニア

ROMANIA

< 12 月 >

- 7日▶EU、2002年1月よりルーマニア人に対する強制的ビザの廃止を決定。
- 14日▶中銀、5万レイの新札と5,000レイのコインを発行。
- 17日▶ナスターセ首相、NATOの要請により軍事産業従事者4万5,000人のうち、2002年末までに2万6,500人を解雇し1万8,500人まで縮小する計画を発表。
- 19日▶政府、2002年1月1日より輸出利益に対する利益税(法人税)の5%から6%への引き上げを決定。
 - ▶ムーディーズ、ルーマニアの格付け引き上げを発表。政府発行の外貨債券およびレイ建て債券をB2に引き上げ。
- 20日▶工業資源省、電気代を3月まで毎月3.6%、4月に16%値上げする計画を発表。
- 21日▶IMFの推計によると、ルーマニアの2001年のGDP成長率は4.8%でEU加盟候補国の中でラトビアに次いで高い。2002年は4.6%でトップ。

< 1 月 >

- 19日▶2002年から自動車輸入にEuro3汚染基準を義務化。またEUから輸入する自動車の関税は従来の6%からゼロに。

- 11日▶ナスターセ首相、外国投資を専門に扱う投資庁を設立する意向を表明。
- 18日▶イリエスク大統領、2月12～15日の訪日を発表。
- 18日▶銀行預金保証基金、銀行倒産に際しての個人の銀行預金保証額を8,850万5,000レイから1億45万3,000レイに引き上げ。
- 24日▶政府、2002年の対外資金借り入れの上限を34億ドルと決定。2001年の上限は30億ドルで、実績は29億7,400万ドル。
- 25日▶政府、非効率な電力部門のリストラのため、2004年までに23億ドル支出する計画を発表。
- 29日▶上院、付加価値税（VAT）に関する法案を採択し下院に送付。法案では、健康、教育、研究所、個人農、貯蓄銀行、中銀、保険・再保険会社の提供するサービス・販売等はVATを免除。
 - ▶商工会議所によると、91～2001年10月の外国投資受け入れ額は72億ドル。主な投資国はオランダ（シェア14.4%）、ドイツ（10.3%）、フランス（9.2%）、米国（8.2%）等。
 - ▶独ハイパーマーケットのセルグロス（Selgros）、ブカレストに2号店を開店（投資額1,350万ドル）。1号店は2001年5月、ブラショフ市に開店（同1,650万ドル）。

ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

< 12 月 >

- 6日▶議会の予算財政委員会、産業輸送用の自動車の償却率15%を、来年度から20%へ引き上げることを決定。コンピュータ等、他の品目の加速償却については、段階的な実施を検討。
- ▶ヴェルチェフ財務相、英クラウン・エージェンツ社と、ブルガリアの関税行

- 政改革に関わる3ヵ年契約を締結。
- 7日▶ブルガリア国際ビジネス協会（BIBA：25カ国、170の企業で構成）債務超過問題のための特別法廷設置など同協会の提案を盛り込んだ、2001年度外国投資白書を首相に提出。
 - ▶民営化庁、2002年度の民営化計画を発表。国営企業349社の売却で7億4,000万レバの収入を見込む。
- 14日▶政府、IMFとの2ヵ年スタンドバイ融資協定（総額3億ドル、9トランシェ）に基本合意。政府は2002年度財政赤字をGDPの0.8%以内に抑えることのほか、エネルギー・輸送・教育・保健部門の構造改革、ビジネス環境の改善を約束。
- 20日▶ムーディーズ、ブルガリアの長期外貨建て債権のB2からB1への格上げを発表。
- 21日▶世銀、ブルガリア支援のための新3ヵ年戦略を発表。3年間で7億5,000万ドルの融資を予定、うち5億ドルが収支調整用、2億5,000万ドルが投融資。

< 1 月 >

- 1日▶鉄道輸送の自由化を規定する「鉄道輸送法」により、ブルガリア国鉄は「輸送会社」と「鉄道インフラ整備・管理会社」に分割。民営の鉄道（貨物・旅客）輸送会社も2002年内に設立の見込み。
 - ▶99年に調印されたマケドニアおよびトルコとの自由貿易協定が発効。
- 9日▶財務省、2002年度のブルガリアの対外債務返済額を9億9,330万ドルと発表。うち元本は5億9,340万ドル。
 - ▶資源エネルギー庁、2001年のブルガリアの電力輸出量を70億kWhと発表。近隣諸国の電力供給不足分の約半分をカバー。

Chronology

- 17日▶EBRD、ブルガリア国営電力会社の送電システム再建・近代化対策に対する4,110万ユーロの融資供与を決定。
- 18日▶経済省、株式市場を通じた民営化のパイロット・プロジェクトを発表。ブルガルタバック・ホールディング社とDSK銀行のそれぞれ5%の株式を、過去の国有資産返還に際して発行された代替権利証書との引き換えを条件にソフィア証券取引所で4月に公開。
- 22日▶ゲオルギ・パルヴァノフ新大統領が就任。副大統領はアングェル・マリン氏。
- 24日▶ヴァシリエフ経済相、ブルガルタバックの民営化方針を発表。2002年度半ばを目途に、株式の最高80%を入札対象にし、20%を株式市場で一般公開。

スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

< 12 月 >

- 3日▶米ウェスタン・ワイヤレス社、携帯電話サービスを開始。スロベニア国営系のモービテル社、オーストリア系のシモービル社に続いて3社目の携帯電話会社となり、スロベニアでのシェア20%獲得と旧ユーゴ諸国進出を目指す。
- 4日▶スロベニア電力公社(ELES)オーストリアからの電力輸入の禁止を発表。オーストリアが1日から中・東欧諸国からの電力輸入を禁止したことへの対抗措置(17日にオーストリアがスロベニアを対象国から削除、18日、スロベニアも対抗措置を中止)。
- 5日▶政府、2003年に予定していたVAT税率の引き上げを1年前倒し、2002年1月から実施する方針。一般税率は19%から20%、食料品などへの軽減税率は8%から8.5%に引き上げ。
- 6日▶政府、EU拡大後の「人の自由移動」に

関してEU側の7年間の移行期間提案を了承する方針を決定。

- 12日▶EU加盟交渉で「人の自由移動」「租税」「司法と内務」の交渉を終了。残りは「農業」など4分野。
- 20日▶銀行最大手NLBと仏ルノー、自動車製造業のRevoz社株12.68%の売却で合意。ルノーは66.68%を所有し、今後設備投資を拡大する方針。

< 1 月 >

- 1日▶新税制がスタート。VATは20%(食料品などの軽減税率は8.5%)に、タバコ税(49%)などの各種物品税も増税。インフレ率を0.5ポイント押し上げるとの予想。
- 4日▶2001年中のスロベニアの対旧ユーゴ諸国投資は約1億3,800万ユーロ。小売流通業を中心とした対クロアチア向けが約5,100万ユーロでトップ。
- 9日▶スロベニア・コペル港運営会社がイタリア・トリエステ港に所有する第7埠頭の運営に関して、EU規則違反の疑いからイタリア当局が査察に入るとした問題で、コペル港側が激しく抗議。トリエステ港からの撤退も示唆。
- 14日▶2001年の乗用車販売台数、前年比11.5%減の5万5,497台に。プジョーが前年比18.7%増と売上が急増させた反面、フィアットは同21.8%の大幅減。シェアトップはルノーで21.4%。
- 17日▶スロベニアおよびバルト三国のNATO加盟内定の報道。11月にプラハで開催のNATO首脳会議で正式決定の見込み。
- 24日▶空席の欧州統合相ポストに、現職のEU加盟交渉団代表ポトゥニック氏が就任。同氏は交渉団代表と統合相を兼務。
- 27日▶ドルノフシェク首相、与党自由民主党

(LDS)の党首に再選。昨年10月に党首辞任を示唆したが、有力後継者が見当たらず続投。翌日発表された世論調査では、LDSは支持率約32%と、第2位の野党SDSの11%を大きくリード。

- 31日▶EUの新規加盟国向け農業関連補助金の当初予定からの減額(初年度25%)に対して、ブツ農相らが一斉に批判。

クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

< 12 月 >

- 3日▶ウクライナ訪問中のメシッチ大統領、同国との間で、将来の自由貿易協定締結などを含む包括協定に署名。両国間の貿易額は、今年に入り1~9月で前年同期比70%以上増加。
- 4日▶ブルガリアと自由貿易協定の締結で合意。発効は2002年中の見込み。
- 5日▶IMFの調査団、2001年の同国経済は予想以上の改善を見せたと評価。2002年についてもGDP成長率で3.5%、インフレ率は3%、財政赤字のGDP比も4%程度と楽観的な予想。
- 8日▶ミミカ欧州統合相、2003年末までに安定化連合協定(SAA)の履行義務を終了し、同時にEU正式加盟を申請する方針を表明。
- 14日▶クロアチア鉄道(HZ)、2002年中に総額約3億ユーロの設備投資を計画。ザグレブ・スプリット間の電化工事により、両都市間を5時間以内で結ぶ。
- 18日▶グラニッチ副首相、クロアチア電力公社(HEP)の民営化を新規株式公開で実施すると発表。当初計画していた、提携企業を選出して政府保有株を売却する方式を変更。
- 27日▶クルシュコ原子力発電所(スロベニア、クロアチア折半出資)のクロアチア所有株について、スロベニアの石油最大

手ペトルル社などが買収する意向。実現すれば最低でも7億ドル相当の大型案件に。

< 1 月 >

- 8日▶クロアチア労働機関の発表によると、2001年末時点の失業率は25%。一昨年末より4.4%増、前月比で2.6%増と大幅に悪化。同日ラチャン首相は2003年末まで1億5,000万ドル規模のプロジェクトを通じて3万7,000人の新規雇用創出を表明。特に失業率が42%に上る27歳以下の大卒者については、1万8,000名の雇用創出を目指す。
- 9日▶2001年1~11月の対EU貿易は、輸出が全体の55.8%(約48億ユーロ)、輸入が同55.5%(約94億ユーロ)。国別では輸出入ともイタリアがトップ。
- 10日▶ルノー発表によると、同社Clioの2001年販売台数は5,000台を超えて国内トップとなり、同社のシェアは17%(1万1,555台)に。
- 16日▶政府、タンクローリー車による石油製品の国内通過・輸送を禁止。国内の事故多発を受けた措置。スロベニアおよびボスニア・ヘルツェゴビナからは非難の声。その後政府は一部ルートの通行を限定的に許可したものの、スロベニアはWTOに調停を依頼。
- 17日▶政府、保険最大手オシグラニエの民営化を正式決定。51%の保有株式を入札で売却する予定。独アリアンツ、仏アクサなどが応札の意向。
- 28日▶金属工業のMIOスタンダード社、ホンダ製耕運機の製造計画を発表。完成品は国内および中・東欧市場で販売の予定。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	2.6	3.0	7.0	1.1	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6	2.4	3.6	22.2
97年	4.3	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	3.9	2.0	20.8
98年	3.0	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.8
99年	2.1	2.3	4.2	3.0	0.5	11.2	1.8	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.1	2.3	15.9
2000年	3.0	2.1	3.6	3.4	1.7	9.6	3.0	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.1	3.4	14.1
2001年	2.4	-	-	-	1.7	-	0.6	-	-	-	2.7	9.5	-	-	-
2000年 7～9月	3.0	2.1	3.5	*0.8	-	-	2.6	-	-	2.6	2.6	10.1	4.0	3.6	13.7
10～12月	2.7	2.1	3.4	*0.9	-	-	1.5	-	-	2.6	2.6	10.0	3.6	4.0	13.6
2001年 1～3月	3.0	1.9	3.3	*0.4	-	-	1.4	-	-	2.5	2.9	10.1	3.3	3.8	13.4
4～6月	2.7	2.3	3.2	*0.2	-	-	0.6	-	-	2.1	3.0	9.6	3.0	4.1	13.0
7～9月	2.2	2.4	3.1	*0.5	-	-	0.3	-	-	1.9	2.8	9.2	2.6	3.7	12.8
10～12月	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	9.3	-	-	-
2000年 11月	-	2.2	3.4	-	2.2	9.1	-	2.4	8.9	-	2.7	-	-	4.1	-
12月	-	2.0	3.4	-	1.6	9.0	-	2.2	9.3	-	2.7	-	-	4.0	-
2001年 1月	-	1.8	3.3	-	1.2	8.9	-	2.4	10.0	-	3.0	-	-	3.7	-
2月	-	1.9	3.3	-	1.4	8.7	-	2.6	10.1	-	3.0	-	-	3.8	-
3月	-	1.9	3.3	-	1.3	8.7	-	2.5	9.8	-	2.8	-	-	3.9	-
4月	-	2.0	3.2	-	1.8	8.6	-	2.9	9.5	-	3.1	-	-	4.0	-
5月	-	2.4	3.2	-	2.3	8.6	-	3.5	9.0	-	3.0	-	-	4.2	-
6月	-	2.4	3.2	-	2.1	8.6	-	3.1	8.9	-	3.0	-	-	4.2	-
7月	-	2.2	3.2	-	2.1	8.8	-	2.6	9.2	-	2.9	-	-	3.9	-
8月	-	2.6	3.1	-	1.9	8.8	-	2.6	9.2	-	2.8	-	-	3.7	-
9月	-	2.3	3.1	-	1.5	8.9	-	2.1	9.0	-	2.6	-	-	3.4	-
10月	-	2.3	3.2	-	1.8	8.9	-	2.0	9.0	-	2.5	-	-	3.0	-
11月	-	1.8	3.2	-	1.2	-	-	1.7	9.2	-	2.4	-	-	2.7	-
12月	-	1.9	3.2	-	1.4	-	-	-	-	-	2.4	-	-	-	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	3.0	3.1	7.3	2.4	8.2	9.8	3.0	1.4	6.6	1.0	2.1	13.8	2.9	1.4	3.3
97年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.4	1.6	13.3	7.3	1.4	3.7
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1	2.4	1.0	12.6	5.0	1.0	3.3
99年	3.0	2.5	4.4	3.4	2.6	11.7	3.7	2.2	3.1	2.7	1.1	11.7	7.6	1.0	2.9
2000年	3.3	2.9	4.0	4.1	3.9	11.1	3.5	2.6	2.6	4.0	2.5	10.9	8.5	3.2	2.6
2001年	-	-	-	4.1	3.0	10.9	-	4.5	2.0	1.4	2.5	-	-	2.7	-
2000年 7～9月	3.0	3.4	4.0	-	-	-	3.1	-	2.4	-	-	-	-	-	-
10～12月	-	3.9	3.8	-	-	-	2.2	-	2.6	-	-	-	-	-	-
2001年 1～3月	2.2	4.8	4.2	6.1	-	-	1.4	-	2.4	-	-	-	-	-	-
4～6月	2.5	4.6	3.9	4.9	-	-	1.4	-	1.8	-	-	-	-	-	-
7～9月	-	4.1	4.0	4.4	-	-	0.8	-	2.0	-	-	-	-	-	-
10～12月	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	-	-
2000年 11月	-	3.8	-	-	4.2	-	-	3.0	-	-	3.1	10.7	-	3.7	2.6
12月	-	3.9	-	-	3.9	-	-	2.9	-	-	2.5	10.6	-	3.5	2.6
2001年 1月	-	4.4	-	-	3.4	-	-	4.2	-	-	2.2	10.7	-	2.9	2.7
2月	-	4.8	-	-	3.5	-	-	4.5	-	-	2.3	10.6	-	2.9	2.7
3月	-	5.1	-	-	3.0	-	-	4.6	-	-	2.1	10.3	-	2.9	2.5
4月	-	4.5	-	-	3.5	-	-	4.9	-	-	2.8	10.2	-	2.8	2.5
5月	-	4.8	-	-	3.6	-	-	4.9	-	-	3.1	10.0	-	3.3	2.4
6月	-	4.5	-	-	3.9	-	-	4.5	-	-	2.9	9.9	-	2.9	2.4
7月	-	4.3	-	-	3.9	-	-	4.6	-	-	2.7	11.1	-	3.0	2.4
8月	-	4.0	-	-	3.8	-	-	4.7	-	-	2.7	11.6	-	2.8	2.4
9月	-	4.0	-	-	3.6	-	-	4.7	-	-	2.3	11.7	-	2.4	2.5
10月	-	4.1	-	-	2.8	-	-	4.3	-	-	2.4	11.5	-	2.3	2.7
11月	-	3.9	-	-	2.4	-	-	4.2	-	-	2.1	10.8	-	2.1	2.7
12月	-	3.7	-	-	3.0	-	-	4.4	-	-	2.2	-	-	1.7	2.7

(注) 1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比 *は前期比 は推定値。
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)、失業率は失業保険申請ベース。
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長率は、2001年1月より96年まで溯り計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.5	2.0	6.8	7.8	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0	1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.3	0.8	4.7
3.0	1.9	5.6	10.8	1.5	9.8	1.3	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.5	1.3	5.2	8.6	2.4	7.4	3.3	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.3	2.1	5.2	10.8	1.6	5.5	2.8	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
3.0	2.7	4.7	11.5	5.6	4.1	3.3	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.0	1.6	2.0
-	2.4	-	-	-	3.8	-	-	-	-	2.5	-	-	2.6	-	-	-	-
3.1	2.6	4.7	10.1	-	3.9	2.4	2.8	5.8	3.7	0.9	4.8	5.6	3.9	8.4	2.9	2.0	1.8
2.7	2.6	4.7	12.1	-	-	2.8	2.8	7.2	2.3	1.1	3.9	5.5	3.9	8.6	2.5	2.6	1.8
2.0	-	4.6	12.7	-	-	2.6	2.8	5.3	2.2	1.6	4.2	3.4	3.1	9.8	2.3	1.0	1.9
0.9	-	4.6	9.2	-	-	0.9	3.1	5.0	1.0	2.7	3.8	0.3	3.1	10.3	2.0	1.5	1.7
1.2	-	4.5	-	-	-	-	2.6	-	2.8	2.8	4.2	0.0	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	1.7	-	-	0.4	-
-	2.7	4.8	-	7.0	3.7	-	3.1	5.8	-	1.3	3.9	-	4.0	8.7	-	1.9	1.8
-	2.3	4.7	-	5.9	3.6	-	2.6	6.5	-	1.0	3.7	-	3.5	8.3	-	1.7	1.9
-	2.3	4.6	-	5.2	3.6	-	3.0	7.7	-	1.5	4.4	-	3.3	9.9	-	1.3	2.0
-	2.3	4.7	-	5.3	3.6	-	2.6	7.5	-	1.5	4.2	-	3.1	9.8	-	0.8	1.9
-	2.2	4.6	-	5.4	3.6	-	2.7	6.4	-	1.8	3.9	-	2.9	9.6	-	1.0	1.8
-	2.6	4.6	-	5.6	3.7	-	3.0	5.8	-	2.7	3.7	-	3.0	10.3	-	1.2	1.7
-	2.8	4.6	-	5.4	3.7	-	3.4	5.3	-	2.8	3.5	-	3.4	11.3	-	1.8	1.7
-	2.2	4.6	-	5.3	3.7	-	2.8	4.9	-	2.7	4.2	-	3.0	9.3	-	1.6	1.6
-	2.3	4.5	-	4.8	3.7	-	2.8	4.8	-	2.7	4.2	-	2.5	7.6	-	1.4	1.7
-	2.5	4.4	-	4.6	3.7	-	2.5	5.0	-	2.8	4.3	-	2.4	7.8	-	1.1	1.7
-	2.1	4.4	-	4.6	3.7	-	2.6	5.2	-	3.0	4.0	-	2.2	8.7	-	0.7	1.7
-	2.0	4.4	-	4.3	3.9	-	2.5	5.8	-	2.5	4.0	-	1.9	8.3	-	0.6	1.9
-	1.7	4.4	-	3.8	4.1	-	2.0	6.7	-	2.5	3.7	-	1.6	8.8	-	0.3	2.1
-	2.1	-	-	4.2	4.1	-	-	-	-	2.7	-	-	1.6	-	-	0.3	2.4

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
4.8	1.3	4.9	5.2	2.3	4.4	6.0	19.9	13.2	4.3	8.8	3.5	1.3	23.6	9.9	3.9	38.8	6.6
3.5	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.0	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	4.0	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.4	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.3	3.1	3.4	5.0	5.1	1.3	4.1	10.1	15.0	2.9	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.6	3.0	3.5	2.2	6.7	1.4	-	-	-	-	-	-	-	9.2	-	-	-	-
1.5	3.4	3.5	8.8	4.8	1.0	3.3	10.8	-	2.4	4.0	8.9	4.5	9.8	6.3	-	-	-
0.5	3.1	3.1	3.3	4.3	1.1	2.4	9.2	-	3.8	4.2	8.6	4.2	10.3	6.0	-	-	-
0.6	3.5	3.7	6.2	3.8	1.5	2.3	6.7	-	4.1	-	-	4.4	10.5	6.0	-	-	-
1.7	4.0	3.6	3.0	5.6	1.5	0.9	-	-	3.9	-	-	4.0	8.7	5.6	-	-	-
1.7	2.6	3.6	-	7.7	1.1	0.8	-	-	-	-	-	3.7	-	5.6	-	-	-
-	2.0	-	-	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3.2	3.1	-	4.6	1.1	-	9.3	14.5	-	4.3	8.5	-	10.6	6.0	-	41.3	10.3
-	3.0	3.0	-	4.2	1.3	-	8.5	15.1	-	4.0	8.8	-	10.1	5.7	-	40.7	10.5
-	3.4	3.6	-	3.5	1.6	-	7.4	15.7	-	4.2	9.1	-	10.1	6.0	-	39.9	10.8
-	3.6	3.4	-	4.1	1.5	-	6.6	15.9	-	4.0	9.0	-	10.4	6.3	-	40.0	10.8
-	3.7	3.3	-	3.9	1.5	-	6.2	16.1	-	4.1	8.7	-	10.5	5.6	-	40.3	10.5
-	3.8	3.2	-	4.5	1.6	-	6.6	16.0	-	4.6	8.3	-	10.3	5.8	-	37.5	9.9
-	4.3	3.4	-	5.5	1.6	-	6.9	15.9	-	5.0	8.1	-	10.8	5.7	-	37.4	9.3
-	3.8	3.5	-	6.8	1.2	-	6.2	15.9	-	5.5	8.1	-	10.5	5.4	-	35.7	8.8
-	2.7	3.6	-	7.0	1.1	-	5.2	16.0	-	5.9	8.5	-	9.4	5.7	-	31.8	8.4
-	2.7	3.6	-	7.9	1.1	-	5.1	16.2	-	5.5	8.5	-	8.7	5.8	-	32.4	8.1
-	2.4	3.7	-	8.4	1.1	-	4.3	16.3	-	4.7	8.5	-	8.0	-	-	31.2	7.8
-	2.2	4.0	-	8.0	-	-	4.0	16.4	-	4.4	8.4	-	7.6	-	-	30.7	7.7
-	1.8	-	-	8.1	2.4	-	3.6	16.8	-	4.2	8.5	-	7.1	-	-	30.7	8.0
-	2.1	-	-	8.6	-	-	-	-	-	4.1	8.9	-	6.8	-	-	30.3	8.6

(注) 6 デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。

7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。

8 97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。

資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

中・東欧三二情報

《買い物事情》

ポーランド

便利なハイパーマーケット

フランスやオランダなどのスーパー、ハイパーマーケットの進出に伴い、土曜・日曜、祝・祭日でも開店している店が多くなった。土曜日なら平日並みに夜の9時～10時まで営業している。そのため、週末には郊外のショッピングセンターは家族連れの買い物客で賑わっている。街中の小規模店舗は、たいてい土曜日は半日営業、日曜日は閉店している。

大型スーパーでの生鮮食品、特に野菜・果物の鮮度は残念ながらあまりよくない。だが、魚や生肉、加工肉（ハム・ソーセージなど）、チーズなどは種類も多く、鮮度もよいので、週末のまとめ買いにはちょうどよい。また、小規模

な店では見かけないような食品も数多く取り揃えている（例えば、フレッシュハーブ、南国のフルーツ、イタリアン・中華用の調味料など）。

こうした大型店で入手できる和風料理の材料としては、大根、白菜、もやし、豆腐（硬め）、長ねぎなどがある。干し椎茸やきくらげ、缶詰のたけのこ、春雨なども見かける。反対にあまり見かけないのはゴボウやさつま芋、里芋、山芋などである。

日本食の食材は、ワルシャワ市内に数軒あるアジア系の食材を扱っている専門店でも入手可能である。そこでは日本のみりんや練りわさび、とんかつソース、しょうゆ、春巻の皮、日本風の米などを購入することができる。

チェコ

日本食材も購入可能

都市部では近代的な外資系スーパー、ショッピングモールなどが次々と完成しており、市民の買物は必要に迫られたものから、楽しむものへと変わってきた。営業時間は店舗によるが、概ね朝8時から夜8時で、土日・祝日も開いている。小型の商店では平日以外の営業時間を短縮しているところが多いが、完全に閉まってしまうところはあまりみられない。品物の種類も豊富で、余程特殊なものでない限り手に入らないものはほとんどない。食品の鮮度は、ほぼ日本と同様であるが、野菜、果物は季節によっては多少質が落ちるもの、もしくは、全く出回らなくなってしまうものもあるので注意。

日本食材に関していえば、日本製醤油のほか、豆腐、更に唐辛子などの和食調味料、寿司ネタなども国内で賄えるようになった。但し価格はやはり割高で、醤油が1リットル約750円、豆腐（絹ごし）一丁120円、米10キロ3,700円である。

一方、昔ながらの市場も、新鮮な野菜、果物が手軽に買える貴重なもので、利用価値は失われていない。チェコでは一般に値段を交渉する習慣はないので、店の人により価格が左右されることはないが、それでもお気に入りの市場、お気に入りの屋台を見つけて、店の人に顔を覚えられまで通うと、例えば一番質の良い品物をとっておいでもらえたりして、スーパーでは得られない良さがある。

ハンガリー

買う前にリサイクル

ブダペスト市内を歩いていると骨董屋をよく見かける。建てつけの悪いドアを押し開けて店内に入ってみると、いすやテーブルなどの家具、時計、銀食器、ガラスのコップなど食器類、銅製の香辛料、絵画など、さまざまなものがところ狭しと置かれている。オーストリア・ハンガリー二重帝国時代（1867～1918年）のものなのか、立派な置物がある一方、店の隅には塗装のはげたスチール製貯金箱や人形などが積み置かれている。

年に数度、市内各地域で粗大ゴミの一回回収

の日がある。多くの外国人が住む高級住宅地域でも、前日から沢山のテーブルや木製チェア、食器などが家の前に山と詰まれる。回収前日の夜、その地域はどこから集まってきたのか多くの人たちで夜遅くまでにぎわう。彼らは旧ソ連製乗用車に牽引された荷車に、回収したものを山と積んで、もっとお宝はないかと、街中をゆっくり走っている。

骨董として店に売れそうなもの、自分が使いたいもの、人々のお目当てはさまざまだ。

こうして、リサイクル・システムが自然に機能している。この土地では、あらゆるものがみんな大事に使ってもらえるような気がする。

ルーマニア

野菜・果物は青空市場で

ブカレストで地元の新鮮な果物や野菜を購入する時は青空市場が良い。たいていの品物はルーマニア産だが、ピアツァ・アムゼイ（Piata Amzei）といった都市の中心の市場では輸入品も販売されている。輸入品は、国産の品物よりかなり値段が高い。多くの市場では切り花が売られているほか、肉やチーズなどの乳製品も扱っている。

同じ市場でも一般に都市の中心にある市場の物価は比較的高い。物価の安い市場のうちで、ブカレストで最も大きい市場はピアツァ・オボ

ール（Piata Obor）である。朝早くから夕方暗くなるまで、一日中営業している。ほとんどの市場は週末に混雑し、土曜日の午前中にピークを迎える。混んでいる時に買い物をする場合、スリに気をつける必要がある。

ルーマニアのスーパーマーケットはすべてこの10年間に開店したものである。多くの輸入品や国産品が販売されているが、日本の食品はまだほとんど扱っていない。食品の値段は街の小さい店や市場に比べると高い。近年ドイツのメトロ、トルコ資本のショッピングモール、また昨年フランスのカルフールなどの大型店が進出した。

ブルガリア

献立作りを楽しみながら食材探し

「ヨーグルトしか売っていません」というようなことは、もちろんない。市内にはたくさんの市場（バザール）がある。また、ここ2～3年で、西欧資本の大型スーパーが進出し、朝8時から夜9時まで営業している。夏場の野菜は、種類、量ともに充実している。コメも日本米の粘りまでは期待できないものの、キロ当たり60円程度で購入できる。本物の日本食は購入することができないが、それに代わる調味料やレトルト食品、インスタントラーメンもある。運がよければ、中華レストランで豆腐やキクラゲも購入できる。魚も冷凍ものが主体であるが、鯖

は脂がのっているし、サーモンもおいしい。

しかし、まだまだ充分とはいえない面もある。大型スーパーが進出してきたものの、秋から冬にかけて、ある時期一斉に市場、スーパーで大根、白菜が出回ったかと思うと、あるとき急にパッタリと見かけなくなったりする。また、食材の種類は不足気味で、主婦にとっては毎日の献立は一苦労かもしれない。その半面、ここでは自分の足一つで新しい食材にありつくことも可能である。場所、タイミングによっては、市場巡りで口コミ以上の大きな成果も期待できる。また、どの食材が日本食の材料として使えるか、熱心な研究が実を結ぶことも楽しみのひとつである。

各国通貨交換レート

2002年2月1日現在

国名	通貨	略号	交換レート	備考
ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	117.30	
英国	英ポンド	STG. £	194.10	
デンマーク	デンマーク・クローネ	D.KR.	15.89	
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	S.KR	13.05	
スイス	スイス・フラン	S.FR.	79.25	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	N.KR.	15.10	
アイスランド	アイスランド・クローナ	I.KR.	1.30	
ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	32.10	14.17
チェコ	チェコ・コルナ	CZK	3.62	36.938
スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	2.71	49.274
ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	0.47	282.50
ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	0.42	32,085
ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGN	59.01	2.2671

注：1) 交換レートは、現地通貨当たりの円貨額（売り相場）を表示。

中・東欧諸国の備考欄は1米ドルに対する各国通貨の交換レート。

2) ルーマニアは100ROL当たりの円貨額。

3) ユーロ圏12カ国は、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ。2002年1月1日よりユーロ貨幣の流通を開始。

出所：東京三菱銀行EXCHANGE QUOTATIONS（Opening）、ただしギリシャ、アイスランドおよび中・東欧諸国はFINANCIAL TIMES ホームページ“FT.com”による2月1日現在のレート。

JETRO ユーロトレンド

2002年3月号（NO.51） 2002年2月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。